

平成 1 6 年第 1 回西予市議会定例会会期日程表

会期 6 月 2 3 日（水）～ 7 月 7 日（水） （ 1 5 日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6 月 2 3 日	水	本会議（開会）	・ 理事者提案説明
6 月 2 4 日	木	本 会 議	・ 質疑
6 月 2 5 日	金	本 会 議	・ 一般質問
6 月 2 6 日	土	休 会	
6 月 2 7 日	日	休 会	
6 月 2 8 日	月	常任委員会	
6 月 2 9 日	火	常任委員会	
6 月 3 0 日	水	常任委員会	
7 月 1 日	木	常任委員会	
7 月 2 日	金	常任委員会	
7 月 3 日	土	休 会	
7 月 4 日	日	休 会	
7 月 5 日	月	休 会	
7 月 6 日	火	休 会	
7 月 7 日	水	本会議（閉会）	・ 委員長報告 ・ 質疑、討論、採決

平成16年第1回西予市議会定例会会議録(第1号)

平成16年第1回定例会(1日目) H16.6.23

- 議案第22号 西予市総合計画審議会条例制定について
- 議案第23号 西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例制定について
- 議案第24号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第27号 西予市過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第28号 平成16年度西予市一般会計予算
- 議案第29号 平成16年度西予市授産場特別会計予算
- 議案第30号 平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第31号 平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
- 議案第32号 平成16年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 平成16年度西予市老人保健特別会計予算
- 議案第34号 平成16年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第35号 平成16年度西予市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第36号 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第37号 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第38号 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第39号 平成16年度西予市上水道事業会計予算
- 議案第40号 平成16年度西予市病院事業会計予算
- 議案第41号 平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 5 西予市農業委員会委員の推薦について

開会 午前10時00分

- 議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は31名であります。これより平成16年第1回西予市議会定例会を開会いたします。
三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。
- 三好市長 皆さん、おはようございます。
本定例会は西予市の最初の定例会でございます。まさに西予市の歴史に刻まれる1ページである、このように思っております。また、本定例会は平成16年度の予算議会でもあります。本会議、委員会を通じて行政側からも多くのご提案を申し上げますし、また議員の皆さんからも多くのご意見があるつかと、このように思っております。ともに新しい西予市をつくるという気概を持ってしっかりした議論をしていきたいと、このように思っております。本定例会が4万7,000西予市民の負託にこたえる定例会になりますことを心からご祈念申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。お願いします。

- 議長 次に、初議会以降における諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。お目通し願います。
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

- 議長 今回の会議録署名議員に5番元親孝志君、6番嶋川武文君の両名を指名いたします。

(日程2)

- 議長 会期についてお諮りいたします。
今回の会期は、本日より7月7日までの15日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から7月7日までの15日間と決定いたしました。

(日程3)

- 議長 議案第20号「野村町エコセンタープラント建設工事請負契約について」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
- 大森産業部長 それでは、議案第20号「野村町エコセンタープラント建設工事請負契約について」ご説明をいたします。

野村町エコセンタープラント建設工事請負契約を下記のとおり締結したいので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は平成16年11月1日から実施となる家畜排せつ物法への対応に伴い、旧野村町で進めております新規堆肥センター建築工事の1次処理機械プラントを建設する工事であります。建設するプラントは均一な堆肥製造能力の極めてすぐれた密閉型堆肥装置を設置することとしております。この方式は現在岡山県川上村、山口県宇部市などで導入されておりまして、生産コストが安い上に耐久性が高く、20年以上の稼働実績があり、高い評価を得ております。このプラントにより処理できるふん尿の量は日量31トンであります。それを約70日かけて13トンの堆肥にいたします。堆肥につきましては、圃場に直接投入するばら堆肥に加え、20キログラム程度の袋詰め製品、濃縮ペレット製品を製造販売する計画であります。このプラントの完成により53戸の畜産農家の処理が可能になる計画であります。本工事については、プラントの特殊性から全国でも当市計画の方式に即した製造業者はナラサキ産業株式会社のみであり、競争入札に付することが不相当であると認められることから、随意契約により去る6月15日にナラサキ産業株式会社代表取締役嶋崎哲治氏と、工事請負金額2億7,247万5,000円で工事請負仮契約を締結したので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

- 28番大竹忠盛君 過日の協議会の具体的な説明を受けまして、その折にも今光センサー等の問題もあって、随意契約については十分慎重を期されるようお願いをいたしたところであります。きょうは本会議でありますもんですから、改めまして今後の事務処理、その他について十分精査をされるように意見を申し上げたいと思ひます。

以上であります。

- 三好市長 今ほどの大竹議員のご質問にお答えいたします。

本案件の契約につきましては、既に旧野村町の段階におきまして十分に委員会を設置されて議論をされるところでございます。それを踏まえての今回のご説明、契約であります。その過程におきましても、光センサー等々と比べると、先般の全員協議会にお話ししたとおりでございます。ぜひともご理解をいただきまして、なおかつ私どもの、おっしゃるようなしっかりとした手続を踏まえて最後までこの建設に向けてやっていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第20号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、議案第21号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例制定について」から議案第41号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの21件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 議案第21号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

政務調査費は、議会議員の市政に関する調査研究に要する経費の一部を会派または議員に交付するもので、議員の政策立案能力の向上を図り、議会の活性化と、ひいては市政の発展を図るものであります。本条例は、その政務調査費の交付に必要事項を定め、適正かつ効果的な運用を図ることを目的に制定するものであります。

条例の内容につきましては、政務調査費の交付対象を会派または会派に属さない議員といたしており、その額は月額で1万円といたしております。また、政務調査費の交付を受けた会派及び議員は収支報告書を翌年度の4月末までに提出することとし、その収支報告書については、市民等の請求により閲覧ができるものといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議案第22号「西予市総合計画審議会条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第2条第4項の規定による総合振興計画を策定するため法第138条の4第3項の規定による西予市総合計画審議会を設置するものであります。総合計画は地方自治法で策定することが定められている地方自治体の最上位計画であり、西予市においても各種計画の頂点に立つものであります。新市としての第1次の総合計画は、西予市が自然と文化と人が輝く交流の町の実現に向け、本市の将来の進むべき方向と、持続的に発展していくことができるまちづくりを進めるために極めて重要な長期計画であります。計画期間は、平成18年度から27年度までの10力年とするものであります。提案いたしております審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について審議及び調査等を願う機関でありまして、委員30名以内で組織したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○大森産業部長 それでは、議案第23号「西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

特定農山村地域活性化推進事業は、特定農山村地域における農林業等の活性化のために基盤整備計画を策定し、高収益、高付加価値型農業の展開などに向けて、新規作物の導入試験、多様な担い手の育成及び地域間交流の促進などのソフト事業を展開するものであり、当市では今年度から新たに当該事業に取り組むことといたしております。本条例は、城川町地域における当該事業に係る基金を設置することから、地方自治法第241条の規定に基づき、基金の効果的な運用と活用を図るため制定するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○松本生活福祉部長 議案説明の前にお断りを申し上げます。6月21日の事務連絡により議案書の差しかえをお願いいたしました。重要な議案を不注意により差しかえをお願いするような結果となりましたことを深くおわび申し上げます。今後このようなことのないよう職員一同気を引き締めて努めてまいりますので、ご容赦のほどをお願い申し上げます。

それでは、議案第24号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法及び国有財産等所在地市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律等が平成16年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、長期譲渡所得並びに短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を地方税法改正に伴い、一部を改正するものであります。その内容につきましては、条例第3条の所得割額に関する長期譲渡所得並びに短期譲渡所得の特例の法改正に伴い、字句の追加、あるいは改正するものであります。

なお、この規定は平成17年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するもので、平成16年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第25号の「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宇和上水道事業は、昭和36年10月に計画給水人口6,500人で創設されました。その後、生活様式の変化に伴う給水量の増加に対処することや、管路の老朽化による漏水や断水事故を防ぐため、第3次拡張事業に至るまで整備を図ってまいりました。しかしながら、愛媛県立歴史文化博物館、どんぶり館など、大型施設の完成により給水区域の拡張、四国縦断自動車道の開通による観光客の増加、さらに公共下水道、農業集落排水事業の供用開始に伴う給水量の不足を補うため、平成15年度末に第4次拡張事業である宇和町上水道事業経営変更の認可を取得し、給水区域及び給水人口が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

多田簡易水道事業は、昭和36年に創設し、昭和50年に伊延谷及び大西の2つの条例水道を統合、さらに昭和52年に給水量の増加により計画給水人口1,800人、1日当たりの計画最大給水量360立米とする拡張事業を行い、現在に至るまで整備を図ってまいりました。今回の計画によりまして、長期展望に立脚した広域的簡易水道を目指し、隣接する吉信、院内、横尾の県条例水道を統合し、久保、伊延西地区の未給水区域の解消を行い、さらに河内簡易水道を統合することで、経営基盤及び管理体制の強化を図り、同時に営農用水量の増加、農業集落排水事業の計画に伴う給水量の不足等を補うため、平成15年度に多田簡易水道事業経営変更の認可を取得し、給水区域及び給水人口が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

上げます。

○森総務企画部長 議案第27号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、西予市過疎地域自立促進計画を策定するものです。国においては、過疎地域の対策として昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法に始まり、次いで過疎地域振興特別措置法、さらに過疎地域活性化特別措置法、現在は4次の過疎地域自立促進特別措置法の過疎立法を施行し、各種の行政上の特別措置が講じられてきました。過疎地域においては、法に基づく市町村計画を策定することになっております。前期計画は平成12年度から5カ年度であります。最終年度となる平成16年度は今回の合併で過疎地域指定の旧町が存在しないことにより、事業計画は西予市としての一本化した計画が必要であるため、旧町の計画方針を継承する形で本計画を策定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○三好市長 議案第28号「平成16年度西予市一般会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成16年度予算案及び諸議案の提案に当たり、所信並びに予算編成の概要を申し上げます。

本定例議会は、西予市が誕生し最初の定例議会であります。実質平成16年度の予算議会でもあり、今後の西予市のあり方を問われる重要な議会であります。このことから予算説明をする前に市長として所信を述べさせていただきます。

地方分権と国家の財政構造改革の2つの大きな潮流にあって、平成の大合併は財政力のない町にあっては避けて通れない重要な政治課題でありました。そのような中、東宇和郡の明浜町、宇和町、野村町、城川町の4町と、西宇和郡の三瓶町の郡境を超えた5町でそれぞれの立場を理解しながら、住民のご承認をいただき、平成16年4月1日に新生西予市が誕生いたしました。新生西予市の出発に当たり、市民が納得のいく住みやすい夢の持てる西予市のグランドデザインを招く必要があります。私の行政推進の基本スタンスとして、第1に、夢のある町をつくること、第2に、隅々まで行き渡る行政を行うこと、第3に、行政の情報を住民とともに共有することです。この基本スタンスを持ちながら西予市の行政諸課題に取り組んでいきます。

まず、私たちは西予市を誕生させるに当たり、町から市になる合併を選択いたしました。そのことから合併特例法上で市条件の期限である平成16年度末に合併することを目途とした合併協議をしてまいりました。住民の皆さんが漠然と抱えている市への思いが強いことを私たちは認識し、それにこたえる必要があります。市になったことによって、今後予想される地方分権の推進の中で国、県の権限移譲や職員の専門性、質的向上を生かし、住民に対する要望にこたえていかなければなりません。さらに、私たちは新しい市を創造する気概が大切であります。それは都市的要素の少ない西予市であるだけに、従来の市に対するイメージを変えた市をつくることであります。いわゆる都市的要素を加味しながら農山村の要素をふんだんに盛り込んだ市として認知される市の創造を目指します。さらに、市としての一体感を早くつくる必要があります。市民の皆さんは合併した直後でいろいろ不安があるうかと思いますが、その不安を早く払拭することが肝要であります。そのために市民の皆さんの中に一つになる心と一つになる努力を誘発しながら、一体感を醸成することに努めます。今後のまちづくりにおいてあらゆる機会を通じ、西予は一つであることを印象づけてまいります。そして、そのこととあわせて地域主義を脱しなくてはなりません。旧町単位の考え方を脱して、西予市全体を考える思考転換を進めなくてはなりません。その上でそれぞれの地域特性を把握し、行政課題に取り組んでいく必要があります。私はグローバルに考えてローカルに実践する方針であります。

西予市の将来に対する実践的諸課題について一言及ぼします。

産業分野では、西予市の基幹産業であります農林水産業の基盤づくり、育成を基本に据え、高揚力のある商工業の支援など、西予市の将来への産業構造の質的転換を図るため、産業戦略会議を創設したいと考えています。

行政分野では、女性の声を市政に反映するシステムを構築すること、スポーツ立市を目指し、スポーツを通じた交流人口をふやしていくことなどを進めます。

福祉分野では、高齢化率の高い西予市の高齢福祉を推進するため必要な施設介護と新しい居宅介護を組み合わせ、無理のいかないサービスを提供していきます。

教育分野では、西予市内の教育の平準化と生き生きとしたたくましい子どもを育てるための施策を進めていきます。

私は、地方自治は住民自治である根本を大切に、開かれた市政、住民主体の市政に重きを置き、西予市の基礎を築くため、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、そして市民が納得する市政を推進していく所存であります。

次に、平成16年度の予算編成についてご説明いたします。

平成16年度予算は新市施行後最初の予算であるという事の重大性を重く受けとめ、私は大局的な視野に立って、西予市民4万7,000人の将来を見据えた新しいまちづくりの礎の予算といたしました。なお、この1冊の予算書が西予市の歴史に刻まれ、また合併してよかったと思われることを切に祈念してやみません。

さて、予算編成に当たりまして、国の予算編成方針が、これまでの改革断行予算という基本路線を継続させたことによって、地方財政計画も徹底した歳出の見直しが行われ、地方交付税は4年連続の大幅な減少となっております。また、これに加えていわゆる三位一体改革による影響で、当市は12億4,000万円余りが減額になっており、かつてない厳しい編成作業を強いられてきたのが実情であります。私は合併前から西予市の財政状況は厳しいものになるということはある程度予想をしておりましたが、しかし予想をはるかに超える状況でありました。このような財政状況の中でありましたが、西予市の未来ある町を築き、市民の負託にこたえることが私の責務でありますので、削るものは削って、やるべきことはやるという強い信念を持って予算編成に力を注いでまいりました。どうか議員の皆さんを初め、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本年度の主要施策として次の4点を重点的に取り組んでまいります。

第1点は、5町の平準化に向け、5つのテーマを掲げて特徴あるまちづくりを目指します。

まず、城川町において潤いと安らぎのある暮らし創造のまちづくりに取り組みます。城川町はこれまで行政と住民が一体となって、我が村は美しくを理念にまちづくりに取り組まれ、奥伊予としてのイメージを定着されましたことはご承知のとおりであります。このように地道な取り組みによりまして城川地域そのものが安らぎの里として認知され、また確立されていることから、本年度は健康保養地中核施設整備を本格的に着手し、都市との交流を促進するとともに、西予市の新しい健康づくりの拠点を整備いたします。

次に、野村町においては地域文化あふれる生活とコミュニティーのまちづくりに取り組みます。このまちづくりは野村町の乙亥大相撲という伝統文化を生かしたまちづくりであります。乙亥大相撲は嘉永5年から現在まで150年にわたって継承され、大変価値の高い伝統文化で、現在では町の一大イベントとして実施され、県内外から大勢の相撲ファンが詰めかけており、町全体が活力にみなぎっています。その乙亥文化によっての交流を核としながら、中心市街地への新しい概念の複合施設、乙亥の里を完成させ、個性的な商業形成を図ります。

次に、宇和町のまちづくりは古代ローマの里、歴史と文化の共生を求めているまちづくりを目指します。南予では類のない広い水田を持つ宇和町でございますが、この盆地の中の石城地区を中心として弥生・古墳時代の遺跡が近年多く発掘されています。この遺跡を核とした古代ローマの里づくりを積極的に推進します。この古代ローマの里づくりは、遺跡だけを切り取った保存整備だけではなく、周辺の里山や里地と一体的に整備し、地域景観の一角として再生させ、すべての人々に深く広い安らぎや、癒しを提供いたします。また、生涯学習の場としても活用できるものでございます。

次に、明浜町では海を生かした魅力のある交流のまちづくりを行います。明浜町では、昭和63年から海をテーマとした拠点施設シーサイド・サンパークを順次整備してきたことにより、入り込み客数も年々増加の一途をたどり、地域の活性化に弾みをつけているのが現状であります。今後もこの海を生かした事業を踏襲し、既存の施設と新たな施設を一体化させ、より一層特色ある運営を展開いたします。

次に、三瓶町においてはのまちづくりは全国の海、山、町とのネットワークのまちづくりを目指します。天然の良港を有する三瓶町において本年度から中心部沿岸区域を海の交流拠点として全国の海、山、町とのネットワークを構築し、みかめネットワーク海の駅の整備を図ります。この事業は、三瓶港湾の水脇に位置する旧朝屋ホテル、その隣接地に位置する休遊地、地先水面の再生等を図り、情報、物流、観光の拠点整備に位置づけ、全国の商店街や流通機構とネットワークして、物と人との交流を広げていき、町の活性化を目指してまいります。

以上のとおりそれぞれの地域の特徴を生かし、均衡のとれたまちづくりを目指すものであります。

第2点は、土地規模を生かした地域のイメージアップと活性化を図ります。西予市は、県内の市町村の中では2番目の面積規模を有し、東は四国カルストから西は宇和海までの多様な地域資源を持つ地域となりました。私はこの地域をこの利点を十分生かし、あらゆる分野において地域の連携を図り、活力を高める施策に挑んでまいりたいと、このように考えております。また、旧町ではそれぞれ築き守り育てた貴重な文化、イベント、産業等が存立しています。これらの融合や拡大を目指して、地域のイメージを高めながら付加価値をつけてまいります。

第3点目は、市としての機能を十分に発揮し、行政サービスに努めます。地方分権が急速に進む中で、今日の各地方自治体はより一層の自己責任能力を強く求められております。また、当市は町から市への格付によって県からの事務移譲もあり、多様な高度な行政ニーズの対応が必要となっておりますが、これらのことは市となったことで優秀な人材が豊富となり、専門的知識を習得させることによつて的確に対応できるものと確信しております。したがって、市民の皆様へは従来の行政サービス以上の高いサービスが提供できるものと自負しているところでございます。また、行政区域の拡大によってスポーツ施設、文化施設などの公共施設の有効利用が図られ、活動内容、指導内容も充実できるものと思っております。さらに、城川、明浜地区においては、本年4月から第一段階の救急医療体制が整ったことにより、より一層安心して暮らせるサービスを提供いたします。

以上、職員ともども誠心誠意行政サービスに努めてまいります。

第4点は、抜本的な行財政改革に取り組み、硬直した財政の立て直しを図ります。今日の財政状況は国、地方において未曾有の財政危機状況に置かれております。特に地方自治体は三位一体改革による影響や少子・高齢化社会の進行により、今後ますます厳しさは増大し、財政の硬直化が一段と進んでいくものと判断しております。そのような中で市の財政状況を押しなべて申しますと、この上ない逼迫財政に陥っております。冒頭にも述べましたとおり、三位一体改革の影響で12億4,000万円の減額、それに加えて従来実施していたサービスを高いサービス水準に含めたことにより膨大な経常的経費の支出が余儀なくされております。これに相反し、総合支所方式を導入したことで、合併のメリットと言われている行政のスリム化が図られず、人件費の削減、あるいは事務事業経費等々の削減に至っていないのが現状であります。また、平成16年度末地方債残高は普通会計で約323億円に達する見込みで、今後増発する見込みの合併特例債と持ち合わせると、大変憂慮すべき財政内容となってきています。

そこで、今後の取り組みとしては、まず人件費の抑制を図ります。合併の調整の中で退職者の2分の1を採用するとありますが、これを踏まえ採用抑制を進めます。また、事務事業の見直しによって臨時雇用者を削減いたします。

次に、事務的経費の削減に努めます。このことは本年度の予算にも表しておりますが、後年度においても徹底した事務的経費の削減に努めてまいります。

次に、補助金のあり方をいまだ一度精査します。補助金の支出は地方自治法第232条の2の公益上必要がある場合に限って支出できるようになっており、これに適しているかどうかを見極めた上で決定いたします。したがって、内容によっては満足な回答ができかねる場合がございます。

次に、合併特例債の運用は慎重に取り扱います。国は合併後の市町村に最も好条件を示したとされている合併特例債であります。これはあくまでも借金であり、後年度において事業費の3分の1を返済しなければならないことは既にご承知のとおりであります。しかし、借金も時として、また密度の高い事業には当然これを活用しなければなりません。ただ尺度を間違えますと、必ず後年に大きな負担が回ってきますので、慎重に運んでまいります。

私は以上のような行財政改革を早急に断行し、後世に禍根を残す事態だけは絶対回避しなければならないと強く念じております。しかし、この改革によって何人も痛みを伴うこととなりますが、これを放置いたしますと、数年後においてはもっと大きな痛みとして受けとめなければならなくなります。どうか議員各位、市民の皆さんもぜひこの窮状をご理解いただき、ご協力を賜りたいと存じます。

以上、重要施策を述べましたが、このほか保健、福祉、農林、土木、教育、その他の各分野にわたり、市民の要望に配慮した予算を編成いたしました。その結果、本年度の当初予算総額は293億5,100万円といたしておりますが、既にご承知のとおり、旧町の15年度決算は3月31日をもっての打ち切り決算となっているため、未収未払いが生じ、その未収未払金30億9,100万1,000円を当市の予算に編入しております。したがって、実質の予算総額は262億5,999万9,000円となります。

それでは、款項の区分を基準とした目的別分類でご説明いたします。

まず、総務費では、住民へのきめ細かな行政サービスを図るための経費として、行政連絡委託料を計上しております。また、さまざまなまちづくりの計画の中でも最も位置づけの高い西予市総合計画の策定に要する経費、固定資産税の評価替え等に伴う経費、さらに若者定住の促進及び児童福祉の増進を図る目的で出産祝い金を支給します。そのほか、コミュニケーションを図る場の整備では、常定寺集会所、大成集会所、緑ヶ丘集会所の建築事業費を計上しております。総額では26億7,566万5,000円となっております。

次に、民生費におきましては、市民の健康の保持及び増進を図るため、満65歳以上の方を対象に針灸、マッサージを受けた場合においてその経費の一部を助成します。また、在宅寝たきり老人等の介護に対して、その労をねぎらうため介護手当を支給し、高齢者福祉の向上を目指します。さらに、国民健康保険、老人保健、介護保険のそれぞれの特別会計に繰り出しを行い、特別会計の安定化を図ります。そのほか、障害者への思いやりのある行財政支援措置や、母子、父子家庭の助成措置、また安心して子供を預けられる育児支援の充実を図る必要額を計上しております。総額で58億1,407万7,000円となっております。

次に、衛生費におきましては、市民の健康維持を図るための各種健康診断委託、または八幡浜市への可燃ごみ処理委託やごみ収集運搬などのじんかい処理に要する費用、さらに河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置補助金を計上しております。総額では26億3,052万9,000円となっております。

次に、労働費におきましては、国の交付金を活用した緊急地域雇用対策事業を展開します。事業内容として教育活動指導員の配置、図書館の月曜日開館を実施するための臨時職員を配置します。総額で5,946万9,000円となっております。

次に、農林水産業費におきましては、畜産経営の確立を図るため、15年度から継続事業となっています野村町の堆肥センターを建設いたします。また、先ほどの重要施策の中で述べました健康保養地中核施設をさらなる付加価値を高めるためにその隣接地に、通称宝泉坊第2ロッジを建設します。さらに、農家の強い要望のある補助金については、このような財政難であります。農業の再生を図るため引き続き予算を確保しております。そのほか農道整備として垣生

・岩崎線改良工事のほか4本、林道事業として林道小振・鍵山線開設工事ほか、6本の整備を図ります。また、高山漁協、三瓶漁協整備に係る必要額を計上いたしております。総額では47億6,597万2,000円となっております。

次に、商工費におきましては、南予地域の町並みを中心とする地域資源を活用した観光振興イベント、「えひめ町並博2004」が実施されておりますが、本市もこの事業に参画し、今後の観光基盤を築いていくため、新四国の道改良工事、自主企画イベント補助金の費用を計上しております。また、商工業の経営者を支援するための貸付金を十分確保しております。総額では17億7,903万4,000円となっております。

次に、土木費におきましては、新市の一体化を強化するとともに、産業経済を拡大するためには交通網の整備を図ることが最も急がれております。このため宇和16本、野村8本、城川6本、三瓶3本の計33本の新設改良及び舗装整備を図ります。このほか、市民を災害から守るべき対策としてがけ崩れ防災対策事業、また公共下水道事業の償還金に充当するための繰出金をそれぞれ計上いたしております。総額では25億5,142万8,000円となっております。

次に、消費費におきましては、住民の生命、財産を守っていただくための各主要施策の整備を図ります。また、防災に強い町、安心して暮らせる町を築くため、防災計画書を策定いたします。総額では8億5,393万8,000円となっております。

次に、教育費におきましては、西予市の将来を担う子供たちが心豊かでたくましく生きる力を育むため、学校教育、家庭教育の両面から取り組み、教育環境の充実に努めてまいります。また、情報化、国際化などの環境は目まぐるしく変化しており、こういった時代の変化に対応すべきものとして校舎内LANの整備、児童・生徒の海外派遣事業、語学指導外国青年招致事業等を実施します。さらに、社会教育では、知性と教養を高めていただく各種講座の開設やスポーツ、文化振興に資する事業活動を展開してまいります。総額では25億3,206万4,000円となっております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、続きまして歳入についてご説明いたします。
自主財源の要であります市税につきましては、景気は底を打ったと言われておりますが、しかしそれでもやはり厳しい経済状況が続く、所得は減少傾向にあります。そのような中で市民税の賦課額は、前年度と比較いたしますと若干減少しております。一方、固定資産税は負担調整率による評価額の上昇により増収の見込みとなっております。市税全体にとらえますと、前年度比0.9ポイントの減少となっております。

次に、地方譲与税につきましては、三位一体改革により税源移譲とされた所得譲与税がこの科目に含まれているため、前年度より37%の増となっております。また、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金については、15年度実績に基づき算出した全額を計上しております。

次に、地方交付税につきましては、地方財政計画には6.5%減となっておりますが、これはあくまでも平均値でありまして、当市の財政需要を加味して7.5%減を見込んでおります。分担金負担金につきましては、特別養護老人ホーム入所者負担金、保育所保護者負担金が主なものであります。

次に、国庫支出金、県支出金につきましては、それぞれの基準、要綱の規定により事業規模に応じて算定いたしました。繰入金につきましては、財政調整基金及び減債基金等を繰り入れするものであります。

市債につきましては、合併特例債、過疎債並びに辺地債の財政上有利な起債で対応するものであります。

以上、ご説明してまいりましたが、不十分な点については担当課長から補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩いたします。11時10分に再開いたします。(休憩 午前10時53分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時10分)

○清水財政課長 (補足説明)

○議長 暫時休憩いたします。午後1時10分に再開いたします。(休憩 午後0時00分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時08分)

○松本生活福祉部長 議案第29号「平成16年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書の1ページをお開きください。

本予算につきましては、歳入歳出総額をそれぞれ2,250万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものにつきましては、9ページからになりますが、施設授産場費の一般管理費で、人件費及び事務費等1,602万5,000円、11ページの事業費で、従業員賃金等648万円、12ページの予備費で1,000円計上いたしております。

続いて7ページに戻ります。歳入では、手袋加工賃等の事業収入468万1,000円、一般会計繰入金1,782万2,000円、8ページの雑入3,000円を計上いたしております。

なお、前年度までは本予算の財源の一部に県支出金の負担金を充当いたしておりましたが、合併に伴う福祉事務所の設置によりまして、保護施設に係る経費の財源につきましては、一般会計で充当しなければならないものとなっております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号「平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書19ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,409万円と定めるものであります。

それでは、28ページの歳出からご説明を申し上げます。

まず、事業費5万9,000円は貸付金の償還事務に要する経費であります。次、公債費は元金2,640万2,000円及び利子731万7,000円の合わせて3,371万9,000円の償還を予定するものであります。諸支出金16万2,000円は、旧三瓶町借入金返済金であります。また、予備費で15万円計上いたしております。

続いて、25ページからの歳入であります。償還金で、住宅改修資金貸付金元利収入82万9,000円、住宅新築資金等貸付金元利収入2,788万3,000円の合計2,871万2,000円、県支出金で住宅新築資金等貸付事業費補助金395万8,000円、繰入金で一般会計からの貸付事業利子補給繰入金139万9,000円、諸収入で延滞金及び雑入2万1,000円を計上いたしております。

よろしく、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野教育部長 議案第31号「平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書33ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ8,131万5,000円と定めるもので、歳入の主なものは償還金の6,119万円及び他会計繰入金2,012万4,000円であり、歳入の主なものとしては貸付金6,928万8,000円となっております。この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生、生徒で新規貸付者51名、継続貸付者92名、計143名に対して経済的な理由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。奨学資金の貸し付けに当たりましては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定、運営を図っております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○松本生活福祉部長 議案第32号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書43ページをお開きください。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と11の診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算よりご説明を申し上げます。

平成16年度の予算編成に当たりましては、今年度も国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、制度改正の対応等、国が示す留意事項に基づき編成いたしました。今後とも高齢化の進展による保険給付費及び老人保健拠出金の増加等支出の増加が見込まれることなどから、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されますので、最近における医療費の動向や特殊事情等を考慮しながら、また健全な財政確保のための最重点課題である保険税収入の確保対策、医療費適正化対策等を考慮し、そのために必要な経費を計上いたしました。今年度も被保険者の健康の保持、増進のための重要な事業であります保健事業に積極的に取り組み、県、連合会、保健所等と連携しながら、医療費分析、実態調査等を実施し、西予市発症させない、長引かせない地域づくり計画の策定ほか、人間ドックの補助を行い、疾病の早期発見、早期治療、保健師による訪問指導、さらにレセプト点検を積極的に実施し、医療費の適正化に努める所存であります。

まず、83ページからとなりますが、歳出についてご説明いたします。

歳出の主なものは、総務費、合計1億3,139万円、次、88ページからの保険給付費、合計32億5,461万6,000円、次の92ページ、老人保健拠出金1億4,667万6,000円、介護納付金2億8,283万5,000円、次の94ページで、保健事業につきましては、疾病予防費、医療費適正化費等4,430万6,000円を計上し、さらに諸支出金ほか、必要見込額を計上いたしました。

歳入の73ページに戻りますが、歳入につきましては、国民健康保険税を医療分と介護分とに区分し、13億2,519万6,000円を計上いたしました。

次の75ページの国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金並びに財政調整交付金等を合わせて23億5,359万7,000円を計上し、78ページの退職者医療制度により療養給付費等交付金9億9,581万1,000円、次の79ページの基盤安定・財政安定化支援事業等一般会計繰入金5億5,999万9,000円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ54億2,361万5,000円といたします。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し上げます。

明浜町の各診療所勘定歳入歳出予算総額は、109ページからの依津診療所1億1,521万6,000円、129ページからの狩江診療所7,865万6,000円、147ページからの高山診療所1億4,366万円、167ページの田之浜診療所2,314万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

野村町の各診療所勘定歳入歳出予算総額は、183ページからの坂石診療所650万5,000円、193ページからの惣川診療所1,382万円をそれぞれ計上いたしました。

城川町の各診療所勘定予算総額は、209ページ、土居診療所2億1,512万7,000円、231ページ、杉之瀬出張診療所2,961万2,000円、243ページ、遊子川出張診療所572万円をそれぞれ計上いたしました。

三瓶町の各診療所勘定予算総額は、251ページ、二及診療所につきましては新たに自動現像機338万7,000円を導入し、歳入歳出予算総額は5,588万円、次269ページ、周木診療所につきましては施設整備事業として全自動滅菌器798万円を導入し、歳入歳出予算総額は6,900万7,000円を計上いたしました。

近年受診者は減少傾向にあり、診療収入も減収が見込まれ、これらの財源といたしましては繰入金等で補てんすることといたしております。今後においても診療収入の増加は見込めず、経営はますます厳しくなってくるものと予想されますが、施設管理、医療サービスの向上に努め、地域住民の皆様様に親しまれ、信頼される診療所づくりに努力してまいります。

なお、本件につきましては、6月22日開催いたしました国保運営協議会におきまして慎重なご審議をいただき、本日ご提案を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第33号「平成16年度西予市老人保健特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

老人医療費は平成14年10月の法改正により年々老人医療受給者は減少傾向にありますが、依然として高度な医療、長期入院者や通院者が多いため、医療費の減少は余り望めない状況であります。4月1日現在の西予市の老人医療受給対象者は1万733人で、今年度の予算につきましても、そのほとんどが医療諸費であります。

それでは、287ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,271万4,000円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、298ページからとなっておりますが、総務費で3,695万4,000円、うち過年度分が105万円。300ページの医療諸費で、医療給付費72億8,077万2,000円、うち過年度医療給付費が4億6,927万2,000円。次の301ページの医療費支給費1億147万2,000円。審査支払手数料2,877万4,000円、うち過年度審査支払手数料が212万5,000円で、現況及び前年度の実績等を考慮いたしましたして、74億1,101万8,000円を見込み計上いたしました。これは現年度分で前年度対比約6%減となります。また、302ページの償還金として3,401万円、次の303ページの過年度分の一般会計繰入金として4,015万2,000円を計上いたしました。

次、歳入の293ページに戻っていただきたいと思います。

歳入につきましては、医療費に対する支払基金交付金として45億1,945万4,000円、うち過年度医療費交付金3億522万4,000円。審査支払手数料交付金として2,858万8,000円、うち過年度審査支払手数料交付金220万7,000円、合わせまして45億4,804万2,000円を計上いたしました。

次のページ294ページの医療費に対する国庫負担金におきましては、医療費負担金として17億8,250万5,000円、295ページの県負担金につきましては、医療費県負担金として4億7,919万9,000円、うち過年度医療費県負担金3,357万5,000円を計上いたしております。一般会計繰入金につきましては、事務費を含み4億8,295万1,000円を計上いたしました。次の296ページからの諸収入として第三者納付金、前年度余剰金等を合わせ、2億3,001万7,000円を見込み計上いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号「平成16年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

309ページをお開きください。

本予算の事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億511万1,000円、明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,351万9,000円、明浜居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額は1,999万1,000円、明浜デイサービス勘定の歳入歳出予算の総額は2,800万8,000円、城川居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,661万3,000円、三瓶介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ4,013万4,000円と定めるものであります。

内訳といたしましては、337ページからとなっております。介護保険特別会計予算の歳出の主なものは、総務費で

総務管理費8,370万円、介護認定審査会費3,055万5,000円、計1億1,724万6,000円を計上いたしております。343ページからの保険給付費では、介護サービス等諸費36億9,379万4,000円、支援サービス等諸費1億6,008万1,000円、高額介護サービス等費2,943万円など、計38億8,960万8,000円を計上いたしております。次、349ページ、財政安定化基金拠出金では358万5,000円、基金積立金では介護給付費準備基金積立金407万1,000円を計上いたしております。

次、歳入の329ページに戻っていただきたいと思ひます。
歳入の主なものといたしまして、保険料で第1号被保険者保険料5億3,350万1,000円、次のページの国庫支出金で介護給付費負担金7億5,526万2,000円、次のページの331ページ、調整交付金3億3,525万1,000円、次のページの332ページで県支出金で介護給付費負担金5億2,791万円、支払基金交付金で介護給付費交付金12億7,655万1,000円、次の333ページの繰入金で一般会計から5億8,263万8,000円、介護給付費準備基金から1,600万円、336ページの諸収入で旧町過年度分余剰金の繰入8,561万1,000円などを計上いたしております。

次に、明浜特別養護老人ホーム勘定会計予算についてであります。366ページからとなっております。
歳入の主なものは、総務費で施設管理費2億7,074万1,000円、371ページからのサービス事業費で合計4,479万円、374ページからの諸支出金で他会計繰入金400万円、次のページの375ページ、旧明浜町借入金返済金3,000万円、予備費で1,337万6,000円であります。

歳入の361ページに戻っていただき、歳入ではサービス収入で介護給付費収入3億2,442万1,000円、次のページ、362ページ、自己負担金収入3,893万3,000円が主なものとなっております。

次に、明浜居宅介護支援勘定会計予算についてでございます。387ページからとなっております。

歳入の主なものは、総務費で施設管理費1,854万9,000円、サービス事業費で居宅介護支援事業費132万5,000円であります。

次、385ページの歳入であります。歳入ではサービス収入で介護給付費収入884万5,000円、予防給付費収入142万9,000円、次のページの386ページの繰入金で一般会計繰入金971万7,000円といたしております。

次に、明浜デイサービス勘定会計予算についてでございます。403ページからとなっております。

歳入の主なものは、総務費で施設管理費2,267万6,000円、406ページのサービス事業費で居宅介護サービス事業費221万8,000円、次のページ407ページの諸支出金で旧明浜町借入金返済金191万2,000円、予備費で117万7,000円あります。

次の歳入は399ページからあります。歳入の主なものは、サービス収入で介護給付費収入1,549万5,000円、予防給付費収入155万7,000円、自己負担金収入295万3,000円、繰入金で明浜特別養護老人ホーム特別会計からの繰入金400万円、諸収入で生計が通所事業受託収入400万円といたしております。

次に、城川居宅介護支援勘定会計予算でございます。420ページからとなります。歳入の主なものは総務費で施設管理費2,166万1,000円、次の下のページのサービス事業費で居宅介護支援事業費243万9,000円、423ページの諸支出金で旧城川町借入金返済金250万9,000円あります。

次、歳入が417ページに戻っていただきたいと思ひます。歳入の主なものは、サービス収入で介護給付費収入1,292万6,000円、予防給付費収入605万4,000円、次のページの418ページで、繰入金で一般会計繰入金763万1,000円といたしております。

次に、三瓶介護サービス勘定会計予算であります。435ページからとなっております。

歳入の主なものはサービス事業費で、居宅サービス事業費3,859万8,000円、436ページの施設整備費で153万3,000円あります。

次、歳入が433ページに戻っていただきたいと思ひます。歳入ではサービス収入で介護給付費収入2,409万5,000円、予防給付費収入1,242万1,000円、次のページの自己負担金収入361万6,000円といたしております。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第35号「平成16年度西予市港湾整備事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の437ページをお開きいただきたいと思ひます。

本特別会計は、昭和62年度に旧三瓶町における港湾整備事業を実施した際に借り入れた地方債の償還のために設置したもので、平成19年度に償還が終了する計画であります。本年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132万1,000円と定めるものであります。

支出では、長期債元金及び利子償還金132万1,000円を計上いたしております。財源につきましては、一般会計繰入金を充当いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第36号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本年度の予算につきましては、事業といたしましては、野村町釜川地区の改良事業計画のみで、そのほかは恒常的な経費で、収支予算の計上といたしております。

ページで447ページをお開きいただいたらと思ひます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,098万8,000円と定めるものであります。

460ページでございますが、支出の部では総務管理費1億2,684万円、施設整備事業費が5,475万5,000円、公債費の元金3,992万8,000円、利子で3,185万9,000円、諸支出金の50万円、予備費で3,710万6,000円あります。予備費の3,710万6,000円につきましては、旧宇和町の簡易水道事業会計の繰越金が主なものでございます。

次に、455ページに戻っていただきまして、総事業経費に充当する財源につきましては、各簡易水道からの給水収入1億1,680万円、分担金及び負担金581万6,000円、国庫支出金1,344万1,000円、県支出金168万1,000円、財産収入16万6,000円、繰入金で9,685万4,000円、諸収入3,473万円、この分が先ほどの予備費に充当いたしております宇和、野村、三瓶町の余剰金でございます。あと市債が2,150万円あります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の475ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出総額を11億7,995万6,000円と定めるものでございます。

次に、第2条の地方債でございますが、これは地方債についての限度額3億3,680万円、利率4%以内などを定めるものでございます。

第1条歳入歳出予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

ページ数で484ページからとなります。

施設管理費として4,466万6,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、処理施設の維

持管理に關します光熱水費1,251万9,000円、くみ取り手数料1,103万8,000円、機械器具保守点検委託料1,795万円等でございます。施設整備費でございますが、9億8,397万8,000円を計上いたしております。主なものといたしまして、人件費の一般職給料2名分で859万円、職員手当等で584万4,000円、消耗品費1,883万円、管路施設の設計、処理場設計等に関する委託料が1億4,069万6,000円でございます。管路の施設整備工事、処理場建設工事に関する工事請負費8億200万円を計上いたしております。公債費でございますが、施設建設のために起こしております企業債の償還金の元金9,020万6,000円、利子5,492万6,000円でございます。次に、予備費でございますが、618万円を計上いたしております。

481ページに戻っていただきまして、その財源といたしましては、施設の使用料で4,558万円、事業に対します受益者の分担金2,898万6,000円、県補助金5億8,950万円、市債の元利償還金並びに施設の整備費として一般会計繰入金1億6,042万8,000円、消費税の還付金並びに旧野村町、旧宇和町の公共下水道事業の余剰金等を雑入として1,866万2,000円、市債で3億3,680万円を充当いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第38号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

ページ数で495ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出総額を24億6,886万3,000円と定めるものでございます。第2条の継続費であります。これは宇和浄化センター建設事業費総額13億2,000万円でありまして、宇和浄化センター建設費の平成16年度、平成17年度、平成18年度の継続費の設定であります。

次に、第3条の債務負担行為であります。これは平成16年度から平成17年度までの野村浄化センター建設費に係る債務負担行為で、限度額を5億3,600万円と定めるものでございます。

次に、第4条の地方債であります。これは地方債について限度額10億3,720万円、利率4%以内などを定めるものでございます。

次に、第5条の一時借入金でございます。これは借り入れの最高額を10億円と定めるものであります。

引き続き、第1条歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。

507ページをお願いいたします。

まず、事業推進費の87万8,000円は、公共下水道事業の推進及び普及促進などに要する経費でございます。次に、布設整備費として24億4,897万8,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしまして、人件費の一般職給料9名分で2,772万6,000円、職員手当等で1,863万5,000円、管渠の実施設計、処理場の実施設計、処理場の建設工事委託等に関する委託料で9億9,697万円、管渠の整備工事に関する工事請負費13億8,400万円等を計上いたしております。公債費でございますが、施設建設のために起こしております地方債の元利償還金1,900万7,000円でございます。

次に、505ページに戻っていただきたいと思ひます。

その財源といたしましては、公共下水道事業国庫補助金10億7,955万円、市債の元利償還金並びに施設の整備費として一般会計繰入金1億5,217万円、消費税の還付金並びに旧野村町、旧宇和町の公共下水道事業の余剰金等を雑入といたしまして、1億9,994万3,000円、市債として10億3,720万円を充当いたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

次に、公営企業会計に移りまして、議案第39号「平成16年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計予算書の1ページをお願いいたします。

本年度の予算につきまして、第3条の収益的収入及び支出からご説明させていただきます。

水道事業収益のうち営業収益6億1,943万3,000円、営業外収益3,240万6,000円、特別利益2万7,000円の総額6億5,186万6,000円を計上いたしております。営業収益の主なものは給水収益の6億1,179万6,000円でございます。また、営業外収益の主なものとして他会計補助金を2,590万3,000円計上いたしております。

次に、支出の方でございますが、営業費用5億3,881万3,000円、営業外費用1億396万7,000円、特別損失4万7,000円、予備費といたしまして750万1,000円の総額6億5,032万8,000円を計上いたしております。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。

資本的収入には工事負担金723万7,000円、他会計負担金2,000円、企業債で1億4,180万1,000円、補助金で3,105万2,000円、補償金で10万1,000円、他会計繰入金で1,000円、固定資産の売却代金で6,000円の総額1億8,020万円を計上いたしております。このうち補助金3,105万2,000円及び企業債1億4,180万1,000円につきましては、野村上水道事業会計における企業債1億4,180万円、国庫補助金3,150万円であります。

次に、支出の方でございますが、建設改良費5億2,999万3,000円、企業債の償還金で9,310万9,000円、長期借入金償還金105万円、予備費50万円の総額6億2,465万2,000円を計上いたしております。

建設改良費の主な事業といたしましては、宇和上水道事業における第4次拡張事業に関連する事業、また野村上水道事業における高度浄水施設整備事業及び石綿セメント管の更新事業であります。

(補足説明)

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

。上甲病院総括事務長 議案第40号「平成16年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計予算書170ページを開きいただきたいと思ひます。

第2条の業務予定量からご説明申し上げます。

宇和病院は感染症病床を含めて144床、野村病院は120床、合わせて264床でございます。患者数であります。1日平均患者数で宇和病院では入院で130人、外来で340人、野村病院は入院が98人、外来が440人として、年間両病院を合わせて、入院で8万3,220人、外来で18万9,540人を見込んでおります。

第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。収入は第1款事業収益38億576万1,000円を計上しておりますが、その内訳は外来、入院の診療収入、室料の差額、人間ドックや健診収入など、医業収益36億9,626万9,000円、企業債利息や高度医療等に対する一般会計負担金などの医業外収益が1億947万2,000円、特別収益2万円でございます。

支出では、第1款事業費用として38億576万1,000円を計上しておりますが、その内訳は職員の人件費、事務費、材料費、経費等の医業費用が36億5,625万2,000円、企業債の支払い利息など1億4,928万9,000円、特別損失2万円でございます。

次に、第4条資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、収入は第1款資本的収入として1億1,433万7,000円を計上しておりますが、これは企業債の償還に係る一般会計負担金でございます。

支出の第1款資本的支出として1億8,556万3,000円、この内訳は、建設改良費として宇和病院の2階、3階病室床張りかえ267万7,000円、医療用機器や備品購入5,354万6,000円、内訳といたしまして宇和病院の非常用発電装置1,620万円、非常用予備電源装置963万円、野村病院の長時間心電図記録解析装置262万5,000円、全身麻酔機450万円、上部消化管汎用ビデオスコープ479万8,000円などが主なものであります。企業債償還金は1億2,934万円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,122万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第3条、第4条のご説明をいたしました但、詳細につきましては172ページから174ページにかけて病院事業会計予算実施計画、175ページから186ページに宇和病院、187ページから197ページに野村病院の予算明細書に記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、第5条といたしまして、一時借入金の限度額を5億円と定めさせていただいております。

また、第6条といたしまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費、公債費を計上いたしております。

第7条は棚卸資産の購入限度額を1億1,380万円と定めるものであります。

なお、198ページから205ページの給与費明細書は記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上が「平成16年度西予市病院事業会計予算」でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○松本生活福祉部長 議案第41号「平成16年度西予市野村老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

介護老人保健施設は介護保険サービスの中核を担う施設として期待されておまして、利用者の介護、機能訓練等、あらゆる支援を行うことにより、家庭介護の軽減に努めているところであります。

それでは、予算書の206ページをごらんいただきたいと思います。第2条の業務の予定量でございますが、入所定員80名で、入所者1日当たり1日平均76人の入所率95%と、通所定員1日当たり25人を予定いたしております。まことに恐れ入りますが、3の3カ月療養者と記載してありますが、これは12カ月の間違いであります。恐れ入りますが、ご訂正の方をお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、まず収入で、1款4億1,155万2,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして施設介護給付費などの施設運営事業収益3億9,687万円、施設運営事業外収入30万円、在宅介護支援センター事業収益974万8,000円、居宅介護支援事業収益463万4,000円でございます。

支出では、1款施設事業費用として4億1,155万2,000円を計上いたしております。その内訳といたしまして、人件費、材料費、経費などの施設運営事業費用3億7,474万4,000円、企業債償還利息などの施設運用事業外収益2,242万6,000円、在宅介護支援センター事業費974万8,000円、居宅介護支援事業費463万4,000円でございます。詳細につきましては、予算書の210ページから217ページの予算明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入はございません。

支出で、建設改良費2,771万2,000円計上いたしております。主に企業債の元金償還金でございますが、支出額に対し不足いたします2,771万2,000円は過年度損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

第5条一時借入金でございますが、限度額を5,000万円と定めております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費、公債費を計上いたしております。

第8条棚卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、「西予市農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は5人とし、岩井郁子さん、松浦愛子さん、土居洋子さん、榎本美智子さん、片山勇君、以上の方を推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は5人とし、岩井郁子さん、松浦愛子さん、土居洋子さん、榎本美智子さん、片山勇君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日6月24日午前10時より質疑を行います。

散会 午後2時21分

市議会定例会会議録（第2号）

議案第27号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について
議案第28号	平成16年度西予市一般会計予算
議案第29号	平成16年度西予市授産場特別会計予算
議案第30号	平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第31号	平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第32号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第33号	平成16年度西予市老人保健特別会計予算
議案第34号	平成16年度西予市介護保険特別会計予算
議案第35号	平成16年度西予市港湾整備事業特別会計予算
議案第36号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第37号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第38号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第39号	平成16年度西予市上水道事業会計予算
議案第40号	平成16年度西予市病院事業会計予算
議案第41号	平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
2 請願第1号	西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書
陳情第1号	非核平和自治体宣言を求める陳情書
陳情第2号	市道知野～龍徳線の「龍徳橋」の架け替え並びに道路改良について
陳情第3号	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について
陳情第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

開議 午前10時00分

- 議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

- 議長 議案第21号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例制定について」から議案第41号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの21件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は大綱の質疑のみに願います。

まず、議案第21号に対する質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 次に、議案第22号に対する質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 次に、議案第23号に対する質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 次に、議案第24号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 次に、議案第25号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 次に、議案第26号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 次に、議案第27号に対する質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 次に、議案第28号「平成16年度西予市一般会計予算」に対する質疑を行います。

まず、歳入歳出全体に関する事または歳出の議会費、総務費、これに関する歳入についての総務企画部所管についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 21番梅川光俊君 西予市の一般会計について、総体的に少しお尋ねをしたらと思っております。

ちょうど合併後におきまして、自主財源比率が0.23という形の中でこれに記憶しておりますけれども、そういう財政構造の中で合併をいたしております。これは基本的に、5町の中での考え方からいたしますと、基本的には変わってない、この財源構造ってのは変わってないと思っております。やっぱその中で、ちょうど前段の説明の中で12億4,000万円の歳入のマイナスと、マイナスといいますが、不足額が生じると、減額が生じるということでございますけれども、これちょうど予算の中からしますと、4%強5%以内の中での減少率じゃないかなと思ってございます。

それで、これは基本的には想定された数字かなというような物の考え方をいたします。だから、この辺で基本的には合併をするときにいろんなものの中で確認事項をやっておりますけれども、原則的な方向づけでつくってもらっていることに関してはありがたいと思っておりますけれども、一番の中で心配することは、財政が少ない、ないという形の中で、市民の皆様方にその辺の具体的な説明というものが、それをしてほしいなあと感じております。それはどういうことかといいますと、やはり不安を、合併をして西予市になって一番不安を感じるのは市民ではないか、やっぱその辺から思いましたときに、その辺の説明責任っていうのを果たしていただいて、やはり合併してよかったなという方向のこうなんだ、合理化をしていくことには間違いございませんけれども、その辺の説明不足ではないのかなあという感じがいたします。

具体的にどういう方向で財政再建の方向に向かわれていくのか、この予算書の中では本当にその形の中で出ているんですが、抽象的な物の言い方で申しわけはありませんけれども、2つその辺がちょっと答弁をいただいたらありがたいかなと思います。

終わります。

- 三好市長 今ほどの梅川議員の質問についてご回答いたします。

今の質問でございますけれども、この西予市の旧町の財政力指数っていうのは各町低い状況でございました。今言われるように、平均で言いますと0.23くらいだと私も思っております。そういう中の西予市の将来に対する財政的なものをどうするかっていうのは、非常に重要なことだと私も認識しております。

そういう中で、今ほどの説明不足ではないかということでもありますけれども、今回の合併の前段においては、いわゆ

る地方交付税を国としては減らさない、合併によって減らさないというのが前段でありました。あるいは、合併特例債を十分に使えるということがあることがありました。合併特例債においても238億円ぐらいの合併特例債が使えるんだというようにあったと思います。

しかしながら、今回12億4,000万円を減になった原因は、それと別の次元にあるということを確認していただきたいと思います。といいますのは、今回は三位一体の改革による減収でありまして、その一部の中には確かにいわゆる国の考え方、いわゆる計算の仕方で補正係数の数字の使い方というのがあるんですが、これは事務的な問題です。そういう事務的なところから少し減になったのが、4億8,000万円ぐらい私あるんじゃないかとは思っております。それ以外の数字は、いわゆる三位一体の改革によって減った数字だと私は認識しておりますわけですが、その辺をまた住民の方々に十分ご説明をして、来年から税源の移譲を国の方に地方にさせていただく、いわゆる3兆円の国は税源の移譲を考えておられるわけですから、その辺を強く訴えていって税源の移譲をしていただいて、今年ぐらいのような急激な国の考え方を出さないようお願いをしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○1番田中剛君 議案第28号「平成16年度西予市一般会計予算」の説明及び所信表明において、主要施策の第1点、5町の標準化に向け、5つのテーマを掲げて特徴あるまちづくりを目指すことについての質問をいたします。

宇和町のまちづくりは、古代ロマンの里、歴史と自然の共生を求めているまちづくりを目指すとし、遺跡を核とした古代ロマンの里づくりを積極的に推進するとうたっておりますが、本年度中に解決しなければならないのは、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けることではないでしょうか。

平成15年12月の宇和町定例議会において、宇和町伝統的建造物群保存地区保存条例を制定いたしました。条例を制定したら文部大臣へ選定の申し出をして、本年16年9月には選定を受けられる見込みであると、時の文化の里振興課長は答弁されましたが、本年6月15日に開会されました中町を守る会総会では、選定が来年17年3月に延びると発言されました。何度選定が延期されるのか、本当に行政はやる意思があるのか、大変危惧いたしております。行政と地元住民の主体性が基礎となる制度であり、地元住民は保存地区の同意を82%集めて行政に協力しております。津島町も指定を目指しており、西予市としては本年が正念場ではないでしょうか。専任の職員をつけて対応すべきと考えますが、市長は重伝建選定をどのようにお考えか、お伺いいたします。

○三好市長 田中議員のご質問についてお答えいたします。

確かにこの重伝建については、旧宇和町の段階で国に申請するという段階まで来ておりまして、これは旧宇和町から引き継ぐ西予市としても重要な課題だと、このように私も認識しております。

そういう中で、今までの経過を考えてみますと、この重伝建の問題が非常に盛り上がったのが、平成10年3月以降の説明会からだ、このように思っておりますけれども、その過程の前段として、平成9年8月で谷教授のいわゆる調査が入って、すばらしい内容だったということが大きな働きがあったんではなからうかと、このように思っております。実質、この盛り上がりももう一つすごい盛り上がりになったのが、13年9月から現中町の町並みの保存の方々のメンバーが強い力を発揮されたことを私も思っております。そういう中で、行政と中町を守る会の方々のいわゆる力が結集してこういう申請をするという段階まで来た、このような認識をしております次第であります。

しかしながら、この中で非常に問題点があるのは、文化庁にことし9月の段階で文化庁の審議会にかけるという考えをお願いをしておりましたけれども、この段階で非常に問題になったということは、やはりエリアの問題について、文化庁の以前のいわゆる調査官の考え方と、新しく調査官になられた主任調査官の考え方がちょっと違っているということが大きな私どもは問題があるかと思っております。それをクリアしなくてはならないのが、私どもの地域の大切なことでありますから、そのことを踏まえて今後やっていきたいと思っております。先般もその文化庁の新しい調査官が7日、8日に御来市いただきまして話もさせていただきました。そういう中で、やはり某市のところの非常に重要な一角を何とかして入れることの条件をいただきましたし、またこの申請について地域の理解もしていただくような話もありました。そういうことを私どもはクリアしていかなくてはならないと思っておりますし、あるいは建ぺい率の問題等々については、今回も予算を計上させていただいておりますが、その調査もさせていただいて、県を通じて国の方に申請行く姿勢にしていきたいと、このような考えであります。

ともあれ、非常に重要な問題でございますので、17年3月31日までにすべての書類をそろえて国の方に、文化庁に提出するという方向で進めさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○6番嶋川武文君 今や行政も公開の時代でございますが、ターゲットになるのはいつも交際費でございます。市長交際費が350万円を計上されておりますが、これに対して私の聞き漏れがあるかもしれませんが、どのような方法で公開されるのか。例えばインターネットで公開されるのか否か、そういう具体的なことがもし今お考えであれば、お聞きしたいと存じます。

それと、市長は所信表明の中で人件費の削減というのを大きくうたわれておられます。これはいろいろな方法があると思いますが、これからの問題かもしれません。もし、今現在基本的な考え方とか、具体的な方法が今お考えがあればお聞きしたいのと、それとこれは私の以前からの持論でございますが、本来であれば一般質問にふさわしい質問でございますが、職員さんの期末勤勉手当というのがございます。四役の方は勤勉手当がないようでございますが、勤勉手当といえますのは、字のごとく勤勉な方に支払うのかなと、私は理解しておりますが、どうも今までの旧町単位であれば、どなたも一緒に割合だと聞き及んでおります。その辺の市長の基本的な考え方を、今わかればお答えしたいと思っております。

以上でございます。

○三好市長 まず、最初の嶋川議員の市長の350万円の交際費の使途とその公開についてだと思いますが、使途についてはまだどのような使途をしていいか十分考えておらん段階で、しかしながら、いわゆる公共性の高い使途にしていきたいと、このように思っておりますし、公開につきましては、インターネットまでは考えておりませんけれども、常に請求があれば公開できるということにしていきたいと、このように思っております。

それから、所信の中におけます人件費の削減の件でございますけれども、所信の中にも入れさせていただきましたけれども、基本的には合併協で審議されました2分の1採用、退職者の2分の1採用というのを重きを置いて進めていきたい。ただ、私の考え方としては、単年度で2分の1をすというの非常に将来に対する危険性が、いわゆる人の配置の適正な状況に欠けると私は思っておりますから、3年ぐらいのスパンで計算をした上の2分の1採用と、単年度2分の1採用をやっていききたいという考えであります。しかしながら、それではいわゆる類似市町村との人件費あるいは職員の配置に問題があると、そういう意味で、定数管理の問題から含めてもう一度見直しをしていく必要があるかと、このように考えております。

それと、期末勤勉の問題でございますけれども、勤勉手当については旧5町の中で、旧宇和町の方が勤勉手当に対する査定をさせていただいております。だからこういうことを重きを置いて、やはり職員における査定をしながら差をつけていく、それは条例上認めておりますので、その方向でやっていきたいと、このように思っております。

以上です。

○22番鍵原芳和君 ちょっと具体的な質問をさせていただきたいと思いますが、予算書の29ページであります、地方交付税でございます。

先ほどからお話がございますように、三位一体の改革の影響で12億4,000万円減額が見込まれておると、こういうことですが、対前年度比7.5%を見込んでおると、こういうことでございます。普通交付税につきまして、平成16年度の予定見込み額をどの程度見込んでおられるのかお伺いをしたいと思います。なお、今回の90億4,460万円の充当率が何%になるのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、５３ページであります。基金繰入金の１目の財政調整基金であります。今回１億１３１万４、０００円繰り入れをされておりますが、財政調整基金総額の額と今回の充当率について伺いをいたします。

○清水財政課長 見込みの普通交付税の総額のご質問であったと思いますが、本年度の見込み額につきましては、きのうも7.5%の見込みとごうふうにご説明をさせていただきました。それで、昨年度15年度の交付税の実績につきましては、約96億円でございました。それに対して、今年度7.5%の減額見込みを立てまして89億円を見込んでおります。それに加えて合併特例分、これがあります、これが5カ年で約5億8,800万円があるわけですが、そのうちの単年度の1億1,700万円、これに加えて本年度の普通交付税は90億円といたしております。

それから、特別交付税であります。これは昨年度は5町で約14億円ございました。それで、これに対しまして、本年度7.5%の減額で約13億円を見込んでおります。それから、これに対する特別交付税ですが、これも合併の特例分がございまして、これは本年度2億8,900万円を見込んでおります。合わせまして、本年度の特別交付税は、約15億8,000万円を見込んでおります。

次に、５３ページの財調でございますが、財調につきましては、合併協で調整する中で標準規模の１０％以上を持ち寄るというお話があったかと思いますが、それによりまして、５町の財調の持ち寄り額が約１９億円持ち寄っております。それで、今回本年度取り崩し額が１１億円ということでございますので、１６年度末見込みでは約８億６，０００万円が残る見込みとなっております。

また、減債基金につきましては、5町の持ち寄り額が約2億2,000万円ございます。そのうち2億円を取り崩す予定にいたしております。

以上でございます。

○ 17番酒井宇之吉君 二、三、お尋ねをしたいと思います。

293億5,000万円の中で、雑収入が31億7,000万円ほどございますが、非常に多岐にわたっております。旧町単位でいろいろ難しいかと思いますが、所管別に分けれるような形ができればとていただきたいと思っております。収入の1割強を超えるものがぼんと上がってくるということに関しては、ちょっと違和感を覚えております。合併時であるからこういう数字になるのかという考え方も私なりに思っております。

もう一点でございますが、過年度分の各町分でございますが、この分につきまして、非常に決裁、予算上がっているわけでございますが、公平に5町が過年度分を持ち寄ってるかどうか、市長の所見をお聞きしたいと思っております。

それから、基本でございます一般会計予算の説明及び所信表明でございますが、この件につきましては、市長の政治姿勢を基本とするところでございますので、また9月、次の一般質問なんかでお伺いすることがございますかと思えますけれども、二、三、お尋ねしたいと思います。

第1に、夢のある町をつくること、第2に隅々まで行き渡る行政を行うこと、第3に行政の情報を住民と共有することであり、まずとてごさいますが、非常に財政逼迫の中で非常に難しい、実現するのは難しいと私なりに思っております。と、この中でございしますが、逼迫財政の中で総合支所方式を導入したことで、合併のメリットと言われている行政のスリム化が図れず、人件費の削減あるいは事務事業経費等々の削減には至っていないのが現状であります。とてごさいますが、これにつきましては、市長が非常に英断と勇気を持って今後臨まなければならないと思っておりますが、これについては、多少今までの合併の経緯の中では矛盾してるところも所信表明にあるうかと思えますけれども、現在ここへ、所信表明に入れられた所見を伺いたい、思っております。

もう一点ございますのは、農業振興、第1次産業振興でござりますが、所信表明の中にまだ具体的な予算がなされてない、基盤整備とか等々の、現在までの旧町の経緯の中でやられているところ、どこでございますか、新しい市長のものと第1次産業振興の施策、例えば第1次産業フロア的な形で、案件が、要望が出てようにお聞きはしておりますけれども、第1次産業フロアということで、各民間の事業等々の出向とか、ワンフロアの中で西予市の第1次産業を考えたいというような政策を今後具体的に具現化して、長期にわたって考えられているかどうかをお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

○清水財政課長 まず初めに、第1点目の雑収入の件でございますが、これは予算書の64ページをお開き願いたいと思います。

この64ページの中の6目過年度収入で、約26億7,000万円計上いたしておりますが、これは要するに旧5町分の未収、未払い分に係るものでございます。これは、要するに今回の合併によりまして決算が3月31日ということになっております。そういったことで、3月31日までに補助金やあるいは借入金が入らない、しかし一方、支払いの方が多く、3月までに執行したという場合がございます。そういった場合には、新市での未収、未払い上の、予算上はその未払いが少なく、あるいは未収が多いという予算計上になります。また一方、逆に補助金や借入金の手続ができない、そしてこれらのお金が入っておる、しかし一方、支払いが間に合わず、支払いがおくれて4月、5月に至る、そういった場合もございます。これは各町それぞれまちまちでございます。そういったことで、新市での未収、未払い上は、未払いが多く、未収が少ないという予算計上になるわけです。それで、そういったそれぞれの5町の寄せて集めた予算がここに計上してらるわけです。したがって、ここに過年度収入といたしましては、旧5町分の26億7,000万円が新しい新年度の予算に入ってくるということでございます。

以上でございます。

○三好市長 今ほどの酒井議員の２番、３番の質問についてお答えしたいと思います。

まず、過年度分のを公平に持ち寄っておるかというご質問でございますけども、今の予算書で出ておる過年度分は、今ほど財政課長も言いましたような未収、未払いの関係の過年度分でございます、直接問題はないかと思ひます。ただ、ちょっと恐らく質問の趣旨というのは別の角度だと思ひてお答えをさせていただきます。

いわゆる今度の持ち寄りにつきましては、財政調整基金という形で持ち寄りをさせていただきました。それについては、基準財政規模の1割を持ち寄るということでございまして、これは各町とも確実に守っていただいて、先ほどお答えをした19億円といういわゆる財政調整基金をつくっておるということでございまして、この5町にはそれだけの力はあったことは確かでございますからご安心いただきたい、このように思うわけでございます。

第3番目の所信の關係でございますけれども、あしたの一般質問でありますので多くを語ると問題でございますから、少し語っていきたいと、このように思っております。

総合支所方式につきましては、これは所信の中にも入れさせていただいたように、確かにこの合併の中で問題点でもあったと、このように思っております。しかしながら、細かな住民にサービスするための方法論として総合支所方式をとったわけでございますから、そのことについては踏襲しながら、今後のあり方について議員さんと一緒にご議論をさせていただきたいという意味で、所信の中に入れさせていただきました。意見を喚起する意味で入れさせていただいた

ことをご認識いただいたら、このように思っております。

次の第1次産業の振興につきましては、あしたのご質問にお答えしていこうと思いますけれども、西予市民のいろいろな各方々、各団体あるいは会社等のご意見を聞いて、私は産業戦略会議をつくりますよということを言っておりますけれども、この西予市の中でそういうあり方を進めていく方向でいきたいと、このように思っております。あしたの一般質問の中に答えさせていただいたらと思います。

以上です。

○2番松山清君 104ページの第2款の総務費の総務管理費なんですが、そこには自動車リース料というのが157万3,000円計上されているんですが、この自動車のリースの扱いといいますか、これまでリースというのは数少なかったんじゃないかというふうに認識しておりますが、ここに来てリース料というのが出てきておるわけですけども、これは今後の方針として、車はリースでやっていかれようとするのか、あるいは購入する場合もあると思うんですけども、そこらは当然比較されたいと思いますし、民間の場合は、リースにすれば税金等の問題がありましてリースにする場合もあるんですけども、行政としてリースというのを採用した理由というんでしょうか、そういうのが今後入ってくるのかどうか、それも含めて考え方をお聞かせ願えたらと思います。

○森総務企画部長 それでは、松山議員の質問にお答えをさせていただきます。

この自動車のリース料の件ですけど、旧町の時代にはもちろんなかったことであります。なぜ西予市といいますか、今回の予算で計上したかといいますと、まずとにかく先ほどからいろいろ話が出ておりますように、財政が逼迫しておるといことで、旅費につきましても、もう原則公用車ということで公的機関などを使うことを認めておりません。そうすることによりまして、車が不足するのではないかとということになりまして、実際は現金で買えば一番安くは上がりますけれども、それに必要な台数を1年度で支払うことがちょっと困難なので、5年間のリースで買えば何とか必要台数が確保できるという判断で、今回リースの契約をするようにしております。

以上でございます。

○23番菊地ミズギ君 2点ほど市長の所信表明の中から伺いたいと思います。

行政分野での女性の声を市政に反映させるシステムを構築すると、短い文書ではございますけれども、その具体的な市長の考え、伺いたいと思います。

それと、文化のごことでございますが、伝承的な野村町の乙亥相撲は150年にわたって継承されており、私どもも非常に興味のある問題でございますが、乙亥の里という複合施設を完成させる、もう決まっております、でございますが、どういうふうな具体的な考えで進めていかれようとしておられるのか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○三好市長 菊地議員の第1点の質問、2点のうちの1点の質問についてお答えさせていただきます。

女性の声を反映するシステムの考え方でございますけれども、私の今回の所信の中の大きなポイントを占めております。これにつきましては、西予市民4万7,000の市民がございまして、二十歳以上の方で見ますと、3万9,000人の中で2万1,000人が女性、1万8,000が男性というような状況で、女性が3,000人も多い。その声を旧町の段階では果たしてシステムができていたかどうかというと、システムはできてなかったというのが私の認識でございます。したがって、西予市においてこのことをしっかりとやっていきたいという考えでございます。そのための具体的な方策としては、女性政策室をこの西予市の中でつくって、そこで女性の声を、市長部局の中で女性政策室をつくりたいと、そして反映する仕組みをつくってほしいという考えでございます。

以上です。

○大森産業部長 それでは、乙亥の里構想の関係で説明をさせていただきます。

まず、本体から申しますと、鉄筋コンクリートづくりで一部木造で2階建てでございますが、床面積で5,405.76平米でございます。その中に多目的ホール、これはアリーナというたらいいんでしょうか、体育館的な要素を持ちました施設で1,681平米でございます。それから、温浴施設につきましては421.35平方メートル、それからまた特徴的なものとしたしまして、これは屋外につくっていくわけですが、商業インキュベーター、店舗にしますと4店舗、小売店といいますか、それが3店舗と、それから特産品販売の店舗が1店舗あります。それから、温浴施設、健康施設というものも兼ねてまいりますので、トレーニング室というものも構えております。それからまた、建物内には軽食コーナー、大体そういうもので構成をしております。

以上でございます。

○15番三好幸夫君 先ほどからのご質問の中で、市政の財政状況、非常に厳しいものをお話いただいたと思います。合併協の予定では、当初290億円の予定が実質260億円と、30億円の減という非常に厳しい予算状況でございますが、それによって地域における諸所の事業等、カットされたものも多いと思います。端々の住民にとっては、合併によってよくなるんだと散々聞かされて、この状況では不安が生じるのではなからうかと思っておりますが、市長の所信表明の中におきまして、行政の情報共有と、そういう言葉もかいま見られます。そういった中から、市政懇談会といった端々へのお出向きはお考えあるかどうか、そういった構想があるかどうか伺いたいと思います。

○三好市長 今ほどの三好議員のご質問でございますけれども、本当に厳しい状況でございます。これは財政的な面でございます。先ほど言いましたように、これは三位一体の改革による厳しさでございます。先ほどの合併に伴う云々の厳しさではないと。三位一体の改革がしっかり国の方の中での来年度、再来年度に向けてやっていったときに、少し状況が変わってくる、税源の移譲があつて少し変わってくるかなというような期待を込めるとともに、全国市長会や知事会の方でも強い要望を今やられておりますので、来年は少し変わってくるかなという希望的な観測を持っておる次第でございます。

それと、各地域におけるいわゆる市政懇談会等々については、今後積極的に進めていく考えでございますので、委員の各位もご協力をお願いしたいと、このように思います。

以上です。

○16番岡山清秋君 先ほどの菊地議員と重複するかもしれませんが、違った角度から昨日の表明の中で2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点は、行政分野で先ほど言われましたことでもありますけれども、その後にスポーツ立市を目指し、スポーツを通じた交流人口を増していくと考えておられますけれども、このスポーツ立市というのは、どのように今後において絵を描かれているのか。また、これにつきましては予算書の説明でありますから、どのような位置に、どのような数字で予算をされているのか、聞かせていただきたいと思います。

もう一つ、もう1点は産業分野でありますけれども、西予市の将来への産業構造の質的転換を図るため、産業戦略会議を創設したいと考えておられるようではありますが、この産業戦略会議というのはどのような内容であるのか、これに伴う今回の予算書の中、どこに位置し、どのような数字であられているのか、2つだけお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○三好市長 岡山議員のご質問についてお答えさせていただきます。

スポーツ立市による交流人口、スポーツ立市を目指すとともに、交流人口の増強を図りたいという考えでございますけれども、この西予市の管内においては、いろいろなスポーツ施設がありますし、またゼロメートル地帯から1,40

0メートル地帯という非常にバラエティーに富んだ地域でございます。そういうところで、やはりここで人口を増やすという施策をとったとしても、なかなかできないというのが現状でございます。恐らく交流人口を増やすことによって、その地域に落とす経済的効果が高くなると私は認識しております。

そういう中で、交流人口を増やすためのいろいろ、例えば合宿の誘致等々、あるいはいろいろな大会の誘致等々を進めていきたいという考えでございます。そういうことを進めていきたい。これはあくまでも私の所信の政策でございます。まして、ことしから予算案で反映しとるというわけではございません。そういう政策を今後進めていくということの、冒頭で述べた私の所信、考え方でございます。

続きまして、第2点のいわゆる産業戦略会議をつくるということでございますが、このことにつきましては、またあしたのご質問等々にもお答えする考えではございましたけれども、とにかくこの西予市を考えたときに、今言いましたように、ゼロメートルから1,400メートル地帯、ゼロメートル地帯につきましては黒潮の別れの流れが宇和海、豊後水道に入ってまいります。非常に温かい地域でございます。長早等々については、霜さえ降らないという地域でございます。また、大野ケ原につきましては、大体平均気温が青森県の下北半島と同じぐらいの年平均気温だと、このように私は認識しておりますけれども、そうすると西予市の気候がこの中にすっぽり入るというような状況の地帯、西予市っていう特性があります。そういう特性を生かすため、私人の頭の考え方で考えたって知れておりますので、いろいろな各界からの一緒に集めた産業戦略会議をつくって新しい発信をつくれる、新しい産業をつくれる、そういう西予市をつくっていききたいという思いを込めて産業戦略会議をつくらせていただくということでございまして、これも私の考えで、ことしから予算に反映しとるわけではありません。また、そういう会議をつくらせていただく段階で補正予算等々の会議費用等は、また補正に出させていただきますと、このような考えでございます。

以上です。

○13番浅野泰義君 きこの市長さんの所信表明の中で、新市の一体化を強化するとともに、産業経済を拡大するためには交通網の整備が最も急がれておると、こう言われております。宇和16本、野村8本、城川6本、三瓶3本、合計33の新設改良、これはどのような内容かお聞きしたいと思うんですが、お願いをいたします。

○安藤建設部長 浅野議員さんのご質問でございますが、道路改良の改良の分の本数でございますが、昨日お渡しいたしました各町ごとに今年度予算書に上げております事業一覧表をこらんにいただけたらと思いますけれども、その分に道路維持費から道路改良工事、その分を各町ごとにまとめておりますので、右の方に事業量も載せておりますので、それをこらんにさせていただけたらと思います。

○20番山本昭義君 私は市長の所信表明について、1点だけ伺いたいと思います。

先ほどから、また表明の中でもありますように、大変予算が厳しいと言われております。確かに私もそうだろうと思っております。だが、表明の中で削るところは削る、そして行うところは行うと言われておりますように、また町民の負託にこたえるのも私の責務であると言われております。私は、今回確かに予算は厳しいんですが、そういう予算をまた市長としてつくるのもまた市長の役目ではないかなと、そのように思っております。そして、町民の負託にこたえるのもまた市長の役目だろうと思っております。

そのような中で、市長はどのようにその予算の手当てをされるのか、またどのような方法で予算を今後つくっていくのか、その点についてわかる範囲お答えしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○三好市長 山本議員のご質問についてお答えします。

これは今後の西予市の財政の問題だととらえて答えさせていただきますけれども、西予市の財政を将来的に考えますと、当初合併協の中でつくらせていただきました新市建設計画の財政計画がありましたけれども、もうその数字では追いついていけないというのが現状でございます。だから、新たなやはり財政計画を組み直す必要があるのかなという考えでございます。

そういう中で、私自身はこのように考えます。いわゆる歳入はもう限られた歳入でございますし、積立金も残り少なくなっております。そういう中で、やはり歳出をどうするかという問題になってくるんではなかろうかと思えます。住民の方々の、市民の方々のいわゆる要望にこたえるために、その歳出をうまく使っていくのが今度の市政の運営になってくるんだと思いますが、したがってことし事業をしくなくとも構わない、1年、2年後で構わないよというような場合もあるかと思えますし、例えば2車線にするところを1.5車線にしてもいいよというようなこともあるかと思えます。そういうような方法論を公示させていただきまして、財政運用をさせていただくということでやらせていただけたらという考えでございます。

以上です。

○20番山本昭義君 ただいまの答で、ただ削るところはわかったんですが、ただ削るだけでは私は町民の負託にこたえられないと思っております。それで、一応その予算をつくるにはどうしたらええかということをお伺いしたいんですが、例えば東京に出張所でも置くとか、そういう形で、今日本を動かしているのは東京なんで、そこでお金は多分私はできるだろうと思っております。そういう一つのつくする方法はどういうような方法を考えておられるのか、そこをお聞きしたかったんですが、よろしくをお願いします。

○三好市長 今ほどの考え方ではありますけれども、例えばいろいろな事業を展開する段階で、陳情等において積極的にそういう陳情を掲げて国あるいは県等々に要望していくということは、皆さんとともにお力をかりてやっていきたい、それは思っております。ただ、出張所というような考えになりますと、返ってむだになると、このように思っておりますので、いろいろな角度からそういう事業を展開する前段としての活動はやっていきたいと、このように思っております。と、ともども力をかしていただけたらと、このように思っています。

以上です。

○22番鍵原芳和君 もう一点だけ伺いをしておきたいと思うんですが、所信表明の中で補助金について触れられております。お話を聞いてみますと、大体暫定予算では2分の1、そして今回の補正で大体8割ということで復活をしたんじゃないかと、このように内容を聞いておるわけですが、公益上必要がある場合にはこれ以上について、例えば9割あるいは100%、従来に比較してですけども、精査の上で必要があればそういう措置がとられるのかどうか、確認をしておきたいと思っております。

○三好市長 今ほどの鍵原議員の質問についてお答えをさせていただきます。

補助金の問題でございますけれども、非常に補助金が西予市になって多岐にわたりました。ご案内のとおり旧町単位のいろいろな補助金を西予市の中に持ち込んできたということがありまして、非常に多岐にわたるし、補助金が少し多くなったというような現状もあるかと、このように思っております。

そういう中で、今国の方からも問われておりますように、いわゆる補助金のあり方について私どもも考えていかなくはならないような時期に來たと、このように思っております。そういう中で、当初は予算をつくる段階で収入、支出のアンバランスが生じたので、50%という考え方で進めさせていただいておりましたけれども、市長査定の段階で、余りにも50%なら各種団体が恐らくやっていけられないだろうと、このような考えで80%と、これは市単独の補助を80、それ以外の国・県のいろいろななかかわるやつには100%復活をさせていただいたというのが現状でありまして、今後はまだ補助金のあり方について、十分来年度に向けては議員の皆様方ともご議論をしてそのあり方を考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長 暫時休憩いたします。

11時15分に再開いたします。(休憩 午前10時59分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時15分)

ほかに質疑はございませんか。

○5番元親孝志君 所信表明の中の教育問題について、1点だけお伺いをさせていただきたいと思います。

教育につきましては、わずか2行しか触れられてないわけですが、教育分野では西予市内の教育の平準化と生き生きしたたくましい子供を育てるための施策を進めていきますというふうに書いてありますが、まず西予市内の教育の平準化とはどういう状態をイメージされておられるのかということが1点と、それから生き生きとしたたくましい子供を育てるための施策とは、具体的にどういうことを検討されておられるのか、まずこの2点お伺いしたいと思います。

○三好市長 元親議員の質問についてお答えさせていただきます。

私の所信の中の教育分野についてでありますけれども、平準化と生き生きしたたくましい子供を育てるということでございますけれども、まず平準化の問題でございますが、いわゆる憲法で保障されておる教育を受ける権利、これは等しく教育を受ける権利だと、このように思っております。どこにおっても等しく教育が受けれる、例えば小規模校であろうが、大規模校であろうが、同じように同じ教育を受けるのが基本であろうと、このように思っております。

そういう中で、今回の予算にも出させていただいておりますけれども、各ところで庁舎内LANを走らせてそういう活用をし、また光ファイバーを西予市の中で通しましたけれども、それを活用してそれぞれの小規模校、大規模校が同じような授業が受けれる環境、例えば総合学習等々の時間を同じような交流をできるような授業にするとか、そういうことをイメージして、できるなら平準化をそういうところから初めていきたいという考えでございます。

それと、生き生きしたたくましい子供を育てることでもありますけれども、今一番日本の教育の中で欠けておると言われるのが、子供のたくましい子供を育てることだと、このように言われておりますけれども、偏差値教育の中で、私どもは失われつつあるやはりたくましい、将来に託せる子供ができるかどうかというのが問題だと、このように思っております。

そういう中で、私自身は、この西予市の管内の中でいわゆる海の子、山の子があるわけでございますから、短期の留学制度等々ができるような方向があれば、子供の段階でそのようないろいろな芽が育つ子供ができるんじゃないかと。今学校教育の段階で、社会を見さすつばめの村というのをやられておりますけれども、ああいうことをひとつ発展させた形の中で、1学期あるいは1年、親御さんと子供さんのご了承が得た場合の西予市内の短期留学制度等も取り入れていいのではないかと、このような判断であります。

以上です。

○5番元親孝志君 今の続きになるんですけども、ことしの初めに映画「ラストサムライ」というのが大変ヒットをいたしました。私も見に行ったわけでございますが、この内容というのは、アメリカ人から見た幕末の日本人の武士道という話がストーリーだったと思いますけれども、今の日本の教育の中で一番欠如しておるものは、やはり日本人の精神、道徳の分野でないかというふうに言われております。今店頭行きますと、新渡戸稲造の「武士道」とかたくさんの書物が今出ておりますけれども、日本の教育の中における精神、道徳教育という問題について、市長はどのように考えておられるのか。それをまずお伺いしたいのと、それから先ほどの平準化の問題で、私の子供が今野村町の河成小学校に行っておるわけでございますが、ここはまだ複式学級になっております。平準化という視点で見れば、複式学級というのはできればそうでない方が私としてはいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、その平準化はできないものなのか、2点追加してお伺いしたいと思います。

○三好市長 元親議員の再質問についてお答えさせていただきます。

私自身も新渡戸稲造の「武士道」について、東京に行く出張が大分ありましたので、そのときの飛行機の中でずっと読ませていただきました。非常になぜ今新渡戸稲造の「武士道」がもてるのかなということも考えながら読ませていただきましたけれども、やはり日本の中で、いわゆる精神教育、道徳教育が戦後の中でいわゆる負の遺産として捨て去られたことについて大きな問題点があったと私は思っておりますから、そういうことを今後やはり考えていく必要があるかと思っております。したがって、今国の方で進められております教育基本法の見直しという問題があるかと思っておりますけれども、そのこともしっかりと私どもも見ながら、果たしてその教育基本法の内容が本当にいいかどうかというの、国の議論にわたれるところでもありますので、この西予市の議会の中では言及は避けましても、その方向も出てくるのではないかとこの期待感を持っておりますのでございます。

それから、複式学級の問題でございますけれども、複式学級であつたら即いわゆる平準化ができないっていう考え方は私は間違っていると、このように思っております。やはり私もPTA活動をやった時期がありますけれども、地域の中で小学校がなかったら地域のいろいろな核となるものがなくなると私は思っております。そういう意味においては、やはり小学校を統合することについては、私は二の足を踏みたいと、このように思っております。複式学級をして、教育をより以上高める方法が私はあるのではないかと、私はこのような考えであります。

以上でございます。

○議長 次に、生活福祉部所管について、質疑はありませんか。

○28番大竹忠盛君 まず、具体的な質問に入ります前に、市長の所信表明で、行政のスリム化の問題あるいは人件費の抑制の問題さらには補助金のあり方、合併特例債まで踏み込んで自分の所信を述べられましたが、これらはいずれも西予市が抱える大きな課題でありますし、適正、的確にそれぞれの課題を分析をされておるというふうに思っております。特に、最後に行政改革の問題に触れられておりましたが、行政改革はどうしても痛みが伴うわけでございますから、この市長の的確な指針を私たち議員も積極的に支援をしていく必要があるんじゃないかなと、こんな思いをいたしましたわけでありまして。

この行政改革に若干関連をいたします一般会計予算の問題について触れさせていただきたいというふうに思います。事業によりましては、厚生それから建設に及んでおることもございますが、私は今回ご質問をさせていただきたいのは、主に箱物の関係についてお尋ねをさせていただきまして、若干ほかの分野にも食い込む問題があるかと思しますので、前段お許しをいただきたいと、このように思っておりますのでございます。

まず、1つには、城川で計画をされております保健センターの問題、さらには野村で計画をされております乙亥ドームの問題、さらに三瓶で今回予算を出されております朝屋改修のこと、この3件に関してご質問をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

これらいずれの施設につきましても、それぞれの地域で今まで長年にわたり真剣に協議され、具体的な計画を立てられたことについては十分承知をいたしておりますし、その必要性についてもある程度認識はしておるつもりでございます。ご承知のように、箱物は一回できますとその施設が続く限り経営をしていかなければならないわけでございまして、これから行財政の効率化を図っていくことを考えれば、その施設の管理運営の問題、あるいは後から必ずついてまいるであろう経費の問題、これらについて事前にどれだけしっかりと踏み込んだ計画を立てられておるかどうかが、このことも非常に大事な視点になってくるだろうと考えておるわけであります。

今回質問をいたしますのは、3つのそれぞれの施設の完成後の管理運営計画、これがどうなっておるのかということが1つでございます。

もう一点は、管理後の収支計画、適正な管理運営計画がなされておるかどうかなという点についてお尋ねをいたしました。

いというふうに思います。

今からの行政は、時によっては企業理念を取り入れていかなければならない時期に来ておるだろうと思います。多大に予算がついたのを執行するということではなくして、収支計画をしっかりと立てて、それらの施設が本当に市民のために生かされるのか、あるいは後世にツケが回らないのか、そこまで踏み込んだ計画が必要ではないかと思うのであります。十分検討されていなければ、次の9月定例議会でお答えをいただいても結構であります、今申し上げます2点の問題について、それぞれご回答をいただきたい、このように思います。

○松本生活福祉部長 それでは、生活福祉部に係る城川町の健康保養地構想事業費の件について、まず私の方からご答弁をさせていただきます。

1点目の完成後における管理運営体制についてであります、この施設は、既設の宝泉坊ロッジとこの中核施設及び農業費で計上いたしております長期滞在型の宝泉坊自炊型ロッジの3施設を対象としての管理運営を検討すべきであろうと、このように考えております。

失礼しました。現在、事務担当者でそれぞれのメリット、デメリットを検討している最中でありまして、まだ結論を出すに至っていないのが現状であります。今後十分検討を重ね、効率的で利用者のニーズに即した運営ができるよう、平成17年度の予算編成時期までに西予市としての方向性を出したいと、このように考えております。

次、この中核施設の完成が平成17年10月ごろを予定いたしております。

2点目の収支見込みについてであります、今までの宝泉坊温泉の利用者を参考にいたしまして、現在事務当局で目標としている利用者数につきましては、会員登録の利用者として、年間温泉多目的プール利用を550人と見込んでおります。一般客としての温泉多目的プール利用者を年間4万2,000人、パーソナルケア利用者を年2,100人、プログラム利用者を年3,400人、温泉利用者を年8万人を見込んでシミュレーションをいたしております。

採算ラインにつきましては、この目標利用者の7割から75%以上の人の利用が上げれば営業利益が上がるのでないかと、机上での計算はいたしております。

以上であります。

○大森産業部長 私の方からは、多目的会館と三瓶町の朝屋の改修についてご説明を申し上げます。

まず、多目的会館についてでございますが、この多目的会館は相撲という地域の伝統的な行事でございまして、相撲ができるということもあわせて複合的な施設と、先ほども質問にお答えしたと思っておりますが、多目的会館は幾つもの施設といえますが、そういう機能がありますので、例えば研修施設メインアリーナ、相撲をやる部分につきましては、非常にこれは公共性が高いということが上げられまして、逆にそれは低料金でしか徴収できないという問題がございます。一方、温浴施設それからトレーニング、軽食レストランというものにつきましては、これは経営努力によりますと収支のバランスは結構とれていくのではないかなというふうに考えております。

こういうことから、後の管理運営を考えてみますと、収益性の低いものにつきましては、中心がメインのアリーナ、相撲ができる部分になると思いますが、これは行政が管理運営をしていくと。それから、温浴施設、軽食のレストランというものにつきましては、商工会、TMO、これTMO野村の場合は即商工会というふうに考えてもらって結構ですが、そこが管理運営をしていくというふうに考えてございます。

それからまた、インキュベーター、野外に駐車場のところは個店を出しますけれども、これは店舗の人が経営を、ただ使用料を払うということではできませんけど、そこが管理運営を行っていくというふうに、基本的にはそういうふうに考えております。

そういう中で、収支の問題ですけれども、まず利用人員というものを、これまた検討中の部分もありますので、そのようにお考えをいただきたいと思いますが、多目的なホールにつきましては、大体今まで野村町の体育館それから公会堂あたりの利用あたりを考えてみますと、約5万3,000人、これ年間ですが、5万3,000人を予定をしております。

それから、これも最も大事になってまいりますけれども、温浴施設につきましては、近隣の温浴施設を参考に計算をいたしました。これで10万人を想定しております。この10万人の根拠といいますと、まず遊の里が14年度の実績でございますが、13万7,000人、それから宝泉坊で10万7,000人、そしてはま湯は、これ14年度途中のあれであったと思いますが、11万4,000人、それから近くでは津島やすらぎの里ですが、これも14年度の途中であったと思いますが、22万7,000人余りの入浴客がございます。そういうところから考えても、ただこれ郡内で競合いたしますので、これがストレートにこのまま推移するとは考えてはおりません。おりませんけれども、はま湯それから津島やすらぎの里ができたからといって遊の里、宝泉坊が減っているわけではありませんので、そういうことも考慮しまして10万人という数字を出しました。

それから、トレーニング室につきましては、2万1,000人ほどの見込みをいたしておるところでございます。それに基づきまして収入をはじいておるわけですけれども、行政が持つ部分につきましては、これも料金は今野村町で大体公会堂あたりの設定しております料金でいきますと、約240万円ぐらいな収入になってまいります。

それから、温浴施設については、先ほど言いましたように、料金これは400円で設定をしております。これも近隣町村、これも若干の動きがあることと思いますが、それで計算しますと約4,600万人という試算をしておるところでございます。

そういうことで終始のバランスを見ますと、行政が持つ部分では、もちろん施設に人も要りますので人件費、光熱水費それから維持費、その他経費を含めると、二千三、四百万円は要するであろうということになりますと、マイナスの試算では1,300万円余りというふうに見込んでおります。

それから、商工会の方が持ちます、特に温浴施設がかなり大きな部分になってくると思いますけれども、これも人件費、それから応分の光熱水費あたりが多額にいくと思いますので、これを10万人で計算をいたしますと、ほぼもう収支ゼロ、プラスマイナスゼロでいくのではないかなというふうなのが現在の試算でございます。

それから、続きまして、三瓶の朝屋でございますが、これはまだ随分と検討をする部分が多うございまして、この朝屋のホテルの改築というのは、もともと基本構想として三瓶海の駅構想というものがベースにあるようでございます。それで、三瓶町の中心市街地の活性化基本計画というものに基づいて計画をされておるようでございます。そういうような状況がありますので、管理運営については、今考えられておりますのはまちづくり協同組合というのがあるようでございます。

これは立ち上げるの、それも立ち上げてそこで管理運営をしていくという状況でございます。ただ、運営委員会というものがございますので、その辺でこれから十分に検討がなされるものであろうというふうに思っております。ちなみに部屋数で申しますと、6人部屋が3室、それからシングルが3室、ツインが4室、多目的と娯楽室もありますけれども、これも宿泊は可能なようになっておるようございまして、最大40名は宿泊は可能であるというふうに聞いております。なお、宿泊の料金の設定でございますけれども、これは大体4,500円から5,000円で設定をされておるようでございます。

それで、ここで収支の試算をやっておりますけれども、その収入が先ほどの利用者が約5,500人ぐらい見込まれております。これは過去民間でやられたときあたりからも算定されてそのぐらいはあるであろうというふうな推計のようでございます。それで計算をいたしますと、売上高で4,200万円ぐらいな収入があると。それから、仕入れ高では1,000万円、売り上げ総利益では3,100万円というような状況になっておりますけれども、それでいきますと営業利益がマイナスで690万円ということが計算されておりますけれども、営業外利益を見込んでありまして、こ

れが680万円ぐらい見込んでありますので、経常利益としては恐らくトントンという形の収支の試算になっております。ただし、ここの中には減価償却が1,000万円近く見込まれております。この減価償却をここをきっちり見るべきかどうかということは確かに問題もあると思いますが、そういうことも考えてみますと、この試算ではそれなりに努力をすればやっていけるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○28番大竹忠盛君 数字を上げての適切なご回答をいただいたわけでございますけれども、若干心配をいたしておりますのは、城川町の施設あるいは野村町の施設、類似するような内容が見受けられるわけでございます。このようなことを総合的に判断をいたしますと、これからの経営計画についてはしっかりとメスを入れていただかなきゃならんかなと、こんな思いをいたしておりますし、特に直営の施設もあるようでございます。これらの人件費の問題についても、嘱託、委託あるいは臨時等を含めて合理的な計画になるように、一段の努力をお願いを申し上げたいと思います。答弁は要りませんが、お願いをいたしまして終わります。

○31番浅野豊重君 私はちょっと大竹さんと趣を異にしたことではございますが、実は今ありました健康保養地構想、この事業でございますが、この最初の目的は、やはり城川町民がいきなり健康で生活し、生涯を送るかということが最初のねらいであったということでもありますので、少し金はどういうことかということを見直すということは当然ありませんけれども、ひとつ目的としてはそういう健康を増進する、健康を保持するというのが目的であったということではございます。

そういうことで、当然のことですけれども、この建設は進めてほしいと思いますが、当然予定では17年度10月が完成ということではございますが、これに向かって着々と進めておられると思いますが、これが予定どおりできるのか、そして今やっております施設本来の目的は、健康増進、健康維持ということではございますので、やはり技術者の養成とか、そういう人材も含めた、建設と並行して進めていかないと、施設はできたけれども、即開業できない、そういうようなことになってくるんじゃないかというように思っていますので、ぜひこの問題は、切れ目のない予算もしていただこうし、これは城川町民ならず、西予市の皆さんが健康でいくということがまず大きなねらいであつたし、今後ともそうしなければならぬと、こういうふうに考えておりますので、ぜひその辺を含めながら前向きな取り組みをしていただきたいと。これによって城川町いろんなことをやりましたが、やはりスポーツとかということもありますが、こういうことをすることによって医療費が非常に城川町は、県内70市町村がありましたが、その70番目にあるとか、少ない、経費を使わないという、そういうことでこれは補いもできておるんじゃないかということでもありますので、ぜひともこの方向で計画どおりに進めてほしいということをお願いをひとつ申し上げておきたいと思っております。

それともう一点、これは159ページでございますが、民生費の中の社会福祉費、この中に高齢者実態把握事業委託料というのがございます、下から10行目ぐらいですが、これはどのような性格のものであるか、ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

また、それとちょっと付随したことでありますが、実は高齢化時代を迎えまして、独居老人そして老夫婦の家庭が多いことはご承知のとおりでございますが、実は先般あるとこに参りまして、ぜひ高齢化の家庭についてはブザーを、家庭的なブザーですが、これを取りつけてほしいという要望がありました。なぜそれが必要なかと申しますと、やはり例えば区長さんあたりが夕方でも早く行ってももうかがが閉まってあって、幾ら呼んでも出てこない、中にはあることはわかるんだけど、出てこないというので、いろんなもの処理、それから水道料というものを集めに行っても、これはいけないのでまた一応遠い道を帰って、また次の日にそういうことをするというのを言われまして、ぜひこのことは過疎地において、特にひとり暮らしとか、老夫婦があるとかはぜひそういうことをひとつ、小さいことではあるけれども、大きな問題として取り上げてほしいことを言われまして、この件については市長の考えとまではいかんかもしれませんけれども、これはやるということになれば、これは容易にできることである、本当に皆さんの生活にかかった、ひとつそういう行政の方のあれをすると同時に、やはりお年寄りの安否を把握する上においても大事じゃないかと、こういうふうに思いますので、この辺のひとつお答えをお願いしたい、こういうふうに思います。

終わります。

○松本生活福祉部長 それでは、ただいまの159ページの高齢者実態把握事業の委託料の件について、まずお答えを申し上げます。

この委託料につきましては、各町内それぞれ在宅介護支援センターを設置しておられると思いますが、その在宅介護支援センターを中心として、まず相談を受けておられる方についての家庭を訪問して、その実態を把握して今後の活動に生かすということで、それぞれの介護支援センターの方へ委託しておるものでございます。

次に、独居とか高齢者のブザーの取り付けの件でございますが、このブザーをすべての高齢者につけていくのが果たして妥当なのかどうか、いろいろ検討をすることは必要であるとは思いますが、ただいまそれぞれの町で高齢者の見守りとして実施しているのが、緊急通報サービスというようなことで緊急電話を取りつけている事業が、旧町3町ぐらいにありますけれども、これは実質的に急病とか発生したときにはかなり役に立っておりますので、これらを国・県の補助をいただきながら進めていくことは継続して行っております。ブザーにつきましては、要望がどれだけあるかもまだ実態把握はしておりませんが、今後の検討課題としてその辺を検討させていただきたい、このように考えております。

以上です。

○三好市長 浅野議員の健康増進施設の計画とおりの推進の関係でお答えさせていただきます。

これも合併特例債事業でございますので、計画どおり進めていきたい、このように思っておりますし、いわゆるその中のインストラクターの養成については、当然これがなかったらこの事業として成り立たないわけではございますが、健康増進のための中核的な役割を果たすそのような養成については、しっかりこの議決をいただいた後に進めていきたい、このように思っておりますし、またこの城川の健康増進施設につきましては、ただそこだけの問題ではなく、その一体を商業集積地としてやっていきたいという考え方がありまして、既にJA東宇和につきましても、支所機能とファーマーズマーケットの移転ということまであわせてやるかということをお願いしておりますので、この事業についてはしっかり完成をさせていきたい、17年度内完成をさせていきたい、このように思っております。

以上です。

○27番平野武男君 27番平野ですが、2点だけちょっと……。

○議長 済いませんが、マイクを。

○27番平野武男君 お願いしたいんですが、救急車の件、あれ明浜にもう何年も前から1台置いてほしいということを要望したんですが、今回4月1日から置くことになりまして、置いていただいておりますが、昼間は置いていただけるんですが、夜は宇和へ持って帰るといような話を聞いております。要は、大概患者が出るのは夜の方が多いのが、昼は自分とこの車で運れていかれるというのに、どうして夜だけ救急車を宇和へ持って帰るんやろうかということが1件と。

ほしてもう一つは、三瓶町から大野ヶ原まで光ファイバーを配いたと思うんですが、その光ファイバーの、私とこは携帯電話も入らんのです。高山、田之浜というところは、それで光ファイバーを民間の方へ引き入れるようなことはできまいかということが1点あるんですが、そこあたりは市長さんどうなんでしょうか、ひとつお願いします。

○荒井消防本部消防長 ただいまの平野議員の救急車の件でお答えいたします。

現在、平日の昼間のみ明浜町及び城川町の方の運用を行っております。職員数が少ないので、夜、昼運用はなかなか難しいということがあります。それで、職員をこれから後増員をしていただくことによって計画どおりの増員をしていただくなれば、平成22年から23年ぐらいには終日運用ができるというふうに考えておりますが、財政上の問題もありますので、職員採用についてなかなか難しい面がありますから、少し延びる可能性もありますが、今の状態の中でしばらく我慢をしていただきたいというふうに考えております。

○三好市長 平野議員の第2点目の光ファイバーの各家庭への引き込みの関係だと、このように思っておりますが、この件につきましては、まだ現段階でそのところまで考えが基本的には至っていないというところであります。将来にわたってはこれも当然に入れていくべき課題だと思っておりますし、それに対するどれだけの補助等々の問題も含めて財政的な問題があるのかと思っておりますし、個人が全部負担できるというようなものではないと思っておりますので、そういうことを今後の課題とさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長 次に、産業部所管について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、建設部所管について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、消防費に関する消防本部及び総務企画部所管について、質疑はありませんか。

○22番鍵原芳和君 予算書の280ページであります。国際交流費でございます。負担金補助及び交付金の中で、ドイツ公演応援委員会補助金1,000万円計上されておりますが、この内容についてもう少し詳しく伺いをしたいと思っております。

○大森産業部長 失礼しました。ただいまのご質問にお答えをいたします。

これは、松山にありますみかん一座というミュージカルの一座でございますけれども、2004年10月16日にドイツのヴュルツブルクで「イネ」といいますミュージカルが公演をされます。そこへの費用、派遣それから交流費などの費用の一部を助成するものでございます。

以上です。

○議長 質疑はありませんか。

○22番鍵原芳和君 今の答弁の中で、「イネ」というミュージカルが公演をされるということでございますが、これはいわゆる宇和町のお伊ネさんの関係関係の公演なんでしょうか。

○大森産業部長 はい、シーボルトの娘さんのイネさんにちなんだものでございます。

○議長 暫時休憩いたします。

1時10分に再開いたします。(休憩 午前11時59分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時10分)

引き続き質問をお受けいたします。

○25番岡田周三君 消防施設費について伺いをいたします。

消防詰め所そして防火水槽におきまして、野村町におきましては、従来は全額補助ということで行ってまいりましたが、消防施設におきまして国、県の補助金がないというようなことを聞いたんですが、今後においては補助金カッタがあるのか、そしてまた、受益者負担があるのかをお伺いいたします。

○森総務企画部長 岡田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

現在詰め所と防火水槽と補助を要望して申請はしておりますけれども、内示が来ていないということを聞いておりますが、あくまでの補助対象になったものについて実施をしていく考えております。

以上でございます。

○25番岡田周三君 国・県の補助対象ということは、全額補助金があるということでございましょうか。

○森総務企画部長 再質問にお答えいたします。

全額補助と言われますのは、ちょっと私あれなんですけど——どういう意味なのかははっきりわからないんですけど。

○25番岡田周三君 要するに、受益者負担、負担金なしでできるかということでございます。

○森総務企画部長 受益者負担については、現在はお願ひしていません。ほいで、今後の財政状況なども検討していかなければいけないと思えますけれども、受益者負担を云々というような施設ではないと考えてはおります。

○議長 次に、教育部所管について、質疑はありませんか。

ありませんか。

○6番嶋川武文君 これは教育部に限ったことじゃあないんですが、主に教育部になると思いますが、予算書を拝見いたしますと、リース料とか非常に多うございます。我々民間に生きているものは、必ず競争の原理を導入いたしましてかなり節約をするのが常でございます。行政におきましては、その辺の様子はいかがかと思うわけですが、フルに競争の原理を導入して競争をして、例えばリースとかいろいろございますね、コンピューターもそうでございますが、コピー機のリース料とかいろいろあります。これはですから教育部に限ったことじゃないんですが、その辺の競争の原理をうまく活用して導入しているのかどうか、お聞きしたいと存じます。

○河野教育部長 嶋川議員のご質問なんですけれども、特に教育委員会関係、学校を主体にしまして、コンピューター、先ほど言われましたファクスその他もろもろのものがリースになっております。これはリースにした目的の1番目は、今非常にコンピューター等につきましても情報処理の能力が新機種が出るというようなことで、ほとんど5年契約ぐらいで契約をするのが買い取りの備品で処理するよりかは効率がよいという判断でリースを使用しております。それと、すべてリースについても見積もり競争入札で実施をしております。

以上のようなことで、教育委員会の主要備品についてはリースを採用させていただいております。

以上です。

○6番嶋川武文君 これは市長にもぜひお答え願いたいんですが、別に教育部だけじゃなくて、例えばコピー機一つとりましても、もっと節約できる方法があるような気がすんです。今のどんな契約でリースをしているのか、私どもには承知しておりませんが、話を聞きますとかなり節約できると、ことを聞いております。これは本庁のみならず、各総合支所においても、これを実施すればかなりの節約効果があると思っておりますが、その辺市長からひとつお願いいたします。

○三好市長 嶋川議員の今のご質問でございますけれども、私も節約できることがあるなら、今のご意見でも聞いてなお一層努力をしたいと、このように思っております。基本的な考え方は、コピー機もリースにするに当たっては指名競争入札をしておるわけでございますから、それ以上の方法論があるとしたら、また勉強をしてやらせていただきたいと思います。

以上です。

○19番山本英男君 1問質問させていただきます。

小・中学校におけるいわゆるALTの配置状況でございますが、旧町の各学校の配置状況、ここでわかればお教えいただきたいと思います。

以上でございます。

○河野教育部長 山本議員のＡＬＴの関係なんですけれども、西予市に５つの中学校があります。この５つの中学校に１名ずつ配置をさせていただいております。宇和中以外の４つの中学校のＡＬＴについては、それぞれの町の小学校へも派遣をし、小学校の総合的な学習等の指導にも当たらせております。宇和中については、小学校に単独の町内の語学指導の講師を派遣しておるのが現状です。

以上です。

○９番亀井秀男君 ３４５ページに結婚促進イベント補助金という金額が出てありますが、今後結婚推進についてどのような推進をしていくのか、お聞かせいただけたらと思います。

○河野教育部長 ただいま亀井議員から質問がありました結婚相談の関係なんですけれども、まず宇和町の取り組みを申し上げますと、生涯学習の中に結婚推進委員会を委嘱しまして、その委員さんによる毎月１回の結婚相談、これを実施しております。それからまた、生涯学習課の公民館活動の中で、未婚者の出会いを設けた行事を実施し、そういったような男女の交流の場を設定する行事を実施しております。宇和町と同じように、野村町でも公民館の活動の中で大体同じように活動内容で実施しております。

今後ともそういったような男女の交流の場、ずっと以前といいますが、青年団活動が盛んなごろですと、青年団活動の中でそういったような男女の交流の場があったわけなんですけれども、今西予市の中でも青年団活動が衰退をしております。もちろん青年団活動にかかわるサークル的なものはたくさんあって、その中で男女の交流の場がありはするわけなんですけれども、こういうような世相の中で、余り結婚を対象にした交流の場がありませんので、今後とも生涯学習、公民館活動の中で男女の交流の場を進めながら、あるいは結婚相談員なるものの紹介によってカップルができるような交流事業、相談事業を進めていくように考えております。

以上です。

○議長 次に、議案第２９号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第３０号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第３１号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第３２号に対する質疑を行います。

○２８番大竹忠盛君 議案３２号の中で、診療所の関係についてお伺いをいたしたいと思います。宇和でございますが、よその地域の診療所の状況、不案内でございますが、適切な質問になるかどうか危惧はいたしておるわけでございますし、また僻地の方々の暮らしと健康を守るためには、この診療所の役割は大変重要であることも十分承知をいたしておるわけでございますが、いろいろこの予算を見ますと、繰入金金の１１の診療所の総額が約１億９、０００万円程度になるのではないかと考えておるわけでございます。年でこそ１億９、０００万円でございますが、当然１０年いたしますと１９億円の投資が要るのではないかと考えておるわけでありまして、もちろん繰入金の中には、備品器具等どうしても避けて通れないものもあるだろうというふうな思っておりますが、将来に向けて経営の合理化なり、あるいは合併の方向なり、模索する必要もあるんかなと。住民サービスが低下しないということを、もちろん前提になるわけではございますが、将来に向けて合理化計画等についてご検討をいただく時期に来ておるのではないかなというふうな思いも持っておるわけでありまして、

したがって、次年度の予算には、これらの経営の合理化計画をお立ていただきまして、反映ができるような方法をご検討をされるべきではないかと、このような思いを持っておりますので、お尋ねをいたしたいと思います。

○三好市長 大竹議員の質問についてお答えしたいと思います。

これは非常に大切な問題といえますが、西予市の医そのものを全体を考慮してからでないと今のご意見のお答えはできません、このように思うんですが、旧５町の単位で言いますと、公的な医療機関として、今回市立病院になりました宇和病院と野村病院があります。これはいわゆる企業会計でございます。それ以外の１１の診療所については、それぞれの町にあった診療所、いわゆる特別会計、国保会計に位置づけされるわけでありまして、今後の問題については、これは西予市全体の医療として病院と診療所を有機的につなげるような考えを持っていく必要があると思っております。旧町単位では、そういう考えはなかなかできなかったという状況だと思うんですが、それをどうしたらいいかということとは、やはりただいいだけでなしに、福祉も含めた、例えば福祉の中で、介護の問題からも含めた体制の中で医療を考えなくては行けませんし、またいわゆる救急体制、消防も持っております救急体制も含めた中でこの問題を総合的に考えないといけないと思うわけでありまして、

そのことについては、今後議員の皆さんとともに、どういう形をとっていくかという、議会の中で特別委員会もつくられるなどもよろしいですし、私どもも審議会をつくっていくのもよろしいかと、このように思っておりますけれども、今後検討課題にさせていただきたいと思っております。

また、今の繰入金の問題でございますけれども、現在のところそれぞれ地域医療を担うものでございますから、１億９、０００万円という１１の診療所の繰り入れにつきましては、健康を守る点からやはり繰り入れさせていただかないといけないと、このような考えであります。

以上でございます。

○１７番酒井宇之吉君 国民健康保険税の徴収についてお尋ねを申し上げます。

非常に財政逼迫の中で、国民健康保険税の徴収の未収の努力はどのように今後なされるつもりか、今までどういう実績が各町あったのか、お知らせをお願いします。

また、国民年金保険の方でございますが、これは社会保険庁が現在行っているわけでございますけれども、各保険庁の方も非常に最近この徴収について国会３兄弟とか、こういうものもできまして、いろいろと世間を騒がせたわけでございますが、これにつきまして、地方自治体と社会保険庁の方で協力をし合って徴収を上げる方法なんかを考えている自治体もあるようでございますが、これについてのお考えも聞かせていただきたいと思います。これにつきましても調査は、商工会が肩代わりしたらどうかというような調査も来ておりますが、いろんな形で協力をしていけないといけなのではないかと思っておりますが、そのお考えを聞かせていただけたらと、かように思います。

○松本生活福祉部長 それでは、酒井議員さんのご質問にお答えいたします。

現在とっております徴収体制であります、この滞納保険税の徴収につきましては、税務課職員２名が１組となりまして、それぞれ各地区を分担いたしまして家を訪問しての徴収としております。これは、それぞれの総合支所においても同じような方針で臨んでおります。

現在、西予市全体の国保税の徴収率につきましては、９６．１４％となっております。そのほかに、まだ滞納繰越分がありますけれども、全体としての徴収率が９０．４９％となっております。

それともう一件、年金との徴収を社会保険事務所との連携を取ってやってはどうかというようなことでありますけれども、現在この年金の徴収につきましては、平成１４年４月から市町村の徴収事務から国の徴収の方へ移管されております。それぞれ徴収率につきましては、高いところで９４．９％、低いところで７８．２％とばらばらでありますけれども、この徴収方法につきましては、国の機関でもありますし、市につきましても職員が夜間とか、空いておる時間を見ても徴収いたしておりますので、果たしてその時間的な訪問とか、そういうものが合致するかどうか、その辺のことも

検討する必要があるだろうと思いますし、できるところにつきましてはそのような方向にしていきたいと思います、このように考えております。

以上です。

○17番酒井宇之吉君 国保税、保険税が13億2,500万円ほどあるわけでございますんで、約1割まだ徴収できてないということに相なるうかと思うんですが、90%でございますんで1億3,000万円のものがまだ税金として徴収できない。この1億3,000万円の分をどのように徴収して、そして健全な財政に持っていくかという大きな命題があるうかと思しますので、今後どのような施策で、どのように小まめに徴収していくかという方策も、きょうはだめでございましょうけど、またお聞かせ願ったらと、かように思います。

以上で終わります。

○議長 次に、議案第33号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第34号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第35号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第36号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第37号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第38号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第39号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第40号に対する質疑を行います。

○17番酒井宇之吉君 病院の先生の資質向上についてお尋ねを申し上げます。

非常に関連がございますけれども、これは特別会計でやっておりますが、国保会計の中でやっております診療所の医師の問題も含めましてお尋ねをさせていただいたと思いますが、全体の中で、医師はやはり優秀な医師をやはり雇用するのが一番いいということはわかり切ったことでございますけれども、地域によって非常に地域とのあつれきのある医師について、今後西予市全体の医師の派遣等々について考えとられるかどうか、全体の中で考えられとるかどうかをお尋ねをいたします。それをまたでき得るのであれば、順繰りと、やはりその地区に、風土、歴史、文化が違いますので、合う医師と合わない医師とがあるかもわかりませんが、そのあたりを西予市の中で異動をするお考えがあるかどうかをお聞きいたしております。

○三好市長 酒井議員のご質問にお答えいたします。

非常に難しいご質問だと、このように受けとめて、それなりに聞いていただいたらと、このように思っております。医師という立場というのが、非常に社会的なステータスの高い立場でございまして、そういう意味で地域の中で、この西予市の方へストレートに呼んで来ていただくかどうかという、今までの現状を見ますと、例えば診療所の段階では非常に難しい側面があつて、このように私は解釈しております。

それと、ご案内のとおりこの16年から例のいわゆる旧インターン制度といいますか、医師の研修制度が強固になりまして、非常に医師がこの2年間大学病院から出てこないというような事態に今陥っておろうと、このように思っております。

そういう中で物事の判断をしなくてはならないと、このように思っておりますが、そういう中で優秀な医師を確保するというのは前段でありますけれども、今のこの中の、今おられる医師が地域とのいろいろな問題があつて、それを地域からバースをするということ自身が単純にいいかどうかという、非常にこれは重要な問題になってくるんではなからうかと思します。その辺のところは地域と医師との関係を十分に判断をしてやっていきたいと思しますし、今の現段階では、先ほども大竹議員からのご質問も受けた段階でありますけれども、いわゆる西予市内の医療の総合的な関連をまだやっておりますので、それができた上における医師の異動というのはあり得るんだと思しますが、現段階ではまだそこまで考えていないというのが現状であります。

以上です。

○17番酒井宇之吉君 診療所の医師に欠員ができた場合には、市立病院の方から一時的にでも派遣していただけるような考え方は、やはりその中ではおありでございましょうか。

○三好市長 再質問についてお答えします。

今ほど言いましたように、市立宇和病院、野村病院とも医師不足に陥っております。今の段階では、医師不足でありまして、考え方によっては同じ医療をした場合でも、年間のいわゆる診療報酬が減になるというような状態に陥っております段階でございまして、今のそのことはなかなか難しい、現状では難しい。あと二年、三年後に一生懸命努力をして、そういう体制をとらせていただきたい、そのような考えにおります。

以上でございします。

○議長 次に、議案第41号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案21件につきましては、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(日程2)

○議長 次に、請願第1号「西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書」から陳情第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について」までを5件を一括議題といたします。

この請願、陳情については、お手元に配付いたしております請願、陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案並びに請願、陳情については十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日6月25日午前10時より一般質問を行います。

散会 午後1時49分

平成16年第1回西予市議会定例会会議録(第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成16年6月25日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会会議場
 1. 開 会 日 平成16年6月25日 午前10時00分
 1. 散 出 日 平成16年6月25日 午後2時55分

1. 議 席 1番 田中 剛	2. 番 2番 山島 清幸
3番 宮元 孝文	4番 川本 義武
5番 親野 三	6番 森本 廣
7番 井野 昭	8番 名義 秋
9番 河野 好	10番 藤義 勇
11番 浅三 吉	12番 岡夫 義
13番 酒三 之	14番 浅岡 和
15番 山本 英	16番 兵頭 朗
17番 梅本 光	18番 鍵本 男
19番 菊地 三	20番 宇都 盛
21番 岡平 重	22番 山本 隆
23番 岡平 重	24番 山本 隆
25番 岡平 重	26番 山本 隆
27番 岡平 重	28番 山本 隆
29番 岡平 重	30番 山本 隆
31番 岡平 重	

1. 欠 席 議 員

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	役 長	別 二	宮 宮	静 明
市 長 役 長 三 森 好 幹 二 治 一	助 教 育 部 長 長 所 務 課 長	二 安 松 小 九 上 炭 清	宮 藤 本 玉 鬼 甲 倉 水	宇 芳 正 岩 則 福 貞 享
入 部 長 長 所 務 課 長	設 設 部 長 長 所 務 課 長			
企 画 部 長 長 所 務 課 長	福 祉 部 長 長 所 務 課 長			
業 務 部 長 長 所 務 課 長	明 城 川 院 病 院 総 務 課 長			
村 総 合 支 所 長 長 所 務 課 長	明 城 川 院 病 院 総 務 課 長			
野 瓶 総 合 支 所 長 長 所 務 課 長	明 城 川 院 病 院 総 務 課 長			
三 消 防 課 長 長 所 務 課 長	明 城 川 院 病 院 総 務 課 長			
財 政 課 長 長 所 務 課 長	明 城 川 院 病 院 総 務 課 長			
1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 事 係 長	井 上 千 浪		
1. 議 事 日 程				
1. 議 事 に 付 し た 事 件				
1. 会 議 の 経 過				

議 事 日 程
 1 一般質問

本日の会議に付した事件
 1 一般質問

開議 午前10時00分
 ○議長 皆さん、おはようございます。
 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。
 (日程1)
 ○議長 これより一般質問を行います。
 通告順に質問を許可いたします。
 ○5番元親孝志君 皆さん、おはようございます。
 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告をいたしております3点につきまして理事者の所信をお伺いしたいと思います。
 初めに、1点お断りをいたしておきたいと思いますが、昨日この本会議場で活発な質疑応答がございまして、今から質問することが多少重複する点があると思いますが、ご理解をいただきたいと思ひます。
 それでは初めに、三位一体の改革で西予市の行財政運営に今後どのような影響があるのかお伺いをしたいと思ひます。
 平成の大合併につきましては、今なぜ合併しなければならないのかという住民の問いに対して、自治体はいろいろな理由を上げてこられました。しかし、合併の真の目的とは、紛れもなく2つの大きな理由があったと思ひます。1つは、バブル経済がはじけて国の財政運営がどうにもならなくなっているため、財政支出を大幅に削減する必要が生じていること、2つ目は、日本の経済規模が余りにも肥大化し過ぎて、中央集権国家としての中央政府が既に機能しなくなっていることであると思ひます。すなわち、ないそでは振れないということと、地方分権、つまり大きな政府から小さな政府を目指すという権限の放棄であります。明治に廃藩置県を行って以来、時代は再び廃県置藩を目指そうというわけでありまふ。当然、市町村合併の先には都道府県の合併がなければつじつまが合いません。
 地方分権の重要性については、今さら言う必要はありません。全国どこに行っても画一化されたまちづくりから、地域の歴史、文化、風土を生かした個性あるまちづくりに将来変えていかなければなりません。はしの上げおるしまで、国が関与する時代は終わりました。地方の自立によって、当然やっていかなければならない課題であります。
 しかし、これら一連の改革は余りにも唐突過ぎて、しかも十分な説明もないままに改革だけが進んでいるような気がいたします。少なくとも合併議論の中では、今後10年間は何とか現状を維持できるという説明であったように記憶をいたしております。しかし、新市の当初予算はとてそのような雰囲気ではありません。ここに至って、三位一体の改革で約束がほごにされたような印象を受けます。三位一体の改革で西予市は真の分権社会が本当につくれるのか、以下の点について質問をいたします。

まず1点目として、国庫補助負担金の削減規模、本年度2兆9,000億円に対して税源移譲の規模は6,500億円では、当然財政が厳しくなるのは当たり前ですが、西予市の影響はどうか、お伺いをいたします。

2点目として、税源移譲への転換、これは税収の多い都会にこそ有利であって、西予市のような税収の少ない自治体にとっては、将来大幅な財源不足に陥るのではないかと心配をいたしますが、その点はどうか、お伺いをいたします。

3点目として、公共事業に係る国庫補助負担金の改革については、事業量が削減されただけで、税源移譲につながっていないと思われますが、今後予定をいたしております新市建設計画等は予定どおり実行できるのかどうか、お伺いをいたします。

4点目として、行財政改革上、職員給与のより一層の適正化、定員管理の適正化、第三セクターの民間委託等の推進等、早急な検討が必要になってくると思われますが、この点についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

最後に、合併後、特に市民の方から将来に対する不安、不満を聞きます。一連の政策転換については早い段階で市民に説明する必要があると思われますが、行政の説明責任についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、新しい西予市の産業の育成について、理事者の所信をお伺いいたします。

長引く景気低迷に伴い、国内の産業形態が以前とは全くさま変わりしてまいりました。地方においては、公共事業の大幅な削減に伴い、地域経済に大きな陰りが始まっております。急激な構造改革は、受け皿を検討することなく政策転換が断行され、余剰人員の再就職が懸念をされます。また、行政が競って進めてこられました企業誘致につきましても、経営の合理化を理由に撤退あるいは閉鎖が起っております。一方、都会においても、産業の空洞化、あるいは長引くデフレ経済から、終身雇用の見直し、年功序列の廃止、正社員からパート社員へ切りかえが積極的に行われております。

その結果、フリーターと呼ばれる若者が500万人に達し、10年後には1,000万人のフリーター社会が到来するとさえ言われております。大学を卒業しても2人に1人がフリーターでは、何のための教育なのか、教育の意義、目的が問われます。当然、アルバイト社員では年金、医療・介護保険等の社会保障の負担ができません。国の根幹が揺らいでいるわけであり、バブル経済が崩壊するまでは、都会は若者の受け皿でした。しかし、ここにきてその機能を果たせなくなっており、当然、地方での新しい雇用の創出が求められます。

片や、日本の食糧の自給率は、カロリーベースで40%、先進国で最低であることは今さら言うまでもありません。特に、これから食の安全、安心、安定供給が求められます。高くても安心できる国内産の食糧が今後さらに求められてまいります。

今こそ地方が都会にかわって雇用の受け皿になる時代ではないかと考えます。幸いにして、西予市には変化に富んだ豊かな自然があります。この貴重な地域資源を活用した雇用の創出こそ行政の喫緊の課題であると考えます。今の社会を見渡してみても、60%の市場が残っているのは農業分野だけであり、農業は、時として政治の道具にされました。その結果、報われなかったことも事実であります。しかし、今の現実を見たときに、このままでいいはずはありません。何もしいないで、座して死を待つわけにもいきません。問題は価値観だと思います。経済一辺倒の時代から、これからは生きがい、やりがい、そして人間らしさを追求することで新しい地方の価値を見出すことができるのではないかと思います。

戦後、何も無い社会に、雨後のタケノコのように全国に産業が興りました。しかし、これらがいずれも大きな転換期を迎えております。是が非でも新産業を検討しなければ、田舎に未来はありません。時代は間違いなく地方に向かってフォローの風が吹いております。時代の変化を逆手にとって、今こそ行政が本腰を入れて、農業を基盤とした都市との交流こそが地域経済に活力を取り戻す方法だと思っておりますが、市長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

最後に、介護施設の将来像についてお伺いをいたします。

2000年4月にスタートしました介護保険制度もことしで4年目を迎えました。介護地獄から家庭を守る介護の社会化という美名のもと、介護保険制度は時代を画す改革として大きな期待を担ってスタートいたしました。しかし、2005年には早くも介護保険制度の抜本的改革が予定をされております。既に介護保険財政が赤字となり、財政安定化基金からの借り入れを受けた保険者、つまり自治体は、全国で全体の3割近くになっております。沖縄県に至っては9割が赤字財政に陥っております。

介護も年金も負担と給付のバランスをどう維持するかであります。どちらかがモラルハザードを起せば制度は成り立ちません。2004年度の介護保険給付額は5兆5,000億円の見込みであります。20年後にはこれが19兆円になると厚生労働省は試算をしております。少子化がさらに進む将来において、果たして次の世代がこれだけの負担に耐えられるとは到底考えられません。数字から見て、この制度が近い将来必ず行き詰ることがだれの間からも明らかであります。

そこで、2005年度の抜本改革では、施設介護と在宅介護の格差を是正する名目で、施設利用者からホテル代を徴収する案が検討されております。また、将来の介護報酬の拡大に対しては、全国一律でなく、それぞれの自治体の裁量に任せられます。当然財政の厳しい自治体では報酬料が切り下げられ、施設、グループホームの経営が厳しくなり、利用者負担にはね返ります。また、介護サービス利用者の自己負担額は、現在1割負担ですが、これも見直しでは恐らく2割が考えられます。同時に、被保険者の年齢引き下げもあり得ます。現在の40歳以上第2号被保険者は、20歳以上に検討が既に始まっております。

介護はまさに地獄であり、特別養護老人ホームの入所申込者は急増いたしております。しかし、制度は絶えず肥大化し、将来必ず負担に耐えられなくなります。そろそろ施設介護のあり方を見直す時期ではないかと思っております。現に、社会保障のモデルとしてきた北欧の国々には、施設介護は1カ所もありませんでした。これからは、施設でも在宅でもない折衷型の小規模多機能サービス拠点、それぞれの地域に設けるべきだと思います。小規模多機能サービス拠点とは、基本は在宅で、24時間、365日安心して介護を受けられるように、訪問、通所、短期入所サービスを一体的、複合的に提供できる拠点を意味します。

2015年には団塊の世代が高齢化社会を迎えます。懸念されることは、このままでは、施設を幾らつくっても全体をカバーすることは到底できません。また、施設があっても、利用者負担が増大して、低所得者層は施設から締め出される事態が発生いたします。負担と給付のバランスを考え、幅広く対応できる仕組みとして、在宅を基本とした小規模多機能サービス拠点が理想であると思っております。三瓶町にも、来年の計画として、50床の施設建設計画が出ているようであり、これらのことを十分検討されて、持続可能な制度になるよういまだ一度再検討が必要ではないかと思っておりますが、市長の所信をお伺いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○三好市長 皆さん、どうもおはようございます。

本日、通告で8人の議員の方々からご質問を受けるわけでございますけれども、西予市のあり方を問われる、いずれもすばらしい質問になるうかと、このように思っております。私どもの行政側も、真摯に受けとめて回答していきたいと思っておりますので、またよろしくお伺いいたします。

また、きょうは多くの傍聴の方が来ていただきました。ありがとうございます。ぜひ私どもの意見、質問、議論等を見ていただきまして、西予市がこのような議会になるんだということをまた見ていただきたいと、このように思っております。

また、きょうの回答の仕方でございますけれども、いわゆる市政にかかわることについては私の方が回答させていただきます。専門分野については部長の方に回答するということで今後進めさせていただいたと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、私の方から、まず元親議員の第2番目の将来の西予市の地場産業育成についてについてまず回答をさせていただいたと、このように思います。

全国の労働人口が6,688万人、就業者は6,354万人で、この半年間増加が続き、景気の回復の兆しが見えておりますが、完全失業者も335万人おりまして、完全失業者率が5%となっておるような現状でございます。全国のフリーターも2001年に417万人を数えており、今後増加するものと思われます。高校生のフリーター予備軍が12%もあるというようなことが言われておりますが、西予市の産業就業者数を見ても、平成2年においてを100とすれば、現在第1次産業が68.5%、第2次産業が77.8%、第3次産業が109.1%となっております。全体で87.7%となっておりますが、この間の人口減少率が9%でございます。第1次、第2次産業の就業者が減少していることは、西予市の地場産業が衰退している要因であると思われます。

西予市の海拔ゼロから1,400メートルの特性を生かした多品目産地づくりや特産品の開発は私の公約の一つでありまして、後継者の確保や雇用の場として、働く環境に努めていきたいと、このように考えております。西予市は、宇和海の豊かな海、広大な農地と森林、そこに根づく商工業などの開発の素地はまだ十分あると、このように思っております。この地場産業の振興とともに、これを基礎とした付加価値づくりなどにより、産業の高度化、活性化を推進していく所存であります。このためには、まず地区の産業雇用促進協議会や住宅産業連合会との連携を図りながら、行政、農協、漁協、森林組合、商工会、学識経験者が一体となった、私の公約であります産業創造戦略会議を立ち上げていきたい、このように思っております。生活安定型産業への脱皮を目指す若者定住型の産業を創造したいという考えでございますし、あといろいろなブランドづくり等々も考えていきたいと思っております。

立ち上げに際しましては、議員の皆さんとともに十分検討、協議をいたしましてその立ち上げをしたいと、このように考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○森総務企画部長 昨日の答弁と重複する点もあろうかと思いますが、元親議員質問の三位一体改革と西予市の財政への影響についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、国が「経済骨太の方針2003」で唱えた三位一体改革の基本的理念は、地方が決定すべきことは地方みずからが決定し、地方自治の本来の姿を実現するためのものと、このように認識しておりましたが、ふたをあけてみますと、三位はばらばらにしてそれを一刀両断に切り捨てて内容のものであります。このことによりまして、各地方自治体は平成16年度予算編成で大幅な財源不足に直面をいたしまして、これでは予算編成ができないといった悲鳴に近い声があらゆる方面から上がってまいりましたのはご案内のとおりでございます。西予市も当然この中に含まれる一つの自治体であります。特に当市におきましては、合併協議会で調整された項目である、サービスは高いところに、負担は少ないところに合わせました関係上、増減額と交付税の減額が重なり、予算編成には大変苦慮したのが実情でございます。

さて、三位一体の改革でこれからの西予市の財政にどのような影響が懸念されるかということですが、まず本年度の三位一体改革に伴う影響見込み額でございますが、国庫補助負担金の削減額1億4,900万円、地方交付税と臨時財政対策債の削減額が11億7,300万円、また税源移譲による所得譲与税7,900万円の増額で、差し引き12億4,000万円の影響となっております。そこで、今後もこのような改革内容が強いられますと、財政の硬直化は一段と進み、住民サービスの水準を維持することはまず不可能になります。また、新規事業や投資の事業は先送りしなければならなくなり、さらに各分野の単独事業におきましては、縮小あるいは廃止を前提とした見直しが必要に要求されるものと思っております。したがって、財政規模を縮小しない限り、数年度には財政破綻に陥ることは明白であります。

しかし、過日、麻生総務大臣から三位一体に係る朗報な書簡が届きましたので、その文面の一端をご紹介いたします。

「私は、皆さん方が平成16年度の予算編成以来政府に対し不安や疑問に思っていることに答えるため、4月26日の経済財政諮問会議に私の考え、いわゆる麻生プランを提案いたしました。この提案を受けて、先般「経済骨太の方針2004」を閣議決定いたしました。私が意を用いたポイントは、次のとおりです。まず、来年度の地方財源総額についてです。今年度当初予算において、地方交付税などの総額が減少し、予算編成にご苦労をかけました。当然危機的状態にある地方財政を健全化するため、今後とも歳出の見直しは必要です。しかし、来年度にあつては、地方団体が安定的に財政運営ができるよう、必要な一般財源の総額を確保することを明記しました。次に、税源移譲についてです。今年度は、国庫補助金の廃止額約1兆円に対し、一般財源化の額約4,500億円が少ないとのご批判がありました。そのため、税源移譲はおおむね3兆円規模を目指す」と明記しました」と、このような内容の書簡が6月11日付で届いております。

これを見聞する限りでは、来年度以降の三位一体の施策は期待が持てるものと思っております。しかし、三位一体上の問題はクリアできたとしても、当市の本質的な財政上の問題が残っておりますので、昨日の市長の施政方針どおり、抜本的な行財政改革を進め、健全財政を構築していかなければなりません。どうかお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○松本生活福祉部長 それでは、3点目の介護施設建設のあり方についてであります。介護保険制度につきましては何点かのご意見がございまして、ご質問では、今後の施設介護のあり方について検討する必要があるのではないかと、さらにはグループホームの建設の認可について制限はないのかとのことであつたと思っております。

ご指摘のように、平成12年度に施行されました介護保険制度も5年目を迎え、第2期の介護保険事業計画の推進中でありまして、施設介護と在宅介護の費用につきましては、利用の選択によって格差が生じてきたため、昨年は制度の一部見直しが行なわれたところでもあります。ご承知のとおり、この制度は当初から5年ごとに見直すことになっており、今後ともいろいろな項目について見直しが行なわれることになるものと考えております。

このような状況の中、施設の中でも少人数を対象とした痴呆対応型共同生活グループ、いわゆるグループホームのことでありますが、この建設が著しく進展しておりますことはご承知のとおりであります。平成16年4月現在での愛媛県の施設数は、124施設が登録されているようであります。西予市内では、三瓶地区1、宇和地区3、野村地区1、そして今年度内に2つの施設の申請希望があると伺っております。

グループホームは在宅サービスに位置づけられ、利用対象者はおおむね65歳以上の要介護者で安定期にある痴呆状態の方が入所されるところであります。ご質問では、グループホーム建設の認可について制限はないのかとのことでありますが、事業所として指定を受ける場合は、介護保険制度上法人であること、人員の基準を満たすこと、設備、運営基準に従うこと等とされております。さらに、指定申請に当たっては、介護保険法施行規則に定める申請書を県知事あてに提出することと、知事は市町村長に意見を求めること、知事は市町村長の意見を踏まえ、設備状況等実地確認し、指定の有無を決定することとされております。したがって、指定の基準を満たしており、市町村長が問題なしと判断

すれば認可され、制限はないものと考えられます。

しかしながら、グループホームは、事業形態が小規模であり、多様な法人主体による参入が可能であり、事業所数は急増しております。他県では、このような状況にかんがみ、事業所数を制限しているところもあるようですが、愛媛県では制限はなく、前に申し上げました要件を満たせば認可され、指定を行ってあるようであります。密室性が高く、利用者保護の体制整備が現在グループホームに強く求められているところであり、市といたしましても、事業者が申請前に行います事前協議や実施方法を十分見きわめ、事業を行うに適正な法人かどうか留意していきたいと、このように考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○三好市長 元親議員の質問の中で、今まで答えてない何点かについてご質問に答えていきたいと思っております。

新市建設計画の今後のあり方について問われたかと、このように思っておりますが、今三位一体の改革で急激に新市の財政状況、歳入状況が悪くなっております。12億4,000万円減という、今年度の予算の中にその影響を出しておりますけれども、この新市の、いわゆるまちづくり計画の中の新市建設計画、新市まちづくり計画でございますが、その中の財政計画、平成16年から平成25年の10年間の計画をつくっておりますけれども、当初の中の計画で、平成16年の段階でも、いわゆる交付税が117億円入る予定で財政計画をつくっております。実際105億円ぐらいの計上でことになっておりますので、これでもう12億円減というような状況になるわけありますから、当然ながらこの新市のまちづくり計画は、ある程度の、そのまちづくり計画の中の財政計画は見直しをしなくてはならないというような考えであります。とりえず総合計画もつくるということでありますので、その新市の総合計画の中にそれを反映していったらと、このような考えも持っております。

それから、第三セクターのあり方についても問われたかと、このように思いますが、その前段で、合併協におきましては、新市にその第三セクターからの負債を持ち込まないということの確認がされておまして、現段階では全部負債がないという段階で第三セクターが持ってきております。またもう一つは、民間から有能な方を登用するということが確認されておると、このように思っております。

そういう合併協の確認事項を受けて、私としては、今7つの第三セクターがあるわけでございますけれども、いわゆる社長あるいは取締役は民間の有能な方を登用していきたいという考えで、現実的には、城川のエフシーあるいは産業開発公社等には民間の優秀な方を社長にさせていただきました。また、取締役にも民間の方を入れるということで、どんぶり館、あるいは今後明浜のシーサイドパークのことについてもそのような考えでありますし、今後予定されております城川の保養施設についても、これも第三セクターに任せていったらと、このような考えにおりますし、また乙亥ドームにつきましても、商工会を中心とする団体にこれを任せていきたいと、収益部分は任せていきたいし、また三瓶の朝屋の海の家関係等々についてもそのような考えに進めさせていただいたらと、このように思っております。

しかしながら、赤字体質があるわけでございますから、この赤字体質をやはり脱却するような経営状態を持っていくというのが大事でありまして、一般会計から繰り入れをなるべく減らせるような体質改善をしていかなければならないと、このように思っております。

それともう一点、今度介護保険の関係でございますけれども、先ほどの言葉の中に小規模多機能型の問題が出てまいりましたけれども、私も自分の考えと全く一致するものでございまして、これは後ほどの議員の質問にも詳しく回答させていただきますけれども、同意見でありまして、積極的に進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○5番元親孝志君 大変丁寧なる答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私、通告と今ほどの一般質問の表現の仕方が若干違っておりまして、大変ご迷惑かけましたことをおわび申し上げます。

今回の質問の中で、今回西予市の当初予算案を作成するに当たりましては、市長も大変ご苦労があったということをお聞きするわけでございますが、この中で、財政は厳しかろうと思いますが、しかしこの西予市というものを守っていく上で、自治組織活動に関しては、私は将来においても寛大な措置が必要ではないかなというふうに思っております。自治活動といえますと、例えば西予市消防団もあります、青年団もあります、婦人会もあります。そして、野村町の場合でありますと、総合支所の下に各支所があるわけでありまして、

この中で、特に私各支所について1つだけお願いをしたいと思っておりますが、この公民館につきましても、5町の中で多少取り扱いは差がありますので扱いが難しいと思いますが、野村町の例で申し上げますと、野村町は本庁の下に旧村単位で各支所がございます。そして、当然職員も派遣をしていただいておりますが、今の合併後のこの厳しい財政事情、そしてまた行政の効率という問題を考えてときに、近い将来総合支所方式から本庁方式に移行するであろうということは間違いなくあります。そうした場合に、我々は総合支所がなくなれば、さらに旧村単位の支所というものの役割が重要になってまいります。財政上の問題もあると思いますが、ぜひとも総合支所が廃止になればさらに各支所を強化していただきまして、我々の地域住民の安心のよりどころであります公民館、総合支所の維持確保に努めていただきたいというふうに思うわけでございますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○三好市長 元親議員のご質問にお答えしたいと思います。

自治組織の、いわゆる活動の寛大な措置ということでございますけれども、私も自治会組織は非常に重要なものだと、このように思っております。いわゆるこの地方行政をつかさどるときに一番大事なものは、この議会の活動を重きに置いて、それとともに地域の自治組織の活動をやはり大事にしていく、さらに今回設立いたします地域審議会、その3つを重要視しながら、私どもの意思決定の中の大事な3組織であるという認識をもって進めさせていただいたらと、このように思っております。

さらに、今ほど言われました、いわゆる野村の各支所のあり方についてでございますけれども、これは非常に、今後の本庁方式へ移行する段階での問題だと、このように思いますが、現段階で、この本庁方式のいく段階、どういう方式をやっていくかということについてはまだ白紙の段階でございまして、その段階にきたときに、議員の皆様あるいは市民の皆様から成る組織で十分検討をさせていただいたらと、このように思っております。

以上でございます。

○5番元親孝志君 それでは、もう一点だけ再質問させていただきたいと思っておりますが、2番、3番も関連がありますので一緒に質問させていただきますが、今回の質問の中で、産業基盤を充実してほしいという質問と介護保険の問題を質問をさせていただいたわけでございますが、私周辺地域を見たときに、今住民が何が一番不安かということを見たときに、今の社会の中に将来につながる仕組みが今途絶えておるといふことにあると思います。というのは、かつてはどこの家庭でも、じいちゃん、ばあちゃん、そしてお孫さんまで、大半の家庭が3世代であったと思います。しかし、今地域を見たときに、その3世代が同居している世帯というのは、恐らく1割強ぐらいではないかなというふうな思っております。それはなぜかという、その地域に後継者が残れる仕組みがないということがあつて、後継者がいないと。そして、今はその各家庭にお孫さんのいない家庭が9割近くあるというふうな状況にあるわけですね。これでは、地域の自治を考えていく上で、将来の話がもう全くできません。ですから、どうしても緊急に、やはりこういって後継者が残れる地域づくりというものはもう行政の最大の課題であるというふうに思っております。行政が住民のニーズにこたえていくという姿勢であれば、私はまず、何をさておいてもこの問題を検討していただかなければいけないのではないかなというふうに思っております。先ほど市長の答弁でも、積極的にそういう姿勢であられる

ことを聞きまして安心をいたしておるわけでございますが、さらに重点課題として取り組んでいただきたいというふう

に思っております。そして、これを産業育成をしていく上で、私は介護という問題がある意味でこの役割を果たすのではないかなというふうに思っております。先ほど言いました小規模多機能サービス拠点というものを考えたときに、今仮に、例えば特老1つを建設するとすれば、50床で約10億円の予算計上が必要だと思います。しかし、小規模多機能サービス拠点であれば、5,000万円、10床確保すればそれぞれの地域賄っていくことができると思います。そうしますと、10億円の予算を考えた場合、20カ所にその施設をつくることのできる。そして、なおかつ200人の受け入れができるということになれば、効率面もええ。そしてまた、それを維持していくのが、介護保険制度に全面的に依存するのではなくて、やはりそれぞれの地域の人の力によってNPO等々を創設していけば、介護保険の利用も従来の3分の1、5分の1以下で私は済むのではないかなというふうに思います。そしてまた、同時にそのことが地域の雇用の受け皿になるというふうに思っております。

私の希望では、各旧村単位ぐらいに10人程度がやはり入れるだけの施設、5,000万円もあれば十分立派なもの

が建つと思いますが、そういったものを全体に満遍なく配置することによって、地域の安心と、なおかつそういった産業

の雇用の受け皿にもなるのではないかなというふうに思っております。今回の、地方でできることは地方でやれと、地方の自由な裁量があるわけでございますから、やはり西予市方式で、ひとつ新しい取り組みをぜひとも検討をして

いただきたいと思いますというふうに思っております。よろしく願いいたします。
○三好市長 今の質問について回答を求められたかどうか、ちょっとはつきりわからんところありますけれども、私の考

え方を言わせていただきます。

いわゆる定住環境と雇用ということで3世代のことを考えたときに、その問題だと思っておりますけれども、やはり

定住環境をつくるための雇用というのは私は大事だと思っております。この西予市の状況を見ても、30分区域内に

いわゆる企業の誘致等と、あるいは新しい産業をつくって、その通勤範囲であれば十分定住できる環境はできると、こ

のように思っております。そういうことで、新しい産業の創造等あるいは企業の誘致等々も一生懸命進めていきたい

と、このように思っております。それから、先ほど話しましたけれども、小規模多機能については私も同意見でございます。これはステーション

があってサテライトがあるという方式でございますから、しっかりしたステーションがあるということが前提になるう

かと思えます。その方式の中で、サテライトとして小規模多機能が存在するという私は考えでございますから、そうい

う中でその小規模多機能型の創設をしていくということを考えていきたいと、このように思いますし、またそこで発生

する、1カ所について5人程度の雇用も地域における重要な雇用の場となるかと、このように思っておりますので、

ぜひとも一緒にともども考えていただいたらと、このように思っております。

以上でございます。
○28番大竹忠盛君 西予市初の定例議会におきまして一般質問の機会をいただきましたので、今回は女性政策室の設

置、新たな産業おこし、地域福祉の支援策の3点について市長の所見をお伺いをいたしたいと思います。

まず初めに、女性政策室の設置についてお伺いをいたします。

三好新市長が誕生し1カ月余り、慌しく、多忙な毎日であり、とても新市の総合的なまちづくりまで思いがわかない

ことは十分承知をいたしておりますが、市長が立候補されるに当たり公約をされておりました政策でもありますので、改

めまして公約実現のために市長の所見を伺いたしたいと思います。

過日、西予市の三役人事も整い、いよいよ三好市政が船出をしたと言えましょう。市長は、就任と同時に各種公職に

積極的な女性の参画を求められ、とりわけ今回議会推薦の農業委員でも5名の委員のうち4名が女性であります。市長

の公約実現に向けて着実にその成果をおさめられていることは十分評価するものであります。

女性の地位向上のために平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、各自自治体はもとより、民間でも女性の社

会進出が進んできつたことはいえ、まだまだ多くの課題も残されています。男女平等は人権問題でもあり、女性の人

格、個性、知識などを一市民として対等に認め合い、男女が協力して共生し、住みよく明るい社会をつくるという意識

改革が求められるのであります。特に女性は細やかなことに気づかれる洞察力や豊かな感性があります。女性は社会の

多数派でもありながら、地方自治体に女性の意見が十分に反映されていないのが実情であります。

そこで、市長が公約をされておりました女性政策室はぜひとも必要だと思っております。女性政策室の設置は、女性

の暮らしや社会活動に密着した生の声を聞き、市政への関心を高めていただくことが男女共生時代を築く布石になると

思うのであります。今日の地方行政の大切な視点の一つに、市民がどんな暮らしを望んでいるのか、何を市政に期待し

ているのか、見方によっては、女性は男性よりも得意な分野であるとも言えます。今市政が抱えている福祉、介護、教

育、環境など山積しているさまざまな課題は、いずれも暮らしの現場に立つ女性のかかわりの深い問題とも言えます。

女性政策室は、これら男女共生社会の創造や女性の政策決定参加のアプローチとして大変意義深いものであり、さら

には女性が働きやすく活動しやすい環境づくりを支援していくことに結びつくものであります。以上の観点から見ても、

女性政策室の早期実現は大変重要であり、公約実現に向けての市長の所見をお伺いをいたします。

次に、産業戦略会議を創出し、新しい産業の創出を目指す考え方について市長の所見をお伺いをいたします。

地方分権時代を迎え、みずからのことはみずからが律する体制が要求される地方自治のあり方は、想像と知恵をめぐ

らし、地域社会活性化のために何をなすべきか、みずからの手と頭で対策を講じなければならない時代に来たと言えま

す。

平成16年度予算を見ても、一般会計、特別会計、公営企業会計ともに財政運営状況は極めて厳しい内容であると言

わざるを得ません。このままでは、新たな町おこしの財源にも乏しく、西予市民が合併をして本当によかったという方

向にはなかなかならないのではないかと危惧するものであります。そのためには、思い切った財政改革、行政のスリム

化も必要であります。一方、新たな発想による思い切った町おこしを求められているとも言えます。

そこで、市長は新しい産業創造のため産業戦略会議の創設をとの考えであります。仮称ではありますが、私

けれども、産業おこし対策室を設置してはどうかと思うのであります。どんぶり館があのように大成功をおさめてい

る要因の一つには、この西予の豊かな産物があつたからだと思うのであります。我が西予市には、海あり、里あり、山

あり、実に変化に富んだ大自然に恵まれた田舎の価値観があります。この豊かな自然を生かした産業おこしは、西予市

の将来発展のためにも実に大切な視点であると言わざるを得ません。

しかしながら、さまざまな課題もあり、産業おこしのためには、もちろん漁業、農業、林業、商業に携わる方々の協

力も必要でしょう。一方、行・産・学の一體的な結びつきも求められるのであります。新たな産業を興すためには、大

きなエネルギー、それに携わる人々の情熱、意欲も必要であります。産業戦略会議を支えていくにはそれなりのスタッ

プが必要であろうと思うのであります。行政改革も必要であります。削るべきところ、強化すべき部署、これも分権

時代に対応するために必要だと思うのであります。これら総合的な見地から対策室の設置を望むものであります。

最後に、地域福祉の充実と支え合う地域福祉の支援策についてお尋ねをいたします。

この質問につきましては、先ほど元親議員がご質問され、同じような内容になるかと思いますが、お許しをいただき

たいと思います。

これからのまちづくりには、当然のことながら、利便性、快適性を図るため、健康で調和のとれた活力あるまちづく

りを進めることが住民参加のまちづくりを進めるための指標となるのではないかと思うのであります。これまでの地域

福祉の支援策は、ややもすると与えられるものとの考え方も多く、これを受ける側もそのような傾向にあったのではないかと思います。福祉は、多額の費用がかかります。公的サービスだけでは限界があると思うのであります。

西予市の今年度の老人保健、介護保険予算は100億円を超えております。これから増加の一途をたどると想定されている福祉予算を補うための施策としては、みんなで互いに助け合う苦労、サービスを受けながら自立して心豊かな老後を送る互助の心も必要な時代になってきたと言えます。健康で、文化の薫り高い人間性あふれるまちづくりを目指すために、住民みずからが参加するという意識を高めていくことも大切であります。私は、これからの地域福祉のあり方を考えるとき、行政と地域住民がともに支え合えるシステムづくりが大切な視点ではなからうかと考えるのであります。他人の痛みがわかり、思いやりのある心で支え合う地域福祉、受ける福祉から、みんなで考え、助け合う福祉、もちろん最小限の行政支援、これが互いに補完し合いながら進めていく地域福祉のあり方を求めていかなければならないと思うのであります。

そこで、私は、田之筋地区でまもなくスタートをします小規模多機能介護施設、安心の家と呼んでおりますが、この安心の家がこれからの地域福祉のモデルになるべきであると考えています。この施設は、国・県の助成もあるようで、先ほども質問がありました、五、六名の雇用も生まれます。しかし、この施設は、地域で支えていくボランティア組織も必要であります。田之筋の安心の家は、地区の中心にあります民家を借り、少し改造して活用する実に合理的な施設であります。何と申しまして、地域での介護施設は、お互いに顔見知りのスタッフも多く、「ばあちゃん、元氣かな」といって気軽に手伝いができる地域のボランティアの参加で支え合いながらスタートしようといったしています。

田之筋地区は、高速道路が開通しましたが、左右を山に囲まれた細長い地区であります。安心の家を支えるボランティアの募集をされたところ、参加希望者は50名を超えました。さきに行われましたボランティアの方々を対象とした研修会でも、30名余りの方が参加され、熱心に研究をされていました。参加者を見ましても、介護の要資格者、食事づくりの得意な方など、実に多彩な顔ぶれでありました。この方たちは、少なくともこれからの地域福祉のあり方をともに考え、支援していただける方々であります。この安心の家は、まさに行政と民がともに支え合う地域福祉の原点になるであろうと考えるものであります。そこで、行政も、西予市のモデルとなられるようにしっかりと支援願いたいのであります。と同時に、計画的に各地にこの安心の家が広まることを期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○三好市長 大竹議員の質問についてお答えいたします。

これは、いずれも私の公約と関係いたしますので、私の方から3点回答をさせていただいたらと、このように思っております。

まず、第1番目の男女共同参画型社会の推進と女性政策室の設置についてでありますけれども、この男女共同参画とは、男女平等の実現を当然の前提とした上で、さらに性別による固定的、差別的な役割分担意識の解消が図られるとともに、男女が真に対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野において、政策や方針の立案、決定過程に参加できるようにすることを目指すものであります。

1975年、昭和50年でありましたが、国際女子年からの男女共同参画の歩みを見ますと、我が国においては、国内行動計画の策定、育児休業法や男女雇用機会均等法の整備などにより、女性の地位向上と社会参加の促進、従来の固定的な差別的な扱ひや制度の見直しを行い、男女平等に向けた各種の法律や制度の整備が図られ、また愛媛県においても2002年、平成14年でありましたが、愛媛県男女共同参画推進条例が施行に至るまで、さまざまな施策が講じられてまいりました。しかし、残念ながら性別による固定的、差別的な役割分担意識や、それに基づく慣行、性に起因する暴力や不利益な取扱いが依然として根強く社会に残っているのが現状であります。昨今の少子・高齢化の急速な進展による介護や福祉の問題など、社会環境の大きな変化を考えますと、豊かで活力のある社会を築いていくためには、一人一人がともに尊重し合い、支え合う社会を実現することが重要な課題であると考えております。

4月に発足しました新生西予市は、私が選挙期間中に申し上げましたとおり、皆さんとともに「西予思いっきり創造」をスローガンに、老若男女を問わず、4万7,217人の市民一人一人が主体となって、自然と文化と人が輝く町を演出し、将来に向かって夢と希望の持てるまちづくりを創造しなければなりません。西予市における男女共同参画の実態は、まだまだその域を越えたものではありません。現在市に存在する委員会や審議会等における女性の登用は、組織や旧町の独自の考え方も残っており、一概には言えませんが、各種の委員会等では約12%、審議会では約26%程度が女性の登用であります。今後においては、女性登用率の目標を最低30%以上に置いて、それぞれの組織の中で、女性が活躍しやすく、豊かな感性を生かせる環境づくりに努めていきたいと考えています。

そのために、これまでの慣例にとらわれることなく、女性の人権の尊重、男女共同参画への意識改革、意思決定の場合の女性の参画拡大、家庭生活と仕事及び地域活動が両立する環境整備、労働の場における男女平等の確保など、西予市における真の男女共同参画社会を構築していくために、新たな視点で女性政策のなめとなる女性政策室を行政組織の中に加えていきたいと考えております。どうか市民、企業、各団体におかれましては、今後一体となって、家庭や地域、職場等における男女共同参画社会の実現に向け鋭意取り組んでいただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、産業戦略会議を創設し、新しい産業の創造を目指す考えについてでありますけれども、この答弁につきましては、先ほどの元親議員と一部重複いたしますので、省略させていただきます。

新しい課、産業おこし対策室の設置につきましては、今後の検討課題としたいと考えておりまして、議員の皆さんとともに協議して結論づけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、第3番目の地域福祉の充実と支え合う地域福祉の支援についてでありますけれども、この質問についても、元親議員と一部重複いたしますけれども、回答をさせていただいたらと、このように思います。

ご質問のとおり、本年9月1日に開設予定であります小規模多機能施設安心の家が、宇和町田之筋地区新城に新しく誕生することになります。具体的に申しますと、宇和町社会福祉施設協会が運営いたします民家改修型の施設であります。施設協会をいわゆるステーションとしまして、安心の家がサテライトの方式となります。田之筋地区高齢者を対象に、介護保険対象のデイサービス10人、介護保険外の宿泊サービスの定員2人を主なサービスとして事業を行うものであります。介護保険によるサービス給付に消極的な方、家に閉じこもりがちの方に対して、ニーズに合わせたサービスを住みなれた地域で安心して受けられるよう、地域ぐるみで高齢者の方々を支えることを基本としております。

これからの福祉のあり方として、ご指摘のとおり、地域と行政が一体となり、高齢者の方の身近な場所でサービス提供が必要であると考えています。地域福祉のモデルとしてスタートするわけですが、田之筋地区高齢者の方に喜ばれる施設になるものと確信しております。私の公約の一つでありまして、将来的には各校区ごとに設置できれば理想と考えておりますが、この点につきましては、地域の方々の要望、福祉関係者のご意見を賜って対処したいと、このように考えております。

以上でございます。

○28番大竹忠盛君 1点だけ伺いをいたします。

市長の前向きな答弁をいただき、特に委員会においては30%以上というお答えもいただいたわけですが、近々発足するであろう地域審議会、各町の、この審議会の構成についても、ぜひ市長の意見を取り入れていただきまし

て、女性の方を多く審議委員として登用されるよう望むものでありますが、市長のお考えを改めてお聞きをいたしたいと思ひます。

○三好市長 この地域審議会、やはり今後の西予市の意思決定の中に重要な役割を果たすものだ、このように思っております。これにつきましては、合併協議会の中でも地域審議会をやはり重要な位置づけとされてやられたわけでありまして、国の制度の中でも地域審議会というものが重要な位置づけをされた制度であります。その中で、やはり私が女性のいわゆる声を反映する仕組みをつくっていききたいということの中で、やはり女性の声の中で反映できればと、このように思っております。ぜひとも、今ほど言いますように、30%に近づけるような地域審議会の委員の構成ができればと、このように考えて進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長 暫時休憩いたします。11時20分に再開いたします。(休憩 午前11時08分)

○議長 再開いたします(再開 午前11時20分)

○1番田中剛君 皆さん、おはようございます。1番田中剛、ただいま議長より指名を受けましたので、通告いたしました5点の質問をいたします。

まず1点目に、選挙公約の実行についてお伺いいたします。

三好市長は、選挙に当たって、「皆さんと一緒に西予思いっきり創造」をスローガンに、私の目指すものとし、「5つの町の魅力を引き出し、大きな一つの力にかえます」、「それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、みんなが納得する町を創造します」と市民に訴えてこれ、12の施策を公約に掲げて当選されました。選挙公約は、勝つための手段として並べたものでなく、当選後は全力を尽くして公約を実行すると有権者と契約を結んだものであり、単なるスローガンではありません。今有権者は、市長がどんな手法で公約を実行するか、期待をして見守っているところであり、市長就任後、最初の定例議会でありますので、主要な公約について具体的な説明をお聞かせください。

次に、2点目に税金の収納率向上と滞納者への対応についてお伺いいたします。

地方自治は、住民の主権に基づいて分担し、代表者は創意と工夫によって住民の福祉向上のために政治を行う仕組みとなっており、住民の分担、納税が地方自治を支える根幹となっております。したがって、課税に当たっては、法律、条例に基づいて、法の下での平等に従い、租税公平主義を貫き、応能原則によって納税者の能力に応じたものでなければなりません。こうして、厳格に、公正に課税されたものでありながら、一部納税者の理解が得られないまま、毎年のように滞納繰り越しが行われ、結果的には完納者との負担の公正均衡を阻害することになっているので、滞納処分については厳しい姿勢で取り組み、厳正な措置をとることは言うまでもありません。

租税は、市内の公共施設や公共的サービス、福祉の充実など、市民生活の基盤を整備する費用として公正に分担しようとするもので、これが地方自治の原点でもあります。新市発足直後の今、納税者には納税の義務観念、自治意識を喚起して、公共心を盛り上げ、執行者は一度課税した税金は時間をかけても納めてもらうという強い姿勢で、公平な負担で公平な受益を図る気概を持って対応すべきと考えます。

収納率においては、城川町が平成2年度から平成11年度まで10年間収納率100%を維持されましたが、これは町民の納税意識の高さほもとより、納付回数細分化が町民に受け入れられたようでもあります。西予市では、市県民税、固定資産税が4期、国保税が9期となつていますが、城川町では町民税、固定資産税、国保税すべて9期とし、納めやすくしてあったようです。収納率向上のためには、納税者の理解、納期の細分化や広報活動などの措置が必要であります。どのようにお考えかお伺いいたします。

次に、滞納者への対応ですが、賦課された税金は、納税すべき事由、担税があるから賦課されたのであり、それを納めないからといって放置しておくことは、市財政ばかりでなく、負担公平の見地からも許されないこととあります。住民に対して滞納処分をすることは情において忍びないものがありますが、地方税法での滞納処分の停止要件にある、1、財産がないとき、2、その生活を著しく急迫させるおそれがあるとき、3、財産が不明なときの3要件を遵守し、悪質と思われるものに対しては断固滞納処分をするということについてはいかがお考えか、お伺いいたします。

3点目に、職員の職務専念の義務についてお伺いいたします。

地方公務員法第30条によると、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと職務の根本基準を定めております。これは、地方公共団体の行政は住民全体から信託を受けたものであって、この信託に基づく政策を実施するため職員が雇用され、その職務の遂行に当たっては、住民全体に奉仕することは当然の責務であると考えます。

しかし、本当に全体に対する奉仕観念が旺盛とは言えない者も見られ、一部の奉仕観念の希薄から、これが全体に悪影響を与えるようなことがあってはなりません。任命権者はもとより、職員を監督する管理職にあっては、常日ごろ厳正な姿勢で、職員全体がサービス精神に徹し、全体として能力が向上するよう指導、監督されるべきですが、厳正、公平な人事管理が行われているのでしょうか。市長は、現在の職員の勤務、勤務の専念状況についてどのような認識を持っておられるのか、お聞かせください。

4点目に、職員の勤務成績の評定についてお伺いいたします。

地方公務員は、全体の奉仕者として職務に専念するためには、その勤務の実績が正しく評価され、その結果に基づいて身分の取り扱いがなされ、勤務成績が評定されることによって職員の士気を高め、公務能率の増進につながると考えます。地方公務員法第40条によると、任命権者は、職員の職務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと定めてありますが、本市の場合どのように実施されるのでしょうか。

最近では、どこの市町村でも職員の採用は競争率が高く、優秀な人材が登用されていますが、一たん採用されると退職まで試験はなく、無風状態になり、勤務年数や年功序列での昇任が行われているようです。民間企業では、厳しい人事管理のもとで昇任が行われ、切磋琢磨の職場環境に置かれ、自分たちが能力を上げないと会社がつぶれるという意識が強いが、公務員には倒産意識がなく、相変わらず従来からの慣習を受け継ぎ、同じやり方で同じことを行い、マンネリ化の改善の跡は感じられません。

勤務成績の評定は、公務能率を向上させるために、勤務成績が良好であるかどうか、職務に必要な能力、資質を備えているかを判定し、職員の人格や人間としての価値判断を行うものではありません。この勤務評定は、毎年1回以上、上司が部下職員の職務について評価し、この評価の結果が昇給や勤務手当の成績率の査定、昇格に活用され、毎年継続的に実施されることによって、その集積と分析の結果は貴重な人事記録となり、職員にとってはその努力の跡を明らかにする記録となります。本市の場合、具体的に勤務評定を行うのか、その評定のやり方はどのような内容とするのか、お伺いいたします。

最後、5点目に、公共下水道事業における受益者負担金と使用料金についてお伺いいたします。

都市計画区域の主として、市街地を対象に公共下水道整備を進めています。野村処理区は平成17年4月供用開始予定、宇和処理区は平成19年4月供用開始予定となっております。合併協議会協議第23号で確認されました上下水道事業、下水道の取り扱いについては、工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後緩やかに調整する、利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については合併後調整する、以上のとおり調整することが確認されました。

公共下水道は、不特定多数の人が利用する道路などと違い、利益を受ける地域が限定されます。また、土地の利用価値が増大され、トイレの水洗化により環境衛生が向上するなど、その施設の整備によって、限られた範囲の特定の住民

のみが利益を受けるようになります。その場合には、建設費の一部を受益者に負担していただくようになります。2、処理区の負担金であります。野村処理区は1戸当たり15万円、宇和処理区は20万円となっております。同じ公共下水道事業で受益者負担金に5万円も差があります。また、接続奨励金制度ですが、供用開始告示から1年目の接続者に、野村処理区は4万円、宇和処理区は3万円の接続奨励金を交付するようになっていますが、これにも違いがあります。利子補給制度においては、野村処理区では、水洗便所改造工事1件、40万円以下につき改造資金の利子補給を行うのに対し、宇和処理区には制度がありません。公共下水道事業の供用開始前の大きな問題だと考えております。

次に、供用開始後の下水道使用料金であります。総務省は、下水道事業費のうち汚水処理に係る費用を利用者負担で賄っていないのに下水道料金を低く設定している市町村に対し、2004年度以降、上水道や浄化槽使用料金に近い月額3,000円程度に引き上げるよう求めることを決定いたしました。汚水処理費に公費を充てることは、同じ市町村内で下水道のない地域の住民に対し不公平とも指摘いたしております。これを本市に当てはめると、20立米使用の場合、宇和処理区では2,950円に対し、野村処理区では2,330円と大きく下回ってしまいます。下水道使用料金の調整が必要なのではないでしょうか。受益者負担金と使用料金の調整についての対応をお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○三好市長 田中議員の私の選挙公約についての質問についてお答えしたいと思います。

西予市長選挙が終了いたしました約1カ月が経過いたしました。選挙活動や政治活動には膨大なエネルギーを要すること、またその活動には多くの市民の方々がかわかってきたこと、さらに公約により投票行動を起こされたことを考えますと、選挙そのもののごさど、選挙活動での私の言動に責任を持たなければならない、このように思っております。公約、マニフェスト論が昨年からの論争の的となっておりますが、言葉はどうであれ、公約が選挙のたびに繰り返されるスローガン程度のものであってはならないという思いのあらわれだと、このように思います。

私は、公約を選挙スローガンとして抽象的な言葉を連ねた自己欺瞞的なものとするのではなく、自分の任期中に具現化するものとして、市民の約束として発信したものであります。公約は12項目にわたっておりますけれども、これが少々抽象的なところがありますので、具体的な言葉で「活力」「工夫」「暮らし」「育てる」に分けて訴えてきましたので、その内容を中心に説明をさせていただいたと思います。

まず、「活力」でありますけれども、西予市の特性を把握して、それを生かす方法を考える必要があります。四国西南部は、日本の中にあつては最も経済基盤の弱い地域の一つであります。社会基盤の整備においても、ようやく高速道路が延伸してきた段階であり、おくれた地域であることは変わりありません。そのことを踏まえて、この地域をどう輝かすか、どう生かすかが大切であると思います。西予市の特性といたしまして、ゼロメートルから1,400メートルまでの変化に富んだ多様な地形と、黒潮が分かれて入る宇和海沿岸から、青森県下北半島と年平均気温が同じである大野ケ原までの特異な気象条件があります。このことから、私は「本州すっぽり西予」という言葉であらわさせていただいておりますけれども、気象的には本州の気候がすべてこの西予市の中に入るわけでありまして、このことから、基幹産業であります第1次産業であれ観光であれ、新しい産業あるいはブランド化を生み出す素地があると、このように思っております。私は、多くの市民、各団体の英知を結集するため、産業戦略会議を創設したいと、このように思っております。

「工夫」についてでありますけれども、女性の声を政策に反映するため、そのシステムを図りたいと、このように思っておりますけれども、これにつきましては、先ほどの大竹議員の質問にお答えいたしましたので、省略をさせていただきます。

第2番目に、事務事業評価システムと決算指標を導入して、新しい財源を生み出し、市民のために役立てますよということですが、財政力が低い、いわゆる自主財源の乏しい西予市にあっては、歳入に見合う歳出を常に考えなくてはならないと思います。本年のように、国の三位一体の改革という特異で急激な波が来たとき、それに乗り切れる財政体質をこの西予市の中につくっていくことが肝要であると思います。そのために、行政が遂行した事業や予算執行が適切であったかどうか、それを次年度以降にどう反映するのか、今まで以上に適宜性を問われる時代になってきたと思います。したがって、その方法といたしまして、決算主義を導入したい。これにつきましては、9月の定例議会に決算委員会をやっていただきたい、このような考えでありまして、今までは12月の定例議会に多かったかと思いますが、これを9月の定例議会に決算委員会をやっていただきまして、次年度の予算に反映する仕組みを考えていきたい、このように思っております。

事務事業あるいは政策評価システムについてでありますけれども、これにつきましては、今この私どもがやる事務事業あるいは政策が本当に適切であるかどうかということ、第三者機関を立ち上げさせていただいて、評価するシステムを考えていきたい、このような考えであります。

続きまして、「暮らし」についてでございますけれども、先ほどもお答えいたしました地域で支え合える小規模多機能施設等の福祉の推進でございますけれども、これにつきましては、先ほど元親議員と大竹議員の質問にお答えいたしましたので、省略をさせていただきます。

2番目に、優いまちづくり、1人年間12日ボランティア活動の推進でございますけれども、これにつきましては、いわゆる厚生労働省の統計によりますと、1970年と1993年とでの平均寿命を見ますと、9年の伸びがあります。いわゆる高齢者と言われる年齢が、以前は65歳以上が高齢者という、今でも規定されておりますけれども、果たしてそれがいいかどうか、まず私どもは考えなくてはならないと思うわけでありまして、65歳から9歳を伸ばしたとすれば七十四、五歳が高齢者である。そのような考えになりますと、今年を迎えられた方々の60歳あるいは60代は非常に若い世代だと私どもは考えなくてはならないと、このように思っております。いわゆる元気なその世代がやはり高齢者社会を支えていただくような仕組みも福祉の中で導入して、お願いをする社会をしていかなければならないと、このように思うわけでありまして、できたら一月に1回、1年間で12日程度のボランティア活動を推進できるような仕組み、お願いをつくっていったら、このような考えでございます。

第3番目に、スポーツで健康や交流を深めるスポーツ立市構想の推進でございますけれども、これは後ほどの議員のご質問にもお答えいたしますので、そのさわりだけ答えさせていただいたと思います。

西予市の定住人口を増加させるということはなかなか私は困難なことだと、このように思っております。まして、しかし西予市が輝く方法といたしまして、スポーツによる交流人口を増加させる方法が十分考える必要があるかと思っております。いろいろな大会を誘致する、あるいは合宿等を誘致する、そういうことによってスポーツにおける交流人口がふえるものだと思っております。また、スポーツを通して健康な体づくりをつくっていくと、そうすることによって、いわゆる国民健康保険等の増高を阻止することもできるんじゃないかと、このような考えでありまして、それを公約の中に入れたものでございます。

続きまして、「育てる」についてでございますが、これは教育分野のことを公約したものであります。

第1番目に、海、山、里の生徒・児童短期留学制度の創設でございますけれども、やはりたくましい子供を育てるために、この西予市の中においては海の子、山の子があるわけでありまして、そういう中の中での教育交流、短期留学制度を取り入れる。そして、たくましい子供を育てることによって、将来この西予市あるいは日本の中でも輝けるしっかりした子供ができるのではないかと、このように思っております。次第でございます、その点につきましては、親の方、子供の方の同意、あるいは里親制度の導入等々で考えを進めていかなければならないのではないかと、このように

思っておる次第でございます。

第2番目に、光ファイバーを活用した学校間交流事業の推進でございますけれども、これは既に光ファイバーを合併の前の段階ですべて通しておる段階でございますから、それを生かした上で、学校の授業の中で、総合学習等々の授業からまず入っていったらいいのではなからうかと、このように思うわけでありますが、ぜひとも立ち上げをして、子供から西予市がまず一体感を醸し出せるような状況もできるのではなからうかと、このように思っております。

重要な教育でございますから、これは私は、教育分野については教育委員会にお任せしますと、このようなことを言わせていただいております。政治が余り教育の中で介入しない段階の、本当に独立した、しっかりした教育委員会の中でしっかりした行動を起こしていただきたい、このように思っております。

以上、今の公約の主なものについてご説明をさせていただきました。

以上で終わります。

○森総務企画部長 田中議員質問の2点目、税金の収納率向上と滞納者への対応についてお答えをさせていただきます。

議員が言われましたように、地方自治体は税法に従って市税を課税し、また徴収すべきものであり、市民が豊かに健康な暮らしができるようにするため、その費用を住民が分担していくものであります。その根源をなすのが税金であり、その税金が滞納になりますと、行政運営に大きな支障が出ることはもちろん、納税者間においても不公平感が増大し、滞納者がふえてまいります。

納期につきましては、合併協議会において、固定資産税、市県民税は、地方税法と同様に納期は4期と決まり、市民へ報告してまいりました。国民健康保険税の納期につきましては、9期と細分化しております。なお、納期内納付が困難な場合は、納税者と協議し、分割納付をすることも可能です。合併協議会で調整したばかりですので、今のところ納期の細分化は考えておりませんが、納税者へ税の理解と納得が得られるよう、今後とも広報紙等に掲載してまいります。滞納者への電話督促、訪問催告等も引き続き実施し、滞納解消に努めてまいります。悪質滞納者への滞納処分につきましては、職員の研修を図り、旧5町間において不公平が生じないような方向で対応していきたいと思えます。

続きまして、職員の職務専念の義務についてであります。地方公務員法第30条は職員の基本であります。この4月に5つの町が合併して西予市が誕生したわけですが、それぞれの町でその基本理念に基づく職員の育成をされ、その職員を西予市に引き継いでいただいたものと信じています。しかしながら、議員ご指摘のような職員がいるとすれば、非常に残念であります。研修等を実施し、市の職員としての資質の向上を図っていききたいと思います。

続きまして、職員の勤務成績の評定についてであります。極端に言いますと、利益のみを追求する民間企業と公共の福祉を追求する地方自治体とは、当然のことながら人事管理面等いろいろな面で違いがあります。これまで地方自治体で行われてきた人事管理がすべて否定されるものではないと思っておりますが、ご指摘のような弊害のあるのも事実であります。その弊害解消のため、国においても勤務評定、人事考課についていろいろ検討されており、地方自治体にも指導が来ております。これまでは勤務評定をされていない町もあったようですが、西予市においては実施すべきと考えております。その方法につきましては今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いまして、答弁とさせていただきます。

○安藤建設部長 田中議員さんの5点目、公共下水道における受益者負担金と使用料金の調整についてであります。ご質問内容のとおり、公共下水道事業につきましては、現在西予市内において野村町処理区と宇和町処理区の2カ所において事業を実施いたしております。野村町処理区は、平成11年度に着手をいたし、平成17年4月、宇和町処理区は、平成12年度に着手をし、平成19年度より供用開始を予定いたしました事業を進めております。

ご質問の受益者負担金と使用料の調整についてであります。ご質問のとおり、合併協議会の場でも協議が行われましたが、一本化には至らず、当面は住民周知の額とし、合併後緩やかに調整するというところで確認をされております。しかしながら、ご指摘のように、住民周知の額が2つの処理区でそれぞれ異なっております。国の指導もありませんが、何よりも同一市内では早い時期での一本化が望ましく、今後の対応にいたしまして、各処理区の財政計画を十分に検討いたすとともに、議会におかれましては下水道特別委員会の設置をお願いし、その協議の上で関係住民の理解が得られるような方向性を見出したいと考えておりますので、ぜひともご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○1番田中剛君 三好市長においては、公約実行に当たって、情熱をもって実行されることを期待いたします。答弁にありました9月決算審査の提案は大変有効なことであると思えます。ぜひ実行すべきと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、滞納金についてありますが、合併においては正の財産も負の財産もともに持ち寄っておりますが、さて5町の市税未収金は総合計で幾らあるのでしょうか、またその徴収方法はどのようにするのか、さらに滞納者を整理するため、適当な人材を臨時に確保して徴収に専念させる考えはないのか、お伺いいたします。

○森総務企画部長 田中議員の追加質問にお答えをさせていただきます。

合併の際、5町の市税の未収金であります。市民税、法人税、軽自動車税、固定資産税、保険税を合わせまして、約2億9,500万円でございます。税目ごとの金額につきましては、ちょっと手元に資料がありませんので、もし必要であれば後日説明をさせていただきたいと思えます。その徴収方法につきましては、先ほどの答弁の中にも答えておりますが、臨時職員を雇っての徴収につきましては、財源のこともありますので、大切なことではあると思えますので、今後検討して、財政的に可能であればそういうことも考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。(休憩 午前11時55分)

○議長 再会いたします。(再開 午後0時59分)

○31番浅野重君 私は、次の3点について質問をいたします。

第1は、循環型の企業や事業の推進の支援を、2番目、道路愛護の精神と市のイメージをよくするために、3番、転職に助成と推進を、この3点を質問いたします。

21世紀は環境の世紀と言われております。地球に優しい社会の実現を援助することが大事であります。そうした中で、私はこの地域においては循環型の事業の確立を目指すのが重要不可欠であると思えます。

これからの企業や事業のあり方は、使い捨て単発型ではなくて、循環拡張型でなければならないと思えます。一石二鳥のことごとくがことごとくありますが、1つの事業を起こすことで多くのことが一度に解決できる、このことが大切ではないかと思えます。その際たるものが、今盛んに言われております林業、特に人工林の除間伐ではないかと思えます。林業を整備することによって、山崩れ、洪水防止、水源の確保、水質浄化、木の葉の堆積により良質な微生物の発生、それを河川や海に送り込み、プランクトンの生育を助け、漁場の再生を図られます。まさにこれが一石五鳥でもあり、六鳥でもあると考えます。漁場が再生すれば、漁民の生活の安定につながり、隣家等にも割安で魚の供給ができ、林業に従事する者はより多くの仕事ができることとなります。これが循環型の事業であると私は考えます。

そこで、提言であります。現在国、県にあって、人工林の整備に非常に力を入れておりますが、市としても森林整備に思い切った支援と推進を図るべきではないかと、こう思うものであります。また、全市民が自然と環境を守るのには自分たちの責任であり、義務であるという意識を養うために、環境税たるものを考える時期に来るんではないかと思えます。この問題は県においても検討されておりますが、市としても全面的に協力をすべきと思えます。ご所見を

お伺いいたします。

2番、道路愛護の精神と市のイメージをよくするために。

ご案内のように、城川町では花いっぱい運動や、「我が村を美しく」をスローガンに環境美化に努力しておりますが、おかげをもちまして、今ではそこそこのきれいさを保っております。しかし、目を西予市に向ければ、それほどはありません。特に県道宇和・野村線は、目を覆いたくなるような惨状であります。環境問題が叫ばれ、また公共物を大切に心、美しい心を養う教育をしても、あの状態では子供たちは理解できないと思います。

本来ならば、県が道路工法さんを雇って草刈り、清掃を行うのが至当であると思いますが、経費の節減のために建設業者に委託、年に一、二回程度の作業ではあの状態は変わらないと思います。自分たちの市は自分たちで守る、この意味をもって、市の責任において草刈り、清掃を行うべきだと思います。特に、歩道、車道の境界の縁石周辺については徹底を図るべきであると思います。方法はいろいろあると思いますが、城川町では企業組合奥伊予を立ち上げ、これは定年退職者等でありますが、町からの少しの助成を受け、公的な関係機関の整備や清掃を行い、必要に応じて独居老人等の家付近の作業にもボランティア同様で行っております。これらの活用も一方法とは思いますが、でき得れば年に一、二回環境整備の日を設けて、市民が環境への関心、意識を高め、道路愛護、環境美化で行政と市民が一体化を図り、西予市が日本一の美しい市であるというイメージチェンジを図るべきではないかと思います。

3番、転職に助成と推進を。

国は、国と地方の借金を理由に、公共事業、すなわち社会整備の見直しにより、大幅に公共事業の削減をされたことはご案内のとおりであります。市としては、環境整備事業、また福祉充実を図るためのソフト及びハード両面の事業を拡充を図るとともに、企業の誘致には全力を尽くしてほしいと思っております。なお、公共事業の削減により、西予市内74の建設業者、約900人の従業員がかかわっております。これらの人をすべて救うためには、会社ぐるみの転職、また個人での転職も予想されますが、これらの対応、対策は考えておられるのか、市長並びに関係者のご所見を伺いたいと思います。

以上であります。

○大森産業部長 それでは、ただいまの浅野議員のご質問にお答えをいたします。

循環型事業の推進と支援についてであります。まず森林、林業をめぐる厳しい状況下で、森林整備と山村の活性化を進め、木材生産機能の増進及び国土保全、水源涵養などの公益機能を図ることが不可欠であると思っております。木材需要は衰退し、木材価格の低迷が依然と続いており、環境に優しい木材利用の促進を図りつつ、積極的に各種補助事業を導入し、計画的な森林整備の促進及び支援をしてまいりたいと思っております。

次に、森林環境税、これは仮称でございますけれども、の創設についてであります。県民参加による森林環境保全に取り組むため、県では来年度から導入を検討をしております。試案によりますと、水道水の利用に対する法定外目的税と県民税の超過課税の2つの手法を内容とする試案をまとめているところでございます。森林の保護は、環境問題の中でも最も重要な課題であり、県民すべてが森の保全、育成、再生と循環型社会の実現を目指すための応分の負担をする自覚を持つべき時代に来ていると思っております。森林環境税の創設は、当市のさらなる森づくりの推進に弾みがつくものと期待をしているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○安藤建設部長 浅野議員のご質問で、市内の主要道路の除草、清掃についてであります。市内の道路及び河川の景観につきましては、市としてのイメージとして大変重要な要素であると思っております。ご質問の道路の管理、清掃につきましては、現在国道、県道におきましては、国、県の方で清掃作業員等にて維持管理が行われております。市道につきましては、旧町での対応は、それぞれの維持管理の方法ではありますが、多くは住民のボランティア活動により清掃管理が行われていたものであります。国、県の管理道路に関しましては、当局に要望を行って美しい景観の道路を維持していただき、市の管理道に関しましては、一部道路、河川への清掃補助金を計上いたしておりますが、基本的には、ご質問内容のとおり、西予市を愛するボランティア活動を培い、自分たちの郷土を美しくという心を持っていただき、各自自治会による草刈り等のボランティア活動に対しては、交通安全の観点からだけでなく、道路美化の観点に立つ活動に対しましても、草刈り補助金交付要綱で対応し、支援をし、道路、河川の美化推進を図ってまいりたいと考えております。

○大森産業部長 それでは、浅野議員の3番目のご質問にお答えをいたします。

転職を余儀なくされた場合の支援策についてであります。国や地方公共団体においては、インフラ整備は進んでまいりましたが、都市圏を中心に重点的に行われてきたため、地方においては社会資本が量的に不足していると言われております。この公共事業も、平成10年を境に減少を続けております。

浅野議員ご指摘の指名願の出ている西予市内土木建設業者は74社あり、うち建築業者は48社でございます。国の三位一体改革で、国庫補助負担金の削減、地方交付税の削減は当初予想をはるかに上回り、財源不足と相まって地方財政を圧迫しております。このことは、必然的に歳出の削減、抑制を進めなければなりません。国においては完全失業者が減少しておりますけれども、地方では当分景気の回復が望めそうにもありません。西予市におきまして、今予算で緊急地域雇用対策事業費として4,500万円余りを計上しております。八幡浜公共職業安定所管内における15年度の新規求職申し込み件数を見ますと、5,548件、そこで就職件数はうち1,900件で、率にしますと34.2%となっております。

ご質問の建設業従業員等の失業対策に対する支援につきましては、現在のところ、市では政策としては制度化はしてあるないのが現状でございますが、他県では実例がございます。失業者に対する対策資金貸付制度等が制度化されておる県があります。一例を挙げてみますと、一般生活資金で、年齢が20歳以上60歳未満などの市の設定する条件を満たす方に貸付金を、限度額はありますけれども、貸し付けると。貸付利率につきましては、無利子という制度がありまして、信用保証協会の保証をつけてありまして、その保証料につきましては市が負担する制度があるようでございます。

今後、関係機関と十分協議をいたしまして、市としても対応をしていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○31番浅野豊重君 道路愛護と市のイメージ、これをよくするということですが、けさほど通りかかってみれば、草刈りを、明間と宇和間で、やっております。実は、先日、余りにも草が生い茂っておりますので、歩道に立つてしばらく歩いてみますと、50センチぐらいでもう体に当たるといような状態でありまして、草が、この歩道は自転車も本当言ったら通れない、当然雨なんかじゃ通れないというのが現状ではないか。そして、現在県の方でやっている、業者に年に一、二回頼んでおる、これを待ってあったのでは、この道路は、本当りながら絵にかいたもちというような形になりますので、どうか、町の中はまあまあできていると思いますが、ぜひ市の方としても、あの道を完全に生かすという意味からも、ボランティアだけでは人家のきれいなことはできないと思うて、そこへ費用を少し入れて、そしていつもきれいな町であるなど、よく言われておりました、城川へ来たならきれいなあと言われる、これも、城川へ来てきれいな、これも金を全然使わなくてもありませんが、ほとんどはボランティアであります。皆さんが通りかかったらちょっと草を引いていこうかという、そういう心を養うということも大事でありますので、ぜひ、いつもきれいにしておけばあそこに缶を投げたり、ごみを捨てたりはしないと思いますので、ぜひ西予市は本当に美しい市であるな、町であるなというイメージ、本当道路はその顔でありますので、ぜひともその辺を考えて対処してほしいと、こういう

ことを願っております。

以上です。

○議長 答弁要りますか。

(31番浅野豊重君「市長に」と呼ぶ)

○三好市長 浅野議員の再質問についてお答えしたいと思います。

道路の愛護の精神による本当にイメージアップというのは大事なことで、このように思っておりますけれども、県道のところまで市の予算を入れるという、今財政的なゆとりがないというのが現状でございます。その辺を踏まえてまず考えなくてはいいないと思いますが、できたら、いわゆるボランティアの延長でありますけれども、道路の里親制度等々を考えていて、そういう方向でぜひやっていきたいなと、このような考えにあります。

以上でございます。

○16番岡山清秋君 議長より指名をいただきました岡山でございます。

私は、産業常任委員会に配属をいたしました。今回あえて西予市体育協会に携わっている立場から、スポーツを愛する一西予市の市民の声として、スポーツ活動の推進をまちづくりの基本方針の一つ、また選挙公約の一つと考えられておられる三好市長に、まず市民にとって一番身近なことであります小さなことからお考えをお伺いいたします。

西予市体育施設における使用料の減免と生涯スポーツの推進についてであります。

私は、スポーツが健康の保持、増進に寄与し、ひいては市財政の負担軽減に貢献するものであると確信をする者の一人です。近年、全国的に体育施設の利用者負担の原則が叫ばれ、この考え方が一般的となっておりますことも十分承知しております。

ところで、西予市体育施設の使用料、これは利用者負担のことでありますが、これらにおいては、市及び各総合支所主催、教育委員会主催並びに協賛、消防団地区主催の行事、体育指導員主催の行事、体育協会主催の行事、また少年健全育成のためのスポーツ活動、公民館関係のスポーツ大会及び老人クラブ等の利用に對しましては無料扱いとなっております。また、体育協会加盟の団体の練習は2分の1の減免、体育協会加盟なしの団体の練習、また文化協会、JA、商工会、漁業組合、社会福祉協議会、保育所、幼稚園、生活改善グループ、老人クラブ、文化協会などの団体の使用については有料となっております。これは、利用者の応分の負担を強いる制度というものは、施設を利用する側ではなく施設を管理する側に立った考え方であり、だれもがいつでもどこでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりということには相反しているものと考えます。

何でも近隣市町村に倣い、画一的な行政施策を行うのではなく、三好市長が今回の基本政策にも掲げられている地域の特性に合った特色ある市政の推進が求められている今日、私の出身地、旧城川町の制度を誇示する考えは毛頭ありませんけれども、旧城川町では、日ごろ運動する機会が少ない人、また健康づくりを行いたい人、スポーツクラブやスポーツ団体等に幅広く体育施設を町民に限り全面無料開放をしてまいりました。だれもがスポーツに親しみ、健康増進を図り、町の医療費負担軽減につながる施策を実施しております。その結果、昨日も浅野議員の報告にありましたが、平成12年度から平成14年度までの国民健康保険老人医療費における受診者の一部負担金を除いた医療費の支払い状況を見てみますと、平成12年度は1人当たりの医療費は約57万円です。県下70市町村のうち69位、平成13年度は約54万円です。平成14年度は約58万円、これはもう67位と、大変に低い位置にあります。ちなみに、西予市の中、他の支所を見ても群を抜いているわけであり、このことは、スポーツに親しみやすい環境づくりだけの成果ではありませんけれども、生涯スポーツの振興が大きく寄与しているということとは否定できない事実であります。

また、旧城川町では、住民みずから行う環境美化活動であります「我が村を美しく」運動が成果を上げ、全国的に高く評価されるに至ったことも先般三好市長が話されたとおりであります。スポーツを通して住民のコミュニティーが図られているということが大きな起因となっております。

このように、旧城川町においては、生涯スポーツの振興と明るく健康なまちづくりを推進し、すばらしい成果を上げてまいりました。平成12年9月に国において発表されたスポーツ振興基本計画において、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境の整備と充実、これらを重点課題の一つと位置づけ、生涯スポーツの推進を政策目標として掲げており、西予市においても個々の年齢に応じた継続的なスポーツ活動、すなわち生涯スポーツの推進が必要であると考えます。

私ども人間は、ある年齢までは発達成長を続け、やがてそこからだんだんと衰えていく、その過程において、スポーツは健全な体づくりをサポートし、その維持に大きな影響を与えておられます。だから、生涯にわたりスポーツを続けること、あるいは続けられることをよく生きるということにつながるのです。また、生涯スポーツは、社交的な面、つまり一生つき合えることのできる仲間づくりの面から見ても極めて有効なものであります。今、世間では、友達がおらず家にこもりきりの子供や、若い人と話が合わず肩身の狭い思いをしている高齢者が問題となっていると言われております。スポーツは、そんな人たちが社会に出ていくための橋渡しの役割をしているのであります。さらに、スポーツの場で得た友人、スポーツ以外の場所でも人生を支えるパートナーとなってくれるはずであります。

このように、様々なメリットのある生涯スポーツの推進、支援をするということは教育行政の重要な課題であるということ、今さら私が言うに及ばません。本西予市では、地域スポーツを振興するために、学校体育施設の開放や、身近なスポーツ施設や広場、グラウンドなどを整備、提供されておりますが、各種スポーツ大会、スポーツ教室の開催、少年スポーツクラブの育成などさまざまな活動が、限られた予算の中で、献身的なボランティア活動等によって支えられております。また、週1回以上スポーツ活動を行う人たちが、つまり継続的なスポーツ人口も年々増加の傾向にあります。このような現状を鑑みて、スポーツの楽しさがある町、子供から高齢者まで、市民のだれもが地域で気軽にスポーツを楽しめる社会を実現し、より一層市民のスポーツ人口をふやしていくためには、地域が持っているスポーツ資源、すなわちスポーツ指導者及びスポーツ関係団体等の育成や、スポーツ教室やイベント等のスポーツ事業などに対する支援を行うとともに、社会体育施設等の活用を促進させるような仕組みづくりが必要であると考えます。

今回、西予市の体育施設使用料収入見込み額を見てみますと、約750万円程度出ていると思っております。旧城川町のように、体育施設の使用料を全面無料にするという逆の発想で町民の健康づくりに大きく貢献している事例があるように、目先の収入にとらわれず、財政難であるがゆえに、将来を見据えた、生涯スポーツを通しての健康づくり、すなわち予防活動を積極的に行うことのできる環境づくり等の実りある施策が必要だと考えます。

以上のことから、私は、子供から高齢者まで幅広い人たちが、だれもが、いつでも、どこでも気軽に生涯スポーツに取り組む明るく健康なまちづくりを推進するためには、西予市体育施設の減免無料化を行い、だれもが継続して利用しやすい環境づくりが最も重要であると考えます。そのことによって体育施設の利用が急増すれば、それはそれで非常に喜ばしいことであります。仮にそのことによって施設に不足を生じることがあれば、そのときは管理運営の方法等を検討すればよいことであると考えますが、スポーツにご理解のある西予市長のお考え、まずお伺いしておきます。

また、この件につきましては、総務常任委員会の所管でありますので、これからの委員会審査の中でも十分にご審議をしていただき、前向きなご回答がおりますことを期待し、私の質問を終わります。

○河野教育部長 岡山議員の西予市体育施設における使用料の減免と生涯スポーツの推進について、市長の方から答弁を求められておったわけですが、教育委員会の見解を述べさせていただきます。

西予市の体育施設における使用料については、合併協議会の中で社会教育分科会で取り上げまして、最終的な調整を行いまして、東宇和・三瓶合併協議会幹事会において5町の調整案を承認していただいたところであります。それに基つきまして、その使用料については条例で規定をしております。ただ、運用面におきましては、先ほど岡山議員が述べられましたように、城川町においては無料ということで実施をされておりました。そういうような関係がありまして、その無料化から使用料有料にする一定の期間免除をするということで、半年の間、6カ月間は特別減免の無料期間として、10月1日からこの条例に基づいて使用料はいただくということをお願いをするようにしております。

その有料化に対する城川町での体育施設についての使用についての周知ですけれども、このことについては、それぞれの施設にチラシあるいは掲示、こういったようなもので周知をさせていただきます。

この使用料については、先ほど管理する側あるいは使用する側の発想のことを言われましたけれども、体育施設の維持管理上、どうしても運営費の中の経費の一部は受益者で負担をしていただかなければ運営ができない一面がありますので、使用料の徴収についてはどうかご理解をいただきたいというふうに思っております。しかしながら、現在条例でうたっております利用使用料金が適切な料金であるかどうかの検討は、これからも検討していきたいと思っております。

次に、生涯スポーツの推進についての考え方あるいは推進方策について、このことについては、先ほど岡山議員が述べられた大要のとおりと私も考えております。愛媛県がスポーツ立県を提唱し、また平成29年開催予定の愛媛国体に向けての取り組みの強化がなされておる中、西予市においてもスポーツ活動の育成に努める、組織、指導体制の整備とともに、後継者の育成に努めるなどなど、生涯スポーツ推進のための社会体育行政を現在展開させていただいております。

具体的な対策例として、1つは総合型スポーツクラブ育成事業を推進していきたいと思っております。そして、2つ目は、体育指導委員会、体育協会との連携を図りながら、気軽に参加できるスポーツ教室の開催を通して、自主グループの育成に努めたいと思っております。そして、3つ目は、城川町オリンピックのような、地域の特性や活動の実態を把握し、地域に根差したスポーツ活動を促進していきたいと考えております。

以上、3つの基本的考え方で、健康づくりの関心が高まる現状を踏まえ、市民だれもが気軽に参加できる生涯スポーツの振興を進めていきたいと考えております。さらに、スポーツ立市を目指し、スポーツによる交流人口を増加させるなどの施策もあわせて推進をしていきたいというふうに考えております。

○16番岡山清秋君 先ほどは触れておりませんが、スポーツの振興と青少年の健全育成については、非常に密着をした問題であり、特に近年の青少年における事故等、私どもには考えられない事件が起きているのが現実であります。これらを見たときに、現代の家庭における教育にも私は問題があると思うわけですが、西予市の子供への教育というものを、西予市として、学校、家庭、これからの取り組みについてどのように考えておられるのか、できればお答えいただきたい。

○河野教育部長 青少年の健全育成を含めまして、健康づくりあるいは学校現場における安全あるいは命のとうとさ、こういったようなものの子供への教育については、岡山議員が言われましたように、学校教育ではもちろんですけれども、家庭でも、それから社会でも、地域の子供を育てていく、こういったような基本方針で進んでおります。

西予市の教育基本方針の中にも、学校と社会が融合した地域の子供を育てていくという基本的な姿勢の中で、特に青少年の問題、それからまた中学生の不登校の問題あるいは小・中学生のいじめ問題、こういったようなものに真摯に取り組んでいく考えであります。ただ、教育委員会は教育行政ですし、学校は教育の現場ですし、それから地域社会は実生活の実践の場ですので、それぞれの3つが有機的な連携をしながら、特に青少年、児童・生徒の教育については真剣に取り組まなければならないというふうに思っておりますし、また学校週5日制になりまして、土曜、日曜の学校が休学になっておるところの児童・生徒の休み方については、生涯学習あるいは文化、体育の関係で、あらゆる教育機関を開放しまして、そこで地域で子供を育てていく活動を、現在のところ公民館が主になって展開をさせていただいております。

以上が教育委員会が考えておりますような子供の育成でございます。

○16番岡山清秋君 今ほどの件はわかりましたが、もう一点、前段について、先ほどの内容には触れておりませんが、医療費の支払い状況とスポーツの振興というものについては私は関連があると思っておりますのでこのような質問をするわけですが、旧町においてかなりの上下があるわけでありまして、医療費について、支払いについて、これからの西予市において、できるならば平行線になるように努めねばならないと思うわけですが、これらについてどのように考えておられるのか、施策はあるのか、あれば聞かせていただきたい。

○河野教育部長 岡山議員が言われるスポーツの高揚、それに伴う国民健康保険税、これの減少、これは私は数字的には把握はしておりませんが、因果関係があり、スポーツをし、健康な生活をしていけば、不健康なといえます。か、病気がかかったりや、あるいは薬を飲むとかといったようなことはなくなっていくだろうと思えますし、現にそれが事実だろうというふうに認識をしております。ただ、その因果関係を数字であらわせと言われるとちょっと難しいわけですが、スポーツあるいは健康づくり、これがそれぞれの人生において有効なものであるということは認識をしております。ただ、そのことが即社会体育あるいは学校施設等の使用料の無料とは、ちょっと一線を画して考えております。

○三好市長 今ほどの岡山議員の質問について、教育委員会部局でなしに市長部局の方から少し答えさせていただいたと、このように思います。

医療費の問題とスポーツの振興の関係は、やはり市長部局の方で答える問題でもあろうかと思っておりますので、答えさせていただきますけれども、私どもも、以前旧町単位の段階で、いわゆる医療費の増嵩を阻止するという意味で、保健事業としてウォーキングを推進する事業をやったことがあります。そうすることによって、地域の考え方、ウォーキングの推進をすることによって、非常に考え方も変わってきますし、確かにその高揚が、すぐには見えないけれども、医療費の増嵩のとまる一つの原因になる可能性もあろうかなと、このように思っております。私個人的にも、私も少しジョギングをさせていただきまして、そうすることによって、私も2年半ぐらい前に体の調子が悪いときがありまして、それを一遍に直したことがあります。そういうことが、やはり体の中でいろいろな作用があろうかと、このように思っておりますし、そういう意味においては、医療費の増嵩を阻止する意味の保健事業の一環としてスポーツの振興を進めていくということも大事なことで、このように思っておりますので、ともども一緒に考えていただきたい、このように思っています。

以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。1時50分に再開いたします。(休憩 午後1時44分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時52分)

○2番松山清君 西予市第1回目の定例議会におきまして発言の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

この2日間の定例議会に提案されている議案の内容を見ましても、西予市の財政が逼迫しているということは、多くの人が共通に強く認識しているところであります。

国、地方を合わせて債務が700兆円を超える今、財政の立て直しは日本全国急務の課題と言わざるを得ません。これまで、借金のツケを先送りして、国も地方も財政をやりくりしてきましたが、税収が年間約400兆円そこそこの日本がその倍の800兆円規模の国家予算を組まなければならないという現実が今の国家財政の矛盾であり、国側の交

付税を頼りに行政運営をしている地方にとって、いよいよ行き詰るところまで来たというのが三位一体の改革を押しつけられた私たちの実感ではないでしょうか。だからこそ、私は財政通と言われる三好市長の行政手腕を大いに期待しております。

財政が厳しいので倹約型財政になるというのは理解できる場所ではありますが、何もかも圧縮して、夢も希望もない西予市となってしまうのではないかと思います。したがって、やるべきことはやる、公共の福祉のためにやらなければならないことは断行していただきたいと私は考えています。そして、住民にとって、合併して誕生した西予市が、単に5つの町が一つになっただけというのではなく、一つの町として一步一步成長していくことが実感できるまちづくりを推し進めていただきたいと願っております。

そこでまず最初に、西予市の庁舎の建設について伺いたいと思います。

合併後3カ月近くが過ぎ、新市の業務内容や量もそれぞれの立場でわかってきたところではないかと思えます。現在の本庁の状況を見てみると、もともとの役場を応急的に利用しているためか、かなりスペース的にも無理をしているのではないのでしょうか。また、部署の配置やスペースの確保などの問題から、行政のスリム化、合理化を目指している割には大変業務効率も悪いのではないかと思います。西予市としての業務を行うためには、旧役場の庁舎では無理があると言わざるを得ない私は感じております。したがって、これから市としての効率的な行政運営をしていくためにも、新市の庁舎建設は第一の課題であると考えるところであります。市長の考えをお伺いいたしたく思います。

幸いにして、庁舎建設が予定されている宇和町は、土地が広く、候補地が、文化会館裏の駐車場を初め各所に考えられます。そのような選定からしなければならないということと考えると庁舎建設についての作業は膨大ですが、合併協議会で庁舎建設は決定されていることですから、先延ばしするのではなく、一刻も早く取り組んでいただきたいところであります。市庁舎は合併のシンボルでもあり、市民にとっても、職員にとっても、心を新たにす最大の事業ではないのでしょうか。いずれはということではなく、本庁方式への切りかえを視野に入れて、業務効率を高めるためにも早急に取り組む必要があると思っております。

次に、合併後の5町の融和の施策について伺いたいと思います。

これまで各旧町でさまざまなイベントが行われてきましたが、西予市として一つになったのですから、まとまった融和を象徴するような行事等が期待されます。れんげ祭りは宇和町を中心として行われたのですが、そのように各地の伝統を大切にしながら、例えば産業文化祭などは西予市としての一つまとまった形での開催も考えられると思います。

私は、この際、西予市民祭りのような、西予市民の一体感が感じられるような、新しい、これからの将来にわたって継続していけるようなイベントを考えていく必要が合併後の地域づくりの中で必要であると思っております。それらを毎年持ち回りにするなどの方法も考えられます。今後、新市の融和を推進するための施策はどう考えておられるのか、お聞かせ願いたく思います。

各旧町の文化や伝統を大切に伝えていくことは大変重要なことです。しかし、新しい町が一つになって取り組むものも必要なのではないのでしょうか。合併が、単に言葉だけでなく、市民の実感として受け入れられるためにも、努力やアイデアが大切になってくると思っております。

続きまして、例規集の電子化について伺いたいと思います。

旧町では、例規集は加除式となっていました。現在既に、議員を除いて職員一人一人がパソコンを専有している状況であり、電子化の流れの中で、例規集を電子化するための残問題はわずかであると思えます。電子化すると、庁舎内のイントラネットやインターネットにより、だれでも、一般職員や住民も条例を見ることができます。つまり、条例という西予市の基本を住民でも知ることができるようになります。これまで、住民は町条例にどのようなものがあるか知らないというのが現実であり、それが行政にとってもよいことではないと思えます。全国的には例規集を行政のホームページで公開するところが急速に増加しているため、住民の行政への関心の高まりに貢献しているところもたくさんあるとのこと。このような情報開示は、今後の開かれたまちづくりにとって非常に重要なことではないのでしょうか。

西予市になり、職員の専門性も向上しなくてはならないのであり、職員が対応することにより、今後の条例改正などでも、サーバー内の文章を書きかえるというごく単純な作業で、これまで一々条例改正したページを印刷して加除していた作業をなくすることができます。また、パソコンで見ることにより、知りたい条例などが迅速に検索できますし、一々重い本を家まで持ち帰らなくても、家にパソコンさえあれば見ることも可能です。私は、そうすることで、例規集は配付していただく必要も構わないと思えます。加除式でも、いつ差しかえがあるかわからないため、いつもいつも自宅で例規集を開くということができないのも実態でありました。当面の間は、移行措置として印刷した条例も希望者に渡すような措置が必要かもしれませんが、いずれは電子化に移行することにより、数百万円も要するという例規集のコストを限りなく低減できると言えるのであります。全国的にはそのような流れになっておりますが、西予市でも経費節減のために取り組むべきと思いますが、理事者の考えをお聞かせください。

続きまして、職員の適正な配置と人事異動について伺いたいと思います。

市長は当面は人事異動はしないという考えを新聞紙上で拝見しましたが、実際合併して業務が進むにつれ、改善の必要性が出てきている部署があるように思えます。業務量の予想しなかった増加や、一方ゆとりがあるところもあるようで、繁忙度の激しいということも感じているところでもあります。事務量につきましても、西予市全体のことを掌握し、かつ宇和町の業務を進めると本庁と総合支所との間に大きな差が出てきており、現在の配置では無理があるのです。したがって、今は西予市の立ち上げの時期なので、3カ月単位ぐらいで職員は位置も決め細かく調整していくなど、フレキシブルな対応が求められていると思えます。

行政組織の運営は組織の良否にかかわっているとも言えるのであり、大幅な異動はしないにしても、一部の部署の業務が膨大とならないよう、また効率的な業務が進められるよう、改善を進めていくべきではないのでしょうか。職員の事務量の測定や繁忙さの評価をすることも必要です。それによって、さらに行政効率を高め、行政内部の業務量が平準化されるようならば早期に改善を図っていただき、よりしっかりと行政組織づくりを推し進めていただきたいと思えます。理事者の考えをお聞かせください。

最後に、企業誘致の推進に取り組む市長の意気込みについて伺いたいと思います。

日本経済は景気回復傾向で、都会の方ではボーナスも過去最高となるような会社もあると聞きますが、西予市では景気回復を感じる人ができないという人がほとんどです。その原因は、デジタル家電や自動車などの都市型の産業がこの地域に根づいていないためだろうと私は思います。魅力ある産業がないということは、それだけ働く場がないことであり、若者の確かな定着は望めないのです。

若者が都会へ流出していく、高校や大学を出た人たちが西予市へ帰ってくる機会が少ないということになりますと、典型的な過疎化の進行であり、高齢化率の高い町となっていくことでしょう。子供が少ない町には将来の魅力がありません。さまざまな特徴を持った西予市ですが、雇用能力の大きな、西予市に適する企業が、日本中を探せば必ずあると思えます。そのような、将来に向けて魅力ある企業を探し出し、情熱を持って誘致活動をしていくことは大変意義深いことだと私は思っています。産業の誘致は、これから西予市が発展していくためには重要な課題であると思えますが、それについて市長はどう取り組もうと考えておられるのか、お伺いいたします。

若者定住のためにも、積極的な、これまでにない施策を打ち出していただくことを期待しておりますが、企業誘致に対する市長の考えをお聞かせ願いたく思います。

以上で質問を終わります。

○三好市長 松山議員の質問についてお答えいたします。

まず、第1番目の西予市新市庁舎の建築についてでありますけれども、事務所の位置につきましては、合併協議会で、新市の事務所は、国の財政支援が受けられる合併後10年以内に、交通の事情、他の公官署との関係など市民の利便性を考慮して、宇和町地内に新しい事務所を建築するというところで合意されているところであります。

庁舎の基本は、自主性をもって市政をつかさどり、市民に行政サービスを提供する、市にとって最大にして最も重要な場所でもあります。とりわけ今後ますます多様化、拡大する市民ニーズに対応するため、行政サービスの一層の充実が必要とされており、また行政への市民参加の広がりや地方分権の進展の中で、これからの庁舎には、これまで以上にさまざまな機能が求められています。庁舎は行政区域における中心施設であるため、単なる行政の事務所としての機能だけでなく、地理的、感覚的に市政の中心となる場所がふさわしく、市民が最も身近に、日常的にサービスを利用しやすい位置とすることが大切であります。市民に親しまれることを含め、総合的に考えなければなりません。

現在の市庁舎は、旧宇和町役場、公民館、保健センター等を利用しているため、各部署が分散し、管理機能や事務効率の低下など、市民に多大のご迷惑をかけているところであります。庁舎の建設は、市にとっても大事業であるとともに、市民にとっても最も密接でかわりの大きな事業であり、市民の理解なくして実現は困難であります。したがって、今後庁舎建築の基本的な考え方、目標などの基本構想を明確にし、新しい庁舎の姿を市民と共有する中で、建築の緊急性や市民の理解、財政状況など諸条件を検討しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○大森産業部長 それでは、松山議員の2番目のご質問にお答えをいたします。

5町融和の施策についてでありますけれども、西予市は、標高差の面から本州がそっくり入るほどの気候を持ち合わせた起伏に富んだ地形と、伝統的に受け継がれている芸能や文化を有しております。国、県指定の有形、無形文化財も数多く有しております。地理及び気象条件や、暮らしにはくまれた産業や文化は、とても個性的であります。西予市として、合併するに当たり、既存のイベントについてはどうするか合併協議会で検討をしております。協議の結果から申しますと、各町のイベントについては当分の間引き続いて実施することが確認をされているところでございます。しかし、三位一体改革による財源難は、各種イベント事業の継続さえも困難なものとなってまいりました。

ご指摘の一つにまとまったイベントの開催や産業文化祭、体育祭、コンサートのあり方については、新市の融和とあわせまして検討をしております。事業の規模、予算、参集範囲、交通の利便、開催の時期などにつきましては十分に検討しなければなりませんけれども、産業文化祭などは、ご提言のとおり、各町持ち回りも一つの方法であるというふうに思っております。また、各町で行っている最重要イベントにつきましては、従来どおり継続し、地域住民に参加していただきたいと思っております。また、体育祭、コンサート等につきましても、開催方法、集客について、最小の経費で最大の効果を得る事業の運営につきましても、いずれ観光協会も合併をいたします。8月をめどに進んでおりますので、その協会とも連携をいたしまして、研究、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森総務企画部長 松山議員の3点目、例規集のIT化についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

現在本市では、合併に伴いまして、本庁及び各支所を含め、職員の業務用端末についてはネットワークで結ばれておりまして、グループウェアというシステムを通じてさまざまな情報をすべての職員が共有することができる機構をとっております。

例規集につきましては、既にグループウェアに組み入れ、すべての端末で閲覧、検索が可能といたしております。ただし、加除式の例規集につきましても、従来の運用方法や持ち出しの点で利点もありますので、現在のところ課長補佐以上に配付をいたしておりますが、将来的にはその数を減らすことを検討いたしております。

なお、インターネットによる住民からの例規閲覧につきましては、ハード面の整備がさらに必要になるため、今後経費的な面も含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目、職員の配置と人事異動についてであります。議員ご指摘のような問題が生じている部署が出ております。その対策といたしまして、課内の事務の見直し、また事務の繁忙な時期に対し、各支所との協力体制により業務を進めることといたしておりますので、よろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○大森産業部長 続きまして、松山議員の5番目のご質問にお答えをいたします。

日銀によります金融経済の見通しは、景気は回復傾向にあり、生産活動や企業収益からの好影響が雇用面にも及んでいると見解を発表しております。日本経団連の発表でも、大手企業の夏のボーナスは昨年比3.3%増となり、業績の回復が反映されております。四国経済産業局でも、緩やかな持ち直しの動きが見られるというふうに分析をしております。景気の回復を示す記事、ニュースが出るようになってまいりましたけれども、個人消費は、百貨店、スーパーの低迷が続いており、回復の波及効果はいまだに実感できていないのが現状であります。

そういった状況の中、地域の発展のため、産業の誘致をどう考えているかという質問でございますけれども、近年、5カ年でございますけれども、西予市ではわずかといいえますが、3件の企業誘致が行われております。近年は、企業が海外に盛んに進出をしております。中国を中心とする東南アジアと競合、これは人件費の問題で競合する企業の誘致につきましては、これはよほどの特殊な事情が西予市に、魅力といたしますか、そういうものがないとかなり困難な時代になっているというふうに考えております。

そういうふうな状況の中で、簡単に流出をしないのが技術ではないかというふうに考えております。その技術の中に、農業、林業、そして水産業、これらを営む方にとっては相当な技術が私はあるというふう感じておるところであります。そういったことから、地域の資源、第1次産業のノウハウ、これが生産技術と考えておりますけれども、を活用した産業おこし、企業誘致の検討も必要であると考えております。

これはたとえですけれども、野村町に青汁工場がありますけれども、これは地域資源、ケールという作物でございますが、これがそこで生産をされるということ、それからそれをつくる技術、栽培技術、ノウハウといたしますか、そういうものを有していることがこの企業にとって魅力であったんではないかなというふうに考えております。それが大きな要因であったんではないかなということを思っております。このことなどを参考に、若者定住のためにも、新たな視点で企業誘致の研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番松山清君 いろいろとお答えいただきましてありがとうございます。

もう一回ちょっと確認といたしますが、さらにご質問したいんですけども、市庁舎ですが、これがただいまの答弁ですと、時期がいつぐらいになるのか、どれぐらいを目指しているのか、私は早急に取り組む必要がある、それはいろんな検討課題がたくさんあるからだというふうな認識をしておるわけでございますが、これが大変注目されていることで、全市民が、どうなっているんだらうということを今疑問に思っておるわけでございます。ですから、例えば3年後とか5年後とかいうのでそのとおりできるかどうかはわかりませんが、大体の指針といたしますか、そこをもう少し明確に聞かせていただきたいと思いますと思っております。

イベントの件につきましては、大変よい答弁をいただきまして、研究、検討をこれから進めるということでございますので、その成果に期待しておきたいと思っております。

例規集のIT化ということで、もう既に庁舎内では皆さん見られるというようなことでございますが、ぜひ私たち議員もそれを利用させていただいて、見させてもらうようにご配慮いただければありがたいなと思うわけであります。ま

た、インターネットにすることによって、私たちも家で見えたり、住民の方も見えるわけですので、ほかの近隣の先進の自治体を参考いただいて、どういうふうにしたらいいのか、そこらも研究していただきたいと思っております。

それから、企業の誘致の問題につきましては、私はいろいろと最近の経済新聞とかドキュメンタリーとかいろいろ読んでおりますと、やはりデジタル家電等の工場があるところはすごく活気があるわけでごさいます、大変うらやましいなというような気持ちで最近の景気回復のニュースを見ております。そういった企業がなぜその町に来たのか、あるいは先ほどのちょっと答弁では、人件費が差があって企業の流出があるというふうなこともおっしゃられておりましたけど、それはもう一昔前の話で、今は技術の集積といいますか、目まぐるしい技術の発展によって、もう人件費の勝負ではないような新たな産業が生じてきておるわけでごさいます。

日本の産業構造もどんどん変化しており、海外流出というのはまた別に、国内にとどまって産業を発展させていく、工場をつくっていくといったような動きも出ておるわけで、それに対してやはりアクションを起こさなくてはいけない、企業誘致を進めなくてはならない、私はそのように考えておるところでごさいますので、それとあわせて、また企業を誘致していくということで調査をしっかりとっていただきたい。

特に、ずっと気になっていることでですけど、永長と三瓶の方にいく山田の間にずっと以前から企業誘致をしておる広い土地があるわけですが、その企業が結局建たないままずっと土地があいとるようなところがあるわけでごさいます。そういったところを有効に利用するためにも、そこら辺での適正な企業を探したり、そういったところにアプローチしたり、お願いしたりということ、こちらから運動をしておかないと、黙っておって来てくれるわけではございませんので、そういったことも、西予市になってこれから若者の雇用の場を確保するためにも、積極的に、これまでとは違って力を入れて取り組んでいただきたい、そう思うわけでごさいます。

○三好市長 松山議員の再質問についてお答えさせていただきます。
この市庁舎の目指す時期をもう少し具体的にというご質問だと思いますけれども、これにつきましては、非常に中に重要な問題をはらんでおると、このように思っております。といいますのは、この市庁舎をつくる段階で、総合支所方式から本庁方式に変わる時期に考えなくてはならないという問題も含めてあるうかと思えます。そういうことがありますので、その時期がいつごろになるかということ、まだまだ検討課題だということ、最初のことを言わせていただきましたけれども、私は今年度は、いわゆる議員の皆さんも私たちの行政側も、いわゆる西予市の基礎をつくる年である、このように思っておりますので、本年の段階で市庁舎の研究会等々、あるいは審議会がありますとか、あるいは特別委員会を立ち上げる時期はまだないと、このように判断をしております。来年からという時期に入ってくる、このようなことは思っておりますが、本年度はまだ基礎固めの時期だと、このように判断しておる次第でごさいます。

企業誘致の問題でごさいますけれども、確かにデジタル家電の各会社の、日本の企業の力ってというのはすごいもんだと、このように思っておりますが、このような技術の集積をする、いわゆる知的産業については、なかなか西予市の方に来るための、知的なそんだけの人員があるかどうかということについては、なかなか企業も来ないっていうのが実態であるうかと、このように思っております。したがって、それ以外のすき間産業といいますか、地域の中でそれだけの力がある、それだけの、例えば海外の空洞化を招いとる、海外の進出をしなくてもできるような企業等々が、標準として私どもは企業誘致の対象企業として考えていかなければならないではなからうかと、このように思っております。し、そのためには、各5町の、旧町の段階でありましたふるさと会、それぞれの地域の中心の都市で、東京や大阪、近畿等にあるふるさと会の活用や、それぞれの企業等に活躍されとる出身地の方々ともしいわゆる連携を取ることも考えなくてはならないと、このように思っておりますし、土地利用の問題につきましては、できたら、今あの農用地区域の除外をしてそれだけの地位を、土地を構えとるもんでございまして、その活用ができるように進めていけばと、このように思っております。

以上でごさいます。

○2番鍵原芳和君 お許しをいただきましたので、私は次の2点について質問をいたします。
まず第1点は、ふるさと豊かな自然環境を守り育てる林業の振興方策についてであります。これは、先ほど浅野議員さんの質問と一部重複をいたしますが、お許しをいただきたいと思っております。

西予市まちづくり計画で、活力に富む産業のまちづくりでは、森林は国土の豊かな自然を守る貴重な資源であり、本域のみならず、国や県を含めた総合的な施策に基づく整備保全が必要とされております。林業、木材産業を取り巻く情勢は、長期にわたる木材価格の低迷と木材需要の伸び悩みの中で、森林所有者の経営意欲が減退するとともに、過疎と高齢化により担い手は減少し、管理の行き届かない森林や放置林が増加することが大変懸念をされているところであります。

一方では、森林は国土の保全、水源の涵養等の公益的機能に対する期待が一層高まるとともに、地球温暖化の防止など、地球環境の保全にも重要な役割を果たしており、県下の重要河川である肱川上流域全体の課題として、森林の整備と保全に積極的に取り組んでいかなければなりません。愛媛県においても、森林居住環境整備事業を初め肱川の森づくり事業など、積極的な林業振興対策を推進されているところであります。

西予市全体の林野面積を見てみますと、約3万7,000ヘクタール、うち民有林の人工林率は67%、素材生産にいたしまして生産量は約3万立方メートルと言われておりまして、宇和ヒノキに代表されますように、宇和、野村、城川を中心として、戦後植栽された杉、檜の人工林が間伐や伐採期を迎えているところであります。

そこで、適切な森林管理を進め、森林整備を推進していくために、引き続き林道作業道などの基盤整備が必要不可欠であります。市内城川地域では、1ヘクタール当たり30メートルの林道、作業道など路網の開設を目標に、以前から行政の直営で、また数年前からは委託方式によりまして、林業会社へ大型機械、重機の運用を委託して基盤整備を重点的に推進しておりますが、いまだ目標にはほど遠い状況にあります。作業の効率化や林業の低コスト化を図る上でも、特に周辺部の林業経営者の要望は根強いものがあるわけでありまして、単独事業については合併時に調整するのとこととで、周辺部の市民としては大変心配をし、不安を抱いておたわけでありまして、今回林業施設機械管理費の中で予算計上をいただいておりますが、敬意を表するとともに安堵をいたしておるところであります。

現行の林家の経営は、国や県の支援事業を活用し、さらに単独事業によって何とか経営が成り立っている現状でありまして、今後とも総合的な振興策がぜひとも必要であります。今後市内全域の除伐や間伐等の森林整備を進め、優良材生産に結びつけ、林業経営の安定化を図るためにも、林業総合整備事業や森林居住環境整備事業を初め、国、県の支援事業を積極的に活用するとともに、路網整備と機械を組み合わせた現行の単独事業を継続して推進していくことがぜひとも必要と考えますが、今後の中・長期的な方策や考え方について、理事者の所見をお伺いをいたします。

第2点は、一般職の職員の取り扱い、特に職員の給料の格差は正についてであります。この問題は事務处理的な内容で恐縮は思いますが、お許しをいただきたいと存じます。

合併協定では、職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一し、合併後5年をめどに給与の格差は正を行うこととされております。給与に関する基準として、職務給の原則、均衡の原則、給与条列主義の原則が定められておりまして、給与決定の三原則と言われておるところであります。すなわち、その職務に必要とされる技能や職務遂行の困難度等、職務の内容と責任に必ず応ずるものでありまして、生計費並びに国や他の地方公共団体及び民間事業従事者の給与とその他の事情を考慮して給与を定められるべきでありまして、それを決定する法形式が条列でありまして、そのことから給与条列主義と言われておるところであります。

合併当初でもあり、業務が煩雑、複雑化し、責任度合いが非常に大きくなりまして、特に管理部門に従事する職員におかれては、連日の深夜勤務も珍しいことではない、大変健康管理が心配されると見聞をいたしてところであります。社会経済情勢も依然として厳しい状況にあり、行政改革の推進は、国、地方を通ずる近々の問題ではありますが、とりわけ地方自治体職員の給与のあり方については、住民の関心が高まる情勢にあります。給与の公表や組織・機構の簡素、合理化とあわせて、定員管理の一層の適正化が要請をされているところであります。

そういう状況の中で、平成15年度の旧5町の国との比較を示しますラスパイレ指数を見ますと、旧三瓶町が92.9、旧宇和町92.0、旧野村町90.3、旧明浜町87.9、旧城川町88.5となっておりまして、その高低の格差は4.4ポイントとなっている状況であります。合併後、8級制から9級制への移行や職務階級の見直しで若干の改善はなされておると理解をいたしておりますが、なお格差が大きいことは事実であります。通常の条例の運用には限界がありまして、短期間に格差を是正していくことは極めて困難であると考えております。

合併当初でもありまして、新市建設計画との整合性をいかにとりながら市民の福祉向上を図っていくか、地域づくりを、市長が言われるようにグローバルに考え、ローカルにどう展開していくかを最優先すべきであることは十分認識をいたしてあるところであります。労働基本権の制約、良好な労使関係の維持、職員の士気、生活への配慮、行政サービスの質の向上等、現下の社会経済情勢や厳しい財政事情、市民の世論の動向の諸事情を総合的に勘案され、適切な対応をされたいと望むものであります。合併当初であります今こそ、合併協定の確認の意味で申し上げますが、今後どのように格差是正をされていくご予定か、また協定書にありますように、5年をめどに達成可能かどうか、理事者の所見をお伺いをいたします。

以上、2点について私の質問を終わります。

○大森産業部長 それでは、鍵原議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさとの豊かな自然環境を守り育てる林業の振興方策についてであります。当市の豊かな森林と水資源など公益的機能を将来に引き継いでいくためには、適正な維持管理を図っていくことが必要であります。また、林業木材の活性化を推進するための林道、作業道などの充実はもとより、高性能機械の導入による低コスト化の促進を図ることが重要であると思っております。

ご質問要旨の重機の運用につきましては、旧城川町が所有し、農林業の基盤整備用として地域に活用されてきたものであり、市になりまして、地域の発展に必要不可欠であると考えております。運用につきましては、機械使用規程等に基づき、引き続き第三セクター株式会社エフシーに運用をいたすこととし、効率的な運用を図ってまいりたいと考えております。

なお、長期的な方策につきましては、全市域のこととして、行政、森林組合、木材業の関係者で構成する西予市林材振興会等と連携しながら、今後の市産業振興の方策と位置づけ、検討をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森総務企画部長 鍵原議員の2点目、一般職の職員の身分の取り扱いで、特に職員の給料の格差是正についてであります。このことにつきましては、ご承知のとおり、合併協定の中で格差是正を合併後5年をめどに行うとなっております。あくまでもめどという考えですが、その方向で努力をしていきたいと考えております。

是正方法につきましては、このような財政状況ですのなかなか大変であり、今ここで具体的に申し上げることはできませんが、職員の士気の低下を招かないよう、総合的な見地の中で格差是正計画を今後具体的に進めてまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○2番鍵原芳和君 林業振興についてであります。特に、旧町からの財産の持ち寄りで、大変市有林が広い面積ができておると思うわけですが、全体的な面積は今承知しておりませんけれども、特に市有林の森林整備について、今までも特に間伐等については積極的に推進をしてきておるところでありますけれども、今後ともこの市有林の整備についても遺漏のないように取り組んでいただきたい、このように思っております。

また、大変厳しい財政事情は十分承知をしておるところであります。給与の格差是正についても、決してこれは先送りをする問題ではない、このように考えておりますので、大変厳しい財政事情でありますけれども、諸事情を勘案されまして適切に対処されますことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。

○26番山本安男君 平成16年第1回定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日まで合併の作業を一つ一つ積み上げられた職員の皆様、そして今回勇退されました議員、職員の皆様方に心から感謝と敬意をあらわすものであります。

今回の合併は、ゴールではなくて、市長の所信表明にもありましたように、より一層厳しい道のりのスタートであることは言うまでもありません。その意味から、私は行財政改革をしっかりと行い、むだを省き、市民の皆様へのサービスを基本にした安心、安全の市政の建設が今大切であると思うものであります。そういう意味を込めまして、2点ばかり質問をさせていただきます。

まず1点目は、通称シルバー人材センター、今回西予市におきましてはシルバーせいよという形で創立することについてお尋ねをいたします。

既にシルバーせいよ会員募集要項にもありますように、市内定年退職後のメンバーでつくる公益的、公共的な団体で、自主的な組織であると言われておりますが、他の市や町で行われているシルバー人材センターでは、市民の中でおおむね60歳以上の方の人材を登録して、市民の要望にこたえるための手足となって働いてあげ、配分金を支払う仕組みであります。平成14年の旧宇和町の定例議会におきまして、私は、三瓶町は既にシルバーを立ち上げておられましたが、合併後はどのようなのでしょうかとお尋ねをしておきましたが、今回既に、せんだって21日にシルバーせいよの募集及び会員入会説明会が本市において持たれました。どのような仕組みになるか、まずこれ1点お尋ねをしたいと思えます。

そして、将来、各支所におきましてもシルバーせいよの立ち上げが必要であると思えます。運営方法については、各地のシルバー人材センターを取り入れている自治体を見ますと、宇和オービスシステムのような仕事の内容で、そのまま他の市ではシルバー人材センターが担当されているということでもあります。大きな組織、会員の増加等になりますと、県、国からの助成金や支援も受けられて、運営内容にも力が入っていると聞いております。宇和オービスシステムの未来をよく考えたときに、シルバーせいよの中に宇和オービスシステムの皆様も参画していただいて、公共的、公益的な組織の中で運営していくことが最良であると思っております。定年後に生きがい求めて働く意思のある市民、そして労力を要望する市民のお一人お一人のために開かれた内容のシルバーせいよの創設が必要であると思えます。関係各位及び三好市長のお考えをお聞かせください。

2点目に、女性専門外来の設置についてお伺いをいたします。

女性が生涯にわたって健康支援を推進する上から、女性専門外来の設置が各地で注目をされております。既に八幡浜もゴーサインが出たらしいんですけども、公明党県女性局では、女性が安心して受ける医療、女性専門外来の設置を求める署名運動を行いまして、愛媛県下7万人の署名を集め、加戸知事に提出した経緯がございます。加戸知事におきましては、前向きに努力するとのお話で、女性医師が女性を診る大切さを理解されているように思います。女性が心身ともに安心して受診できる医療体制の早期実現をご提案するものでございます。三好市長並びに関係各位の皆様のお考え

をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○松本生活福祉部長 それでは、山本安男議員のご質問にお答えをいたします。

私の方からは、1点目のシルバー人材センターについてご答弁をさせていただきます。

シルバー人材センターにつきましては、昭和50年、東京都において高齢者事業団として創設されたのが最初であり、ます。愛媛県下におきましては、昭和58年に今治市におきまして産声を上げ、現在26団体が設立をいたしております。

シルバー事業は、自主、自立、共同、共助を理念に、急速な人口高齢化の中で発想された新しい就業システムでありまして、自己の就業能力を活用し、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する現役をリタイヤした高齢者に対して、臨時的、短期的な仕事を把握して提供する高齢者の自主的かつ公益的な団体であります。一定規模を超えるものにつきましては、知事の指定を受け、国、県からも支援されることになっております。

ご質問の中にもありますように、西予市では平成12年11月、当時の三瓶町社会福祉協議会が呼びかけを行いまして会員を募り、独立した団体としてシルバー三瓶が創設されました。社会福祉協議会の合併協議でシルバーせいよと名称を変更し、新たに市内全域を対象とした組織として位置づけられましたので、会員を募集するため、今月21日から24日まで全地区で説明会を開いたところであり、山本議員を含め51名の方が参加されたと聞いております。合併後の対応であります、この団体は市町村単位で1団体しか認められておりませんので、現在のシルバーせいよが市内全域をカバーしていくことになるだろうと考えております。

余談になりますが、既にシルバーせいよは、前身のシルバー三瓶として活動をしていた平成15年度の補助金として237万円を交付しており、本年度平成16年度の補助金として300万円を予定いたしておりますので、3年間に限った補助金となっておりますため、残りの補助は1年分のみとなっております。したがって、平成18年度以降のシルバーの運営は、受託収益の7%をシルバーせいよが徴収することになっていきますので、その資金と会員による会費をもとに運営をしていくことになっております。

なお、宇和のオービーシステムは、法人化されていると聞いておりますので、団体としての合流は不可能であると思っておりますが、個人が活動趣旨に賛同して加入することは可能であるだろうと考えております。

以上、1点目のご答弁とさせていただきます。

○上甲病院総括事務長 山本議員の女性専用外来設置についてお答えいたします。

今年より、新たな医師に医師免許取得後2年間の医療研修が義務化され、医師の確保が一層厳しい状況になっております。医師の確保には全力で取り組んでおりますが、まだまだ医師不足の解消には時間がかかるものと思われます。

女性の専用外来の設置に当たっては、こういった人的な問題、それからスペースの問題、診療時間のバランスの問題、経営上の問題など、いろんな問題があることをご理解いただき、今後の検討課題にしたいと考えます。

なお、今年6月から野村病院に医師の異動により内科に女性医師が配属がありました。患者さんの受診希望があれば、女性医師による診療を行っておりますので、ご利用いただければと思います。

以上でございます。

○26番山本安男君 1点目のシルバー人材センターの設置、三瓶の合併の働きによりまして、今回シルバー三瓶をシルバーせいよに切りかえて、西予市全体にその波及ができるという、本当にうれしい、5倍に膨らんだ私は気持ちでいっぱいでございますが、宇和町ではそれが今まで立ち上がりができませんでした、2度ばかり質問をさせていただきますけれども、公共的な、公序的な、かゆいところに手が届くということわががありますけれども、本当に障子の張りかえから庭の草引き、そういった高齢化が進みますと、お金はあるけれども専門家を雇うまでも仕事はない、そういった中でシルバーの存在が生かされてくるわけでございます。そういった中で、三瓶の皆様方には本当に早くからこういった制度を取り入れていただいて、合併と同時に西予市内にここの波及が広まること、本当に喜んでいて一人でございます。

内容的には、運営も説明をいただきましたが、シルバー人材センターの仕事、ソフト面、ハード面、いろいろありますけれども、でき得れば私は、あえて言わせていただきますと、オービーシステムの立ち上がった経緯からいいますと、もう既に時代おくれの、市長が、庁舎が、また市が企業体を抱えて、天下り的な要素を含んだ内容の、公的資金を活用しながらの運用、その利潤を見ながら活用されている経過報告もありますけれども、そういった中で、今回シルバーが抱えられる仕事の容量ともどもにそのメンバーで立ち上げていただければ、なお重層的な、ソフト面、ハード面抱えた完璧な私はシルバー西予が立ち上がる、このように思っているわけでございます。他のオービーの皆さん方の優遇処置、これだけではなくて、本当に開かれた内容の、雇用関係ではありませんので、そういったシステムを立ち上げることが私は今急務であると思っておりますが、最後に市長さんの考えをお願いいたします。

○三好市長 山本議員のシルバー人材関係の問題についてお答えしたいと思います。

旧宇和町の段階で、山本議員がたびたびご質問があったことも私もここへ知っておりますし、そういう熱い思いが今回のご質問になったと、このように解釈しております。そういう意味では、西予市のシルバーセンターができたことは有意義なものだと議員も思われておるし、私もそのように思っております。

それで、オービーシステムの問題でございますけれども、これは既に1個の株式会社としてオービーシステムが機能しておりまして、シルバー人材センターとちょっと趣を異にした段階になっております。オービーシステム自身が、既にシルバーだけではなくに、それぞれの雇用の場としての会社になっております。そういうことのまずご理解をいただいたらと思っておりますし、地方自治法上で言う、いわゆる2分の1、市がその株式を取得しておりますから、市からの受託を受けれる、委託はされる、いわゆる準公的な関係にも存在しておりますけれども、そういう会社になっておることでもご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は7月7日午後2時30分から会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時55分

1.招集年月日	平成16年7月7日	
1.招集の場所	西予市議会会議場	
1.開議時間	平成16年7月7日	午後3時00分
1.閉席議員	平成16年7月7日	午後4時28分

1	番	田	剛	6	番	松	清
3	番	宇	宏	4	番	松	幸
5	番	元	志	6	番	嶋	文
7	番	沖	三	8	番	森	義
9	番	龜	男	0	番	名	一
1	番	河	生	1	番	藤	修
1	番	浅	義	2	番	岡	朝
3	番	三	夫	4	番	兵	忠
5	番	酒	吉	6	番	山	清
7	番	山	俊	8	番	鍵	昭
9	番	梅	千	0	番	山	秋
2	番	菊	三	2	番	大	勇
3	番	岡	男	2	番	坂	義
5	番	平	重	4	番		和
7	番	二		6	番		朗
9	番	野		8	番		男
2	番			0	番		盛
3	番			3	番		重

[illegible]

ページ(1)

平成16年第1回定例会(4日目) H16.7.7

追加 意見書案第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(案)の提出について
追加 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)の提出について
追加 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | 議案第21号 | 西予市議会政務調査費の交付に関する条例制定について |
| | 議案第22号 | 西予市総合計画審議会条例制定について |
| | 議案第23号 | 西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例制定について |
| | 議案第24号 | 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第25号 | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第26号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第27号 | 西予市過疎地域自立促進計画の策定について |
| | 議案第28号 | 平成16年度西予市一般会計予算 |
| | 議案第29号 | 平成16年度西予市授産場特別会計予算 |
| | 議案第30号 | 平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| | 議案第31号 | 平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 |
| | 議案第32号 | 平成16年度西予市国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第33号 | 平成16年度西予市老人保健特別会計予算 |
| | 議案第34号 | 平成16年度西予市介護保険特別会計予算 |
| | 議案第35号 | 平成16年度西予市港湾整備事業特別会計予算 |
| | 議案第36号 | 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計予算 |
| | 議案第37号 | 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 議案第38号 | 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計予算 |
| | 議案第39号 | 平成16年度西予市上水道事業会計予算 |
| | 議案第40号 | 平成16年度西予市病院事業会計予算 |
| | 議案第41号 | 平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 |
| | 請願第1号 | 西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書 |
| | 陳情第1号 | 非核平和自治体宣言を求める陳情書 |
| | 陳情第2号 | 市道知野～龍徳線の「龍徳橋」の架け替え並びに道路改良について |
| | 陳情第3号 | 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について |
| | 陳情第4号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について |
| 2 | 議案第42号 | 常任委員会における所管事務の継続審査について |
| 追加 | 議案第43号 | 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に付 |
| 追加 | 議案第44号 | 愛媛県消防団員等災害補償退職報奨金組合を組織する地方公共団体の数の減少について |
| 追加 | 議案第45号 | 愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に付 |
| 追加 | 議案第46号 | 西予市野村町エコセンター新築工事請負契約について |
| 追加 | 決議案第1号 | 非核平和都市宣言決議について |
| 追加 | 意見書案第1号 | 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(案)の提出について |
| 追加 | 意見書案第2号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)の提出について |
| 追加 | | 議員派遣の件について |

開議 午後3時00分

○議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

○議長 議案第21号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例制定について」から議案第41号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの21件と請願、陳情5件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

○浅野泰義総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

お手元に総務常任委員会の報告書が配付されておると思いますが、朗読をもって報告とさせていただきます。

去る6月24日の本会議におきまして、当常任委員会に付託を受けました議案第21号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例制定について」、議案第22号「西予市総合計画審議会条例制定について」、議案第27号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」、議案第28号「平成16年度西予市一般会計予算」の当委員会所管分、議案第31号「平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」、請願第1号「西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書」、陳情第1号「非核平和自治体宣言を求める陳情書」、陳情第3号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について」、また陳情第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について」を6月28日から5日間にわたり、委員と関係部課長の出席を得て、細部の内容説明の聴取や現地調査を実施し、慎重に審議を行いました。

なお、委員会最終日の7月2日には市長、助役、収入役、教育長の出席を得、総括的な意見や要望を述べ、理事者の所見を伺いましたので、その概要についてご報告を申し上げます。

まず、議案第21号「西予市議会政務調査費の交付に関する条例制定について」は、市議会議員の政策立案能力や議会の審査能力の強化、調査基盤の充実を図る観点から条例制定が必要であるとの意見で一致し、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第22号「西予市総合計画審議会条例制定について」は、計画策定に当たり審議会を設置し、幅広く意見を求める必要があるとの見解から、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第27号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」は、過疎地域自立促進計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要なものであり、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第28号「平成16年度西予市一般会計予算」の当委員会所管分について、理事者へ総括的なこととして4点の要望や意見を述べました。

1点目といたしまして、予算計上の際に各総合支所の要求を取りまとめた内容が整備されていないところが見受けられたため、次回から系統的な整理を要望いたしました。

2点目といたしまして、厳しい財政事情であることから、委託料、負担金等の項目ごとに内容や性質をよく精査した上で民間の競争の原理を生かして、低コストで最大の効果が得られる事務処理を求めました。

3点目として、今回の審査で補助金、委託料、負担金、事業内容等から旧町間の調整ができていないと判断できるところがあり、いづれに平準化に向けた調整を行うかの意見を求めました。

4点目といたしまして、財政難解消のために国、県等への陳情など最大限の努力を財源確保に努めていただくことを要望をいたしました。要望や意見に対し三好市長からは、厳しい財政事情であることから、低コストで最大の効果が得られる事務の遂行は当然のことであり、むだを省いた効率的な予算の執行に努めるとともに、できれば9月定例会の中で決算審査ができる体制づくりを行い、その中で出された意見に基づき、新年度予算編成を考えていきたい。また、未調整事項については、現実問題として一つ一つ解決していきたいとの旨の回答がありました。

次に、各担当所管分に対する要望や意見を審議順に申し上げます。

最初に、学校教育課所管分ですが、3点について述べました。

1点目として、児童・生徒の海外派遣について、旧町間において派遣先、個人負担の内容、参加人数の違いがあり、調整が必要ではないか。

2点目として、学校給食においてセンター方式と自校方式では1人当たりの経費にかなりの差が出ており、地産地消の問題も含めてどのように取り組むお考えであるか。

3点目として、学校建築に関して魚成小学校では、維持管理費用の問題から鉄筋コンクリートづくりで木造をふんだんに取り入れた内容と聞きますが、県の施設においても木造建築のよさを優先させたところもあり、木材振興の観点からも木造建築を取り入れる考えはないか。

二宮教育長からは、未調整事項については来年度の予算編成までに調整を行う。学校給食における地産地消の問題は、自校方式では実施できているが、センター方式の場合は大量に扱うことから、難しい部分がある。学校建築に関しては一長一短あるが、経費や維持管理費の面から考えると、鉄筋コンクリートづくりでいろいろな方法によって木材のよさを取り入れた方法を考えていると回答がございました。

二宮教育長の回答に対し、学校給食に地域食材の活用と学校建築に対し地域の20年、30年後の生徒数の動向を含めた総合計画を立ててから、木造が鉄筋コンクリートづくりかの決定をしてもよいのではないかという意見も出されました。

次に、生涯学習課所管分について申し上げます。

婦人会組織の組織離れや婦人会への未加入の問題が問われている中で、婦人会組織を新たに立ち上げれば応分の補助金を交付する考えがあらうのか。

二宮教育長からは、市の婦人会連合組織に加入された場合、今年度については各町へ配当している予算の範囲内での交付となりますが、来年度以降については全体予算があるため、若干補助金額が下がるかもしれないが、交付する考えであると回答がございました。

次に、文化体育振興課所管分について申し上げます。

体育施設の使用料については、合併協議会の中で調整方針が出ているが、旧町単位で使用頻度にかかなりの差があり、その割合に応じて使用料を多少考慮する考えはないか。

二宮教育長からは、体育施設の使用については来年度までいろいろな意見を伺い、検討していく考えであるとの回答がございました。

次に、企画調整課所管分について申し上げます。

1点目として、コミュニティー関係の補助金については、3年以内に調整する方針となっているが、早い段階で調整方針を打ち出していきたい。

2点目として、バス路線の廃止に伴い、バス会社やタクシー会社への委託、福祉バスとさまざまな方法で市民の足を確保している一方で、今後も財政的にかなりの負担が懸念される。市全体の総合計画の中で、市民の足の確保と財政運営の調和がとれた計画の策定をお願いしたい。あわせて、明浜・三瓶間の路線のことも含めて検討していただきたい。

要望や意見に対し三好市長からは、自治会と行政は対等な立場であり、補助金の形ではなく、行政が自治会へいろいろな業務を依頼して支出している委託料のあり方を今後十分検討していく必要がある。バス路線の廃止問題については重要問題であり、例えば10人乗りバスを購入して地域で運営できないものかなど、財政的なことや利用者数等を含めて総体的にいろいろな方法を検討していく必要がある旨の回答がありました。

回答に対し、バス路線の廃止問題は、現在の直営から委託への申し入れなどさまざまな問題を含んでおり、地元企業を視野に入れた総体的な検討の要望を行いました。

次に、情報推進課所管分について申し上げます。

テレビ受信の難視聴地域や携帯電話の不通地域の解消のため、C Aテレビの普及や有利な補助事業を活用して、速やかに解消に向けた検討の要望をいたしました。

次に、財政課所管分について申し上げます。

1点目として、財政調整基金について旧町から持ち寄った標準財政規模の10%以上の中には、旧町で目的がありながら実施できなかった事業の実施に充当するために、持ち寄りの額の上に上乗せして持ち寄った部分もあるが、この上乗せした部分を旧町のその目的のために優先的に基金を使用する考えはないか。

2点目といたしまして、財政シミュレーションが合併協議の時期では想定できなかった状況になっているため、再検討されたい。

三好市長からは、財政調整基金の使途については旧町限定とすることによって、同じような問題が新たに起きる可能性があるため、配慮させていただきますとのことでございました。

財政シミュレーションについては、状況が大きく変わってきており、建設計画の見直しがよいのか、あるいは市の総合計画の中で考えていくことがよいのかを検討課題としたい旨の回答がございました。

次に、税務課所管分について申し上げます。

1点目といたしまして、納税組合の廃止に伴い収納率の低下が懸念されるため、収納率向上の強化策を講じるお考えはないか。

2点目といたしまして、土地を地元提供で実施してきた町道や農道等で道路になった部分が未登記のところがあり、道路部分について固定資産税や国保税の課税対象になっていることから市民からの苦情が出ているところもあるため、解決策の検討と登記事務の一本化によって効率的な事務処理の要望を行いました。

三好市長からは、納税組合の廃止による影響もあって、収納率が下がっていることも確かであり、納税意識を高めるとともに厳しい徴収や悪質者に対しては差し押さえも検討していく。あわせて、県と市町村が徴収機構を立ち上げる動きもあり、徴収機構に参加させていただく考えである旨の回答がございました。

最後に、消防本部所管分について申し上げます。

消防署明浜出張所並びに城川出張所の救急体制について、地区住民から出ている24時間体制の要望と財政事情の双方を考慮した上でどのように対応する考えであるか。

三好市長からは、地域住民にとっては大変な重要なことであるが、今後広域体制をとっていく流れになっており、その体制がどうなるのかの動きや財政事情を勘案しながら検討していきたい旨の回答がございました。

以上のとおり議案第28号「平成16年度西予市一般会計予算」について当委員会所管分の要望や意見を述べるとともに、原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

次に、議案第31号「平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」については、原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

次に、請願第1号「西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書」については、請願の趣旨や経過の説明を求めるため、森川一義紹介議員に出席を求め、慎重に審議をいたしました。

その結果、この請願は工事に限定した政治倫理条例の制定を求める内容となっており、理事者、議員を含めた政治倫理のあるべき姿を時間をかけて慎重かつ総体的に調査研究する必要があるとの判断から、全会一致で継続審議と決定をいたしました。

次に、陳情第1号「非核平和自治体宣言を求める陳情書」については、世界の恒久平和のために必要なことであり、全会一致で原案のとおり採択をいたしました。

次に、陳情第3号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について」は、三位一体の改革が地方経済や市町村の実情を十分に踏まえた内容で実施されることを求めるものであり、原案のとおり全会一致で採択をいたしました。

次に、陳情第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について」は、市町村が特色のある教育を推進するためには重要なことであり、原案のとおり全会一致で採択をいたしました。

以上のとおり当委員会に付託されたすべての議案について、審査の経過並びに結果の報告をこれで終わらせていただきます。よろしくご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○梅川光俊厚生常任委員長 平成16年第1回定例会本会議におきまして当委員会に付託となりました全案件につきまして、関係部長、課長、主幹の出席のもとでその審査をいたしましたので、審査経過並びに結果について報告を申し上げます。

なお、審査日につきましては、市民生活課に関する案件につきましては6月28日、保健福祉課に関する案件につきましては6月29日、両病院及びつくし苑につきましては6月30日に審査を行いました。

まず、議案第24号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、地方税法の改正に伴い、固定資産の長期譲渡と短期譲渡に係る保険税の一部を改正する条例であり、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第28号「平成16年度西予市一般会計予算」のうち厚生常任委員会所管分、市民生活課及び保健福祉課に関する予算について。

まず、市民生活課からご報告をさせていただきます。少し金額が入りますが、お許しを願いたいと思います。

2款の総務費、戸籍住民台帳費につきましては、この中の目玉といたしまして出産祝い金2,250万円が計上をされております。1人につき10万円の祝い金であります。

4款の衛生費中、保健衛生費の繰出金、各診療所への繰出金、全部合わせまして1億4,864万4,000円であり

ます。老人保健特別会計4億8,226万8,000円、人権対策費中、人権対策協議会補助金1,048万円、合併浄化槽設置整備事業補助金4,982万4,000円の計上でありまして、127基を予定されております。

清掃費の委託料6億9,943万6,000円が主なものでありますが、あとに関しましては通常計上予算であります。

審査中に委員より特に意見がありましたので、その意見を申し述べさせていただきたいと思います。

この費用の中で合併確認事項がありますけれども、こみの減量化対策、節水対策、診療所の効率化、人件費の適正化を図ってほしい。それと、予算のことはありませんけれども、委員会に説明をするときの全体的に説明資料の不足があるという分の中で、次から対応をしていただくということをお願いをいたしておりました。

次に、保健福祉課について報告をいたします。

3款の民生費中、1項の社会福祉費につきましては、各種委員会の費用弁償及び補助金が主なものでありまして、民生委員費用、施設協会社会福祉協議会補助金在宅介護支援センター委託料、その他委託料で2億1,084万5,000円、敬老会補助金2,330万4,000円等であります。

扶助費、これは在宅寝たきり老人等の手当6,592万5,000円があります。これは月2万5,000円のという手当の中の計上であります。あと繰出金、介護保険事業勘定に対して5億7,647万1,000円、障害者福祉関係補助金5億5,625万3,000円、扶助費2億2,474万7,000円、生活交通巡回バス、これは福祉バスということですが、1,137万7,000円です。児童福祉関係の扶助費1億1,039万円、児童措置費中、保育園委託料4億5,729万1,000円、扶助費1億7,046万円です。生活保護費扶助費が5億1,018万8,000円、病院補助金が合計でいきまして1億4,909万7,000円です。これが宇和、野村の分、両方です。それから、あと宇和の分につきましては、投資及び出資金ということで5,861万4,000円の出資という形で出費がしてあります。

委員からの意見といたしまして、敬老会のあり方等検討・協議をしてほしい、整理、調整、その辺について協議をしてほしいというご意見がありました。

それから、保育園等は民営化の方向で検討し、行政のスリム化及び保育料、生活保護費の適正化を図ってほしいというご意見をいただいております。

また、福祉バス及び他市営バスの運営について検討してほしいという意見も、他市営バスについては所管ではありませんけれども、その辺のご意見が出ておりますので、報告をいたしておきます。

議案第29号「平成16年度西予市授産場特別会計予算」につきましては、三瓶町にあります授産場であり、生活保護受給者が手袋製造に携わっております。繰入金と事業収入をもって運営している施設であります。

委員の中から、当施設を運営する必要があるのかと厳しい意見がありましたけれども、生活保護対象者の支援事業でありまして、就業をする意味においても必要であるという結論でありました。

次に、議案第30号「平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業前年度末残高1億3,234万5,000円、今年度償還予定2,640万2,000円の見込みであります。今年度末残高といたしまして1億5,943万3,000円という見込みとなっているということであります。

次に、議案第32号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計予算」については、事業勘定の歳入歳出予算の総額は54億2,361万5,000円の計上であります。診療所会計は7億1,704万9,000円の運営であります。そのうち一般会計からの繰入金は1億4,864万4,000円です。

審査中の意見といたしまして、後に病院会計が出てまいります、病院会計と運営を精査し合理的運営、それと1次医療と2次医療との合理化をすべきではないかという意見が出ております。

また、議案ではありませんが、健康保険証のカード化を検討したいという意見が出ております。後でこの意見につきましては、一括して協議の事項の中でも報告をさせていただきたいと思っております。

次に、議案第33号「平成16年度西予市老人保健特別会計予算」について、予算総額75億2,271万4,000円であり、一般会計繰入金4億8,295万1,000円です。交付金が42億1,422万5,000円、

国庫負担金17億8,249万5,000円でありまして、ほかにつきましては、県負担金で運営ができております。

次に、議案第34号「平成16年度西予市介護保険特別会計予算」については、西予市介護保険事業のほか明浜居宅介護支援、明浜デイサービス、城川居宅介護支援、三瓶介護支援サービス、明浜特別養護老人ホームの予算でありまして、介護保険料が5億3,350万1,000円、調整交付金3億3,525万1,000円、国庫負担金7億5,526万2,000円、一般会計繰入金5億8,263万8,000円、予算総額41億511万1,000円でありまして、

この件につきましては委員から、介護保険料の県内の対比と状況等が質疑がございました。基本的には、西予市は基準額が3,100円ということで、ほかの町よりは安くなっているということがありました。

それで、意見といたしまして、民営化の計画についての方向づけがありました。

次に、議案第40号「平成16年度西予市病院事業会計予算」につきまして申し上げます。

予算に関しては、一般会計の報告で申し上げたとおりであります。宇和病院が144床、野村病院120床の運営であります。

この中で委員の意見といたしまして、カルテの電子化の検討をしていただきたいという話と、あと待ち時間等の対策、サービス向上に関して民間の病院を見習うべきではないかという意見が出ております。

最後になりましたけれども、議案第41号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について申し上げます。

入所定員80名で運営されており、予算総額4億1,155万2,000円でありまして。

今後のますますの運営努力をしてほしいという意見であります。

以上、当委員会に付託されました24号議案保険条例、28号一般会計所管分、29号授産場特別会計、30号住宅新築資金等貸付特別会計、33号老人保健会計、34号介護保険特別会計、40号病院事業会計、41号老人保健施設会計、全議案とも満場一致をもちまして原案のとおり可決と決定をいたしましたので、報告を申し上げます。

なお、初めてでございましたけれども、3理事者との委員会との協議場を設けていただきましたので、この件につきましても報告をさせていただきたいと思っております。

市民生活課の分で、合併協議会の確認事項の多くがサービスは高く、負担は低く合わせているが、整合性の方向についてという分の中でありましたけれども、この件につきましては、基本的には受益者負担があるべきであろうと、それと補助金の分に関しましては、やっぱり見直すべき部分は見直して運営をしなければならんだろうというご意見をいただきました。

あと霊柩車の利用補助金の見直しについてどうだという分がございました。これは精査をしますということで、同意だということ返答をいただきました。

あと健康保険証のカード化についてという分に関しては、これが住民サービスに寄与するのであれば早期に対応したいという答弁をいただきました。

各診療所の効率化について、これは1次医療、2次医療等を病院を中心とした診療体系にしたかどうかという質疑がありまして、その件につきましては同感であると、早急にその辺をできる限りの効率化の方向づけを持ってやっていきたいというお答えをいただいております。

あとすべての分におけるんですけれども、全課における人件費削減適正化、綱領について、これのご答弁に対しましては、10年間で適正の人員にするという分がなかなか難しいんじゃないかといういろんな分のお話がありましたが、でき得るべくそれに沿いながら方向づけをきっちりつくっていきたいというお答えがありました。10年間では全部その中がなかなかっていくのは難しいんじゃないかという一つの答弁がありましたが、努力をする方向での答弁をいただきました。

保健福祉課関係でありますけれども、敬老会のあり方については、いろんな不満とかいろんなむだとか、そういう分があるんじゃないのかという質疑がありましたけれども、この件につきましては、各地域の自主性に任せて、その辺の運営をスムーズ化する方がいいんじゃないかという方向のご答弁をいただきました。

あと保育園等の施設の民営化についてと保育料とか生活保護費の精査という分が出ておりますけれども、この件につきましては、今県、国もやっておりますように、子育て支援策というものを含めながら、それを今の安い保育料という方向へ合わせて、子育てを支援すべきではないかという答弁をいただいております。

あと4番目の福祉バス、代替バスという分に関しては、代替バスに関しましては私人とこの所管ではありませんけれども、その辺を含めながら基本的には運営方法を検討したらという意見が出ておりましたけれども、それは交通弱者対策ということで、基本的には総務常任委員長さんの報告にもありましたが、NPOとかそういう一つの新しい体制の中で運営が持っていけたらいいのではないかとというご答弁をいただきました。

それから、病院関係ですが、カルテの電子化の検討については、早急に対応をしてみたいという方向づけでございまして、

それと、一番この中で病院関係でありましたのが、待ち時間の短縮、それと心のケア、それからサービス向上について、この2点がございましたが、これは各施設の中でそういうことに職員に周知徹底を図りながら、よりよい病院経営、患者対応に努めたいという方向でのお答えをいただきました。

あとの協議をされた分も含めまして、委員長の報告を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○松島義幸産業建設常任委員長 それでは、ただいまより産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

今定例会におきまして当委員会に付託されました議案9件及び陳情1件につきまして、去る6月28日から7月1日までの4日間、関係者の出席を求め説明を聞くとともに現地調査を行うなど、慎重に審議を行いました。さらに、7月2日には市長の出席を得て、総括的に当委員会としての意見並びに要望を述べ、これに対する理事者の所見を伺ったものであります。その審議の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第23号「西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例制定について」、その詳細説明を求めたところ、当基金が国、県、市それぞれ130万円ずつ計390万円の積み立てを行い、平成16年度から3年間で実施するソフト事業であり、城川町地域における農林業の活性化を図ろうとするものであるとの回答がありました。

それに対し委員より、まだ取り組んでいない町における事業実施の見通しについてただしたところ、当事業は今年度で終わりでありますが、高い補助率であることから、今後同様の事業が創設された場合には、要望を検討してまいりたいとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第25号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第26号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第28号「平成16年度西予市一般会計予算」のうち、当委員会に付託となりました予算について議題とし、質疑に入りました。

委員より、まず歳入、16款繰入金、2項基金繰入金について、農林業関係各基金の積立残高に対する平成16年度取り崩し額及び残高は幾らになるのかをただしたところ、中山間ふるさと水と土保全基金繰入金については、各町積立残高1,000万円のうち今年度それぞれ50万円繰り入れている。残額は合計4,750万円であるとの回答があり

ました。

また、他の基金についても後ほど資料の提示を受け、了承したものであります。

次に、歳出に移り、まず6款農林水産業費、1項農業費、7目中山間地域等直接支払い制度事業費支払い交付金について、国において当制度の廃止、縮小が検討されていることについて市の対応をただしたところ、制度が廃止となった場合、市単独で対応することは財政的に非常に困難な状況であることから、国に対し強く継続を要望していきたいとの回答がありました。

次に、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費資金利子補給金について、借入資金の限度額、利子補給率の増額の考えをただしたところ、漁業近代化資金制度は市の規定に基づき審査をし、経営状態を判断した上で貸し付けるものであることから、直ちに対応はできないが、今後要望により検討をしてまいりたいとの回答がありました。

次に、6款農林水産業費を通じて各種関係団体に対する補助金の積算根拠についてただしたところ、JAを通じて支払う補助金については、前年度対比80%で予算計上しているとの回答がありました。

さらに委員より、今後の補助金の見通しについてただしたところ、必要、不必要な補助金を精査し、今後は5町への配分を平準化するのではなく、地域の特色に合った補助金のあり方を考慮していきたいとの回答がありました。

これに対し、決算時のさらなる精査をお願いし、補助金が有効に利用されるよう要望をいたしました。

次に、7款商工費、1項商工費、8目国際交流費におけるドイツ公演応援委員会補助金の計上理由についてただしたところ、シーボルトの娘イネが宇和町に住んでいたことから、ドイツ・ヴュルツブルク市とは旧宇和町時代からの交流がある。こし市制1300周年を迎えるヴュルツブルク市と発足1年目の西予市、そしてシーボルトと親交のあった二宮敬作の生誕200年、このめぐり合わせは大変意義深く、文化的価値の高いものであり、住民をも巻き込んだ交流体制をとってまいりたいとの回答がありました。

次に、8款土木費、1項土木管理費、3目法定外公共物の移譲手続について進捗状況をただしたところ、平成16年度末の市への移譲期限まで市内で残るは宇和町卯之町区域のみであり、他町は既に処理を完了しているとの回答がありました。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費における市道台帳整備委託料並びに道路台帳補正委託料の内訳についてただしたところ、未整備の明浜町、城川町においては新規整備を行い、整備済みの宇和町、野村町、三瓶町においては、既存台帳の補正を実施することにより、市としてデータの統一化を図るものであるとの回答がありました。

次に、8款土木費、6項住宅費、2目住宅建設費における明浜町で建設予定の住宅について、その使用等についてただしたところ、若者を対象に所得制限をなくし、共働き夫婦でも入居できるよう定住促進住宅として建設するものであるとの回答がありました。

その他総括的な事項として、まず市発注工事の地元業者への配慮について考えをただしたところ、業者において生き残りをかけている時代ではあるが、公共工事のあり方の問題もあり、企業体としてさらなる努力をしていただくとともに、市としてもできる範囲で最大限の配慮を持って取り組みたいとの回答がありました。

また、分離発注制度導入の考えについてただしたところ、県や他市でも導入が進んでおり、工事の規模により今後制度の導入も検討していかねばならないとの回答がありました。

以上、理事者の詳細な説明を受け、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第35号「平成16年度西予市港湾整備事業特別会計予算」については、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第36号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計予算」については、役員報酬の内容をただしたところ、宇和町内の19の簡易水道組合との間に締結している委託規約に基づく役員5名分の報酬であるとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第37号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」については、合併浄化槽設置と農業集落排水事業のすみ分けについてただしたところ、旧町において定めた下水道化基本構想計画に基づき、市の建設計画において事業推進をしている。大まかな区分としては、人家が点在した地区では合併浄化槽を、まとまりのある農家集落では農業集落排水の推進を考えているとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第38号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計予算」については、供用開始後の下水道使用料金の調整について見解をただしたところ、受益者負担の原則を踏まえた上で慎重な検討を行う必要があるとの回答がありました。これを受け、委員会としましても調査研究を行い、下水道料金の調整に取り組んでいくと一致した次第であります。

検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第39号「平成16年度西予市上水道事業会計予算」については、各町における料金格差は正の見通しについてただしたところ、理事者より、上水道は企業会計であり、受益者負担による独立採算が原則である。現時点で格差は正のために一般会計から繰り入れを行うことは考えていないとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定いたしました。

次に、陳情第2号「市道知野～龍徳線の「龍徳橋」の架け替え並びに道路改良について」の審査結果についてご報告を申し上げます。

現地調査を行った結果、当橋梁は幅員が2.7メートルと狭い上、竣工から50年が経過し、路面、欄干の老朽化が著しく、車両の往来に危険を伴う状態と判断できます。また、市道につきましても、当集落における唯一の生活道であります。未改良部分が多く、通行に支障を来していると思われます。よって、委員会としましては陳情の趣旨を了とし、採択することに決しました。

以上で当委員会に付託となりました全案件に対する審査報告を終わります。よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結といたします。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

まず、議案第21号から議案第41号までの21件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第21号から議案第41号までの21件は原案のとおり決定いたしました。

次に、請願、陳情についてを採決いたします。

まず、陳情第1号から陳情第4号までは、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、陳情第1号から陳情第4号までは、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第1号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、請願第1号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

(日程2)

○議長 「常任委員会における所管事務の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長から、地方自治法第109条第6項の規定により、平成17年3月末日まで閉会中も各委員会の所管する事務全般について継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。各委員長の申し出の事件を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時57分)

○議長 再開いたします。(再開 午後4時00分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第42号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」から議案第46号「西予市野村町エコセンター新築工事請負契約について」までの5件を本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、5件の議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 議案第42号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」から議案第45号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 議案第42号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」、議案第43号「愛媛県消防団員等災害補償退職報奨金組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第44号「愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について」、議案第45号「愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成16年7月31日をもって、久万町、面河村、美川村及び柳谷村が合併し、あわせて久万凶荒予備組合が解散するとともに、平成16年8月1日から久万高原町が発足することに伴い、愛媛県市町村職員退職手当組合等関係一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びその組合規約を改正することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により関係市町村の協議が必要となったことから、議会の議決を求めるものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第42号から議案第45号までの4件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第42号から議案第45号までの4件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第45号までの4件は、原案のとおり決定いたしました。

議案第46号「西予市野村町エコセンター新築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○大森産業部長 それでは、議案第46号「西予市野村町エコセンター新築工事請負契約について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、本会議初日に議決をいただきました野村町エコセンタープラント建設工事に併せ施工するものであります。

新規堆肥センター新築工事であります。

新築する施設は、1次及び2次処理施設2,349.4平方メートル、乾燥処理施設で1,587.4平方メートル、袋詰め・ペレット製品貯蔵庫429平方メートル、管理棟55平方メートル、総建築面積4,420.8平方メートルであります。

去る7月2日に建設業者10社による指名競争入札を執行いたしました結果、株式会社東部総合建設代表取締役広瀬徹氏が2億3,415万円で落札と決定し、工事請負仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第46号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後4時07分)

○議長 再開いたします。(再開 午後4時11分)

お諮りいたします。

ただいま浅野議員外2名から提出された決議案第1号「非核平和都市宣言決議について」、意見書案第1号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(案)の提出について」、意見書案第2号「義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)の提出について」及び「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、4件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 決議案第1号「非核平和都市宣言決議について」を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

○吉良事務局長 (朗読)

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

決議案第1号を決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、決議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

意見書案第1号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

○吉良事務局長 (朗読)

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

意見書案第1号を決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

意見書案第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

○吉良事務局長 (朗読)

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

意見書案第2号を決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、意見書案第2号は原案のとおり決定いたしました。

「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

た。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

これをもって平成 1 6 年第 1 回西予市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 2 8 分

平成１６年第１回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 ２０号	野村町エコセンタープラント建設工事請負契約について	16.6.23	原案可決
議案第 ２１号	西予市議会政務調査費の交付に関する条例制定について	16.7.7	原案可決
議案第 ２２号	西予市総合計画審議会条例制定について	16.7.7	原案可決
議案第 ２３号	西予市城川町特定農山村地域活性化推進基金条例制定について	16.7.7	原案可決
議案第 ２４号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	16.7.7	原案可決
議案第 ２５号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	16.7.7	原案可決
議案第 ２６号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	16.7.7	原案可決
議案第 ２７号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について	16.7.7	原案可決
議案第 ２８号	平成１６年度西予市一般会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ２９号	平成１６年度西予市授産場特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３０号	平成１６年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３１号	平成１６年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３２号	平成１６年度西予市国民健康保険特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３３号	平成１６年度西予市老人保健特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３４号	平成１６年度西予市介護保険特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３５号	平成１６年度西予市港湾整備事業特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３６号	平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３７号	平成１６年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３８号	平成１６年度西予市公共下水道事業特別会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ３９号	平成１６年度西予市上水道事業会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ４０号	平成１６年度西予市病院事業会計予算	16.7.7	原案可決
議案第 ４１号	平成１６年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	16.7.7	原案可決
請願第 １号	西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書	16.7.7	継続審査
陳情第 １号	非核平和自治体宣言を求める陳情書	16.7.7	採 択
陳情第 ２号	市道知野～龍徳線の「龍徳橋」の架け替え並びに道路改良について	16.7.7	採 択
陳情第 ３号	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について	16.7.7	採 択
陳情第 ４号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	16.7.7	採 択

議案第 42号	愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について	16.7.7	原案可決
議案第 43号	愛媛県消防団員等災害補償退職報奨金組合を組織する地方公共団体の数の減少について	16.7.7	原案可決
議案第 44号	愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について	16.7.7	原案可決
議案第 45号	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	16.7.7	原案可決
議案第 46号	西予市野村町エコセンター新築工事請負契約について	16.7.7	原案可決
決議案第 1号	非核平和都市宣言決議について	16.7.7	原案可決
意見書案第 1号	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書（案）の提出について	16.7.7	原案可決
意見書案第 2号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）の提出について	16.7.7	原案可決
	西予市農業委員会委員の推薦について	16.6.23	推 薦
	常任委員会における所管事務の継続審査について	16.7.7	原案可決
	議員派遣の件について	16.7.7	承 認